

いきいき長寿プランふじさわ 2026

<案>

藤沢市高齢者保健福祉計画
第9期藤沢市介護保険事業計画

2024年（令和6年）3月
藤沢市

- ※ 課名につきましては、組織改正後の仮称を記載しています。
- ※ 本計画書の完成版につきましては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、印刷します。

表紙写真の説明

はじめに

<目次> (調整中)

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	3
(1) 2025年、2040年を見据えた計画策定	3
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現	4
(3) 保険者機能強化推進交付金等の取組	6
(4) 介護保険制度の改正経過	6
2. 計画の性格	8
(1) 法的根拠	8
(2) 計画期間	9
(3) 藤沢市市政運営の総合指針との関係	9
(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた取組	10
(5) 関連計画との調和	10
3. 計画の期間	13
4. 計画の策定にあたって	14
(1) アンケート調査の実施	14
(2) 計画策定委員会の設置	18
(3) パブリックコメント(市民意見公募)の実施	18
5. 日常生活圏域の設定	19

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢化の状況	23
(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し	23
(2) 高齢化の動向と今後の見通し	24
2. 介護保険を取り巻く状況	28
(1) 第1号被保険者の状況	28
(2) 要介護・要支援認定者の状況	29
3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し	31
(1) 13圏域別の現状	31
(2) 市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し	32
4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況	46
(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題	46
(2) 前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況	47
(3) 本計画で取り組むべき重点的事項	57

第3章 基本構想

1. 理想とする高齢社会像	61
2. 基本理念	62
3. 基本目標	64

(1)計画の推進体制と進行管理.....	199
(2)評価・検証	200
資料編	
1. 計画策定の経緯	203
2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	204
3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	206
4. パブリックコメント(市民意見公募)において提出された意見・提案	207
5. 用語解説	210

第1章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

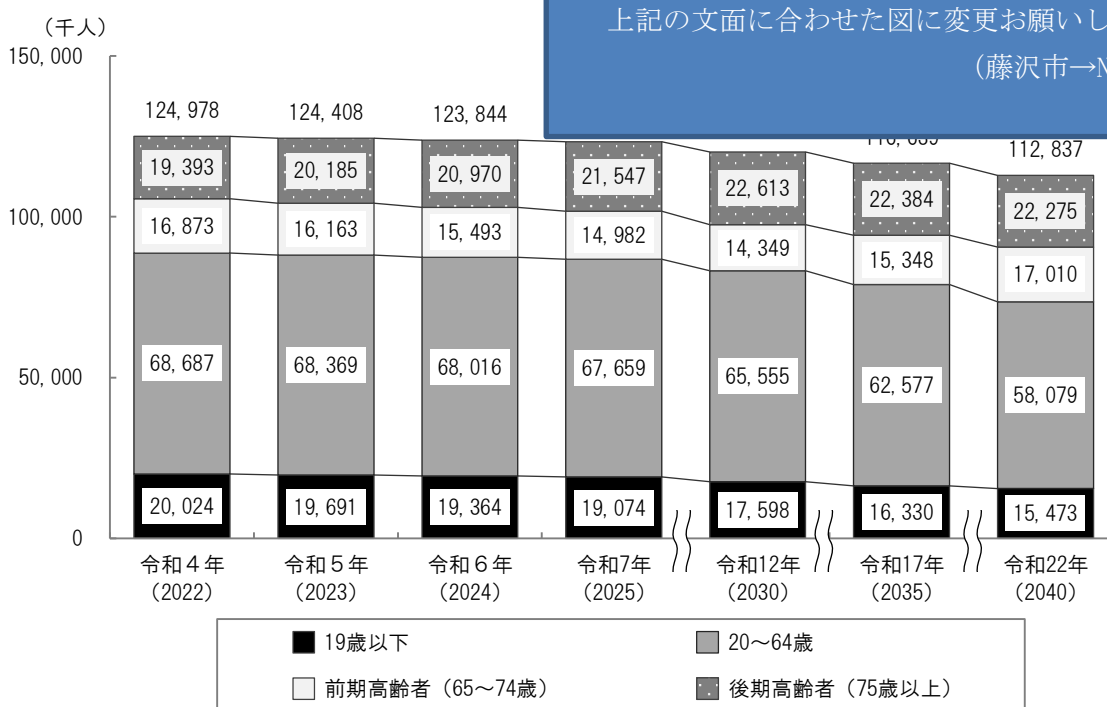
(1)2025年を迎える現状及び2040年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口(令和5年推計。出生中位(死亡中位)推計)によれば、2025年(令和7年)には、前期高齢者が1,484万人(総人口比12.4%)、後期高齢者が2,145万人(総人口比17.8%)となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、さらに後期高齢者が増加し、2,205万人(総人口比20.6%)となる見込みです。また、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加も見込まれています。さらに、生産年齢人口(15~64歳)の将来推計人口は、2025年(令和7年)には、7,310万人(総人口比59.3%)となり、2040年(令和22年)には6,213万人(総人口比55.1%)と著しく減少していくことが見込まれています〔図表1-1〕。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、これまで以上に地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護サービスの基盤の計画的な整備や、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保並びに介護現場の生産性向上をめざすとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支えあい、人と人、人と社会とがつながり続ける「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

図表1-1 日本の将来人口推計

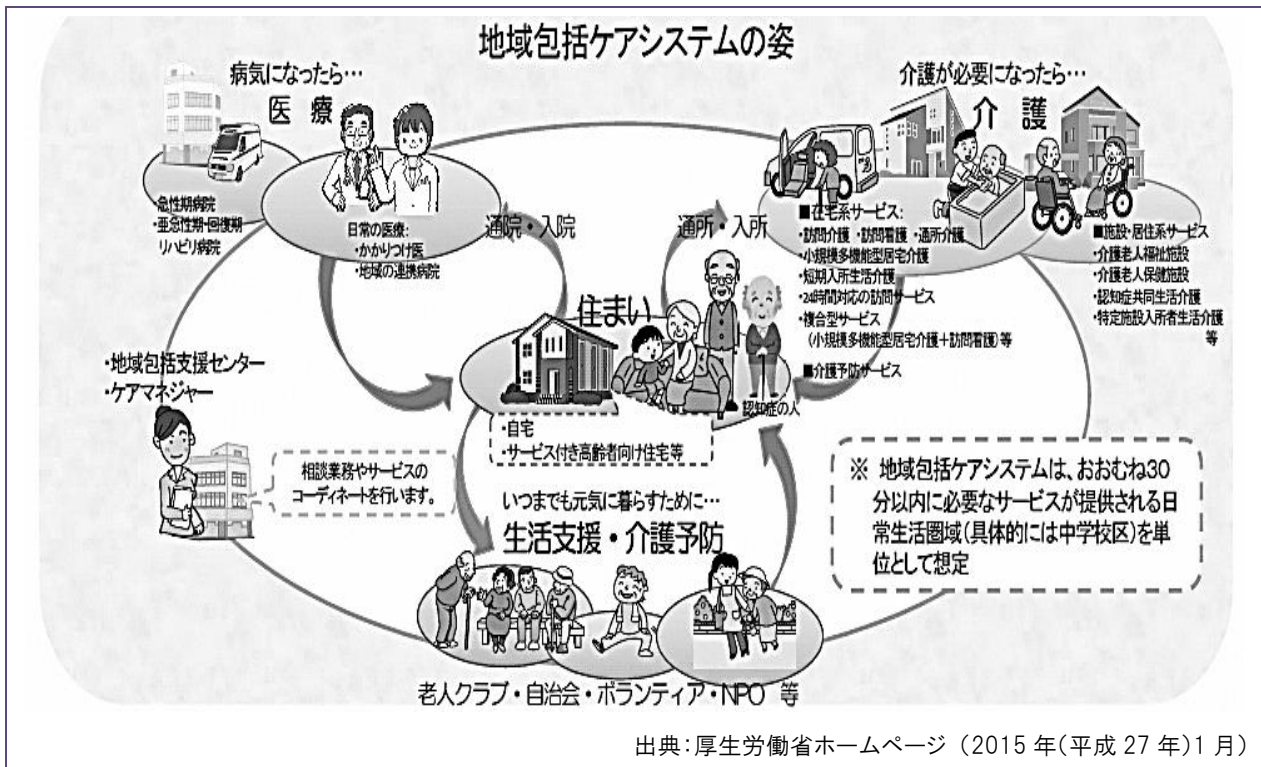


※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」出生中位(死亡中位)推計値

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

○ 地域包括ケアシステム～高齢者の暮らしを支えるネットワーク～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる仕組みです。



地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



(厚生労働省資料)

○ 孤独・孤立対策推進法の施行

令和6年4月1日に施行される「孤独・孤立対策推進法」においては、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に影響を受けている状態にある方への支援等に関する取組について定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」及び「相互にささえあい、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざすことがうたわれています。

今後、本市においても高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯の割合が増え続けることから、地域包括ケアシステムに孤独・孤立対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

○ 認知症基本法の成立(→もしくは施行)

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法が令和5年6月に成立、令和〇年〇月〇日施行されました。

認知症の人を含めた高齢者一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現の推進を目的とし、地方公共団体の責務として、認知症施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する、と定められています。

○ 地域共生社会の実現に向けて～本市における地域包括ケアシステムの推進～

高齢者人口の急速な進展に伴い、ますます複合化・複雑化が予想される生活課題に対して、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な公的サービスの充実や地域づくり等の支援として、高齢者の暮らしを支えるネットワークである「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となり得るものであり、その中心である高齢者の経験・知識がもたらす社会資源としての役割など、地域での活躍が期待されています。

また、本市では、立場や分野を超えて支えあう考え方や、複数の課題が重なり合う世帯への支援など、これまでの制度では解決が困難な課題に対応する仕組みとして、すべての市民を対象とした「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進しており、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムを普遍化することによる「包括的な支援体制の構築」に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、ともに活動し、ともにつながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の取組

2018年(平成30年)4月に、自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化することを目的に「保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)」が創設されました。

これは、国が設定する重度化防止等の指標に対して、市町村がその取組を行っている場合に点数が付与される仕組みであり、その得点などに応じて国から市町村へ交付金が支給されるものです。

さらに、令和2年度からは、予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が新たに創設され、保険者として機能強化を図るうえでも、積極的に点数の獲得に向けた取組を実施していきます〔図表1-2〕。

図表1-2 保険者機能強化推進交付金等の構成

令和2年度 評価実績	項目数	配点	藤沢市 得点	県平均点数
I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	125	128.18
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	616	661.03
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	61	
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	85	
(3) 在宅医療・介護連携	6	90	45	
(4) 認知症総合支援	6	175	130	
(5) 介護予防／日常生活支援	17	450	158	
(6) 生活支援体制の整備	4	85	67	
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	70	
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	130	118.88
(1) 介護給付の適正化等	9	120	60	
(2) 介護人材の確保	9	120	70	
総計	76	1,575	871	908

(4) 介護保険制度の改正経過

介護を家族(家庭)だけではなく、社会全体で支える仕組みとして、2000年(平成12年)に介護保険制度が創設され、2012年(平成24年)には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始されました。

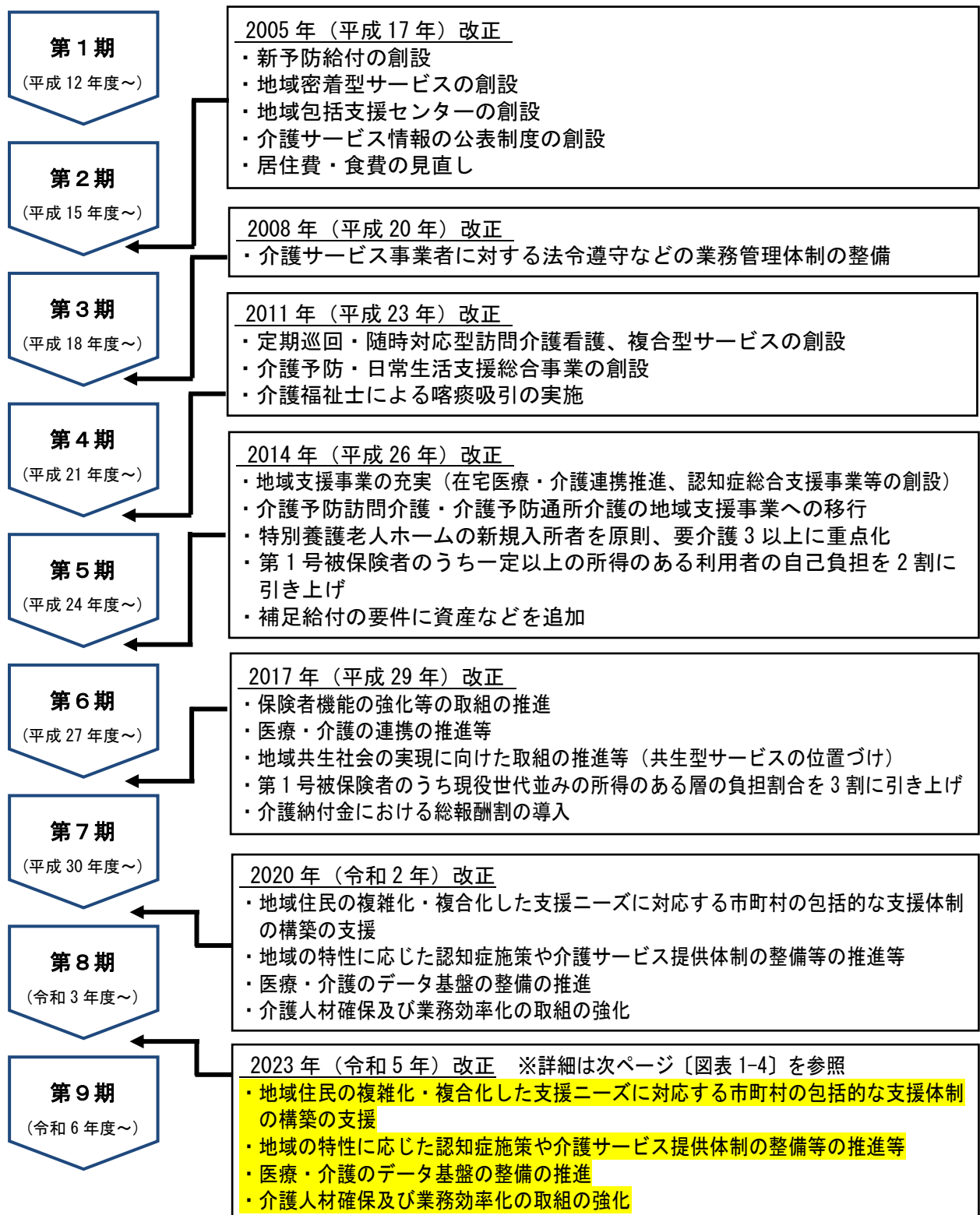
2015年(平成27年)には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある人は支払い能力に応じて自己負担が引き上げられました。

また、介護予防給付の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、特別養護老人ホームの中重度者への重点化が図られました。

そして、2018年(平成30年)4月には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進や、現役世代並みの所得者の自己負担の見直しが図られました。

2024年(令和6年)4月に施行される介護保険法等の改正は、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進などが主な内容となっています〔図表1-3〕。

図表1-3 介護保険法の主な改正経過



図表1-4 2023年(令和5年)の介護保険法等の改正ポイント

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）

- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等（介護保険法、老人福祉法）

- ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ・ 介護保険事業計画の作成にあたり、市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

- ・ 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報について安全性を担保しつつ提供することができることとする。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律）

- ・ 介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ・ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ・ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

2. 計画の性格

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいをづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

(2) 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）を迎えることと、高齢者人口のピークとされる2040年（令和22年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する各種事業を実施していきます。

計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

(3) 藤沢市市政運営の総合指針との関係

本市では、都市としての長期的な展望を見据えながら、重要性や緊急性の高い取組を着実に実施できる体系として、「総合計画」に替わる「総合指針」を策定しています。

総合指針は、4年の期間ごとに定めるものとして、現在、令和3年度から令和6年度までを期間とした「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、めざす都市像（郷土愛あふれる藤沢）とそれを実現するための8つの基本目標を掲げるとともに、重点方針として、5つのまちづくりテーマとそのテーマごとの重点施策を位置づけています。

(4)SDGsを踏まえた取組

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、2030年(令和12年)までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。日本においても、政府が2016年(平成28年)12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年(令和5年)12月に改定しSDGs推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021年(令和3年)4月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、新たにSDGsの視点を取り入れ、2021年(令和3年)10月には、より具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、取組を着実に推進するとともに、多様なステークホルダーとの連携による地域の活性化や地域課題の解決を目指しています。

これらを踏まえ、策定し、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



(5)関連計画との調和

ア 国においては、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」により、平成30年度以降、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の計画作成・見直しのサイクルが一致しましたが、これらの計画の整合性を確保するためには、それぞれの計画において、医療及び介護の連携を強化する取り組みを推進していくことが求められています。

具体的には、従来、療養病床などへの入院により、介護保険サービスを利用していなかった人が、病床の機能分化・連携に伴い、在宅医療などに移行することが見込まれ、この「療養病床などから在宅医療などに移行する人」は、新たに介護保険サービスの利用も見込まれることから、必要な介護保険サービス量を適切に見込む必要があります。

このことから、医療及び介護の連携を推進するためには、本計画の介護の整備目標と神奈川県保健医療計画の在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要があります。 →(地域医療と介護に相談したい)

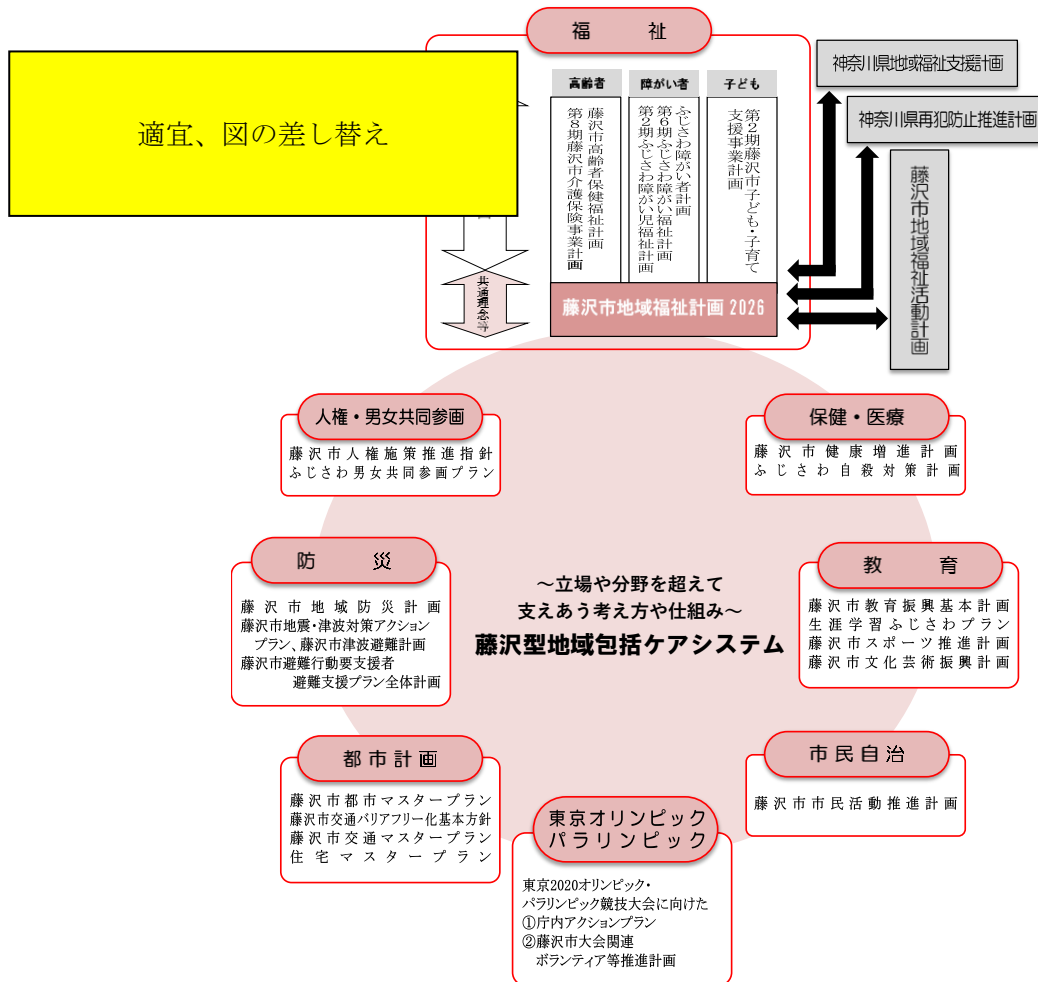
イ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、複合化した問題を抱える個人や世帯への対応、「制度の狭間」にあって支援等が行き届かないことへの課題などへの対応ができるよう、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい

者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなっています。

- ウ 「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が 2019 年(令和元年)6 月に公布されました。この改正に合わせて「高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組の実施にかかる指針」が全面的に改正され、被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された場合も、各種の保健予防事業等の継続が求められたことから、個々の診断による医療・介護制度が継続して受けられることや、保健指導と介護予防の一体的実施による効果的なフレイル予防が実施できるよう進めていきます。
- エ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が 2021 年に施行され、地域共生社会の実現を図るため、**市町村においては①地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設に対し、所要の措置を講じるものとされています。**
- オ 市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、2020 年 6 月に社会福祉法のさらなる改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を一体的に展開することとされました。本市においては、藤沢市地域福祉計画の具体的な実施計画の位置づけで、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を 2023 年 3 月に策定いたしました。高齢者施策においても、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、ともに活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

以上を踏まえ、本計画の改定にあたっては関係法令等の改正や、本市が分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域福祉計画との整合を図りつつ、関連計画との調和も図っていきます〔図表 1-5〕。

図表1-5 関連計画図



3. 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-6〕。

また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年(令和7年)をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年(令和22年)の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

図表1-6 主な福祉関係計画の計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
藤沢市市政運営の 総合指針 2024 (平成3年度～令和6年度)									
いきいき長寿プラン ふじさわ 2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)		【本計画】 いきいき長寿プラン ふじさわ 2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画)			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉 計画・第11 期藤沢市介 護保険事業 計画	
藤沢市地域福祉計画 2026 (令和3年度～令和8年度)									
ふじさわ障がい者プラン 2026 (令和3年度～令和8年度)									
ふじさわ障がい者計画									
第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)									
第2期ふじさわ障がい児福祉 計画 (令和3年度～令和5年度)									
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)									
元気ふじさわ健康プラン ＜藤沢市健康増進計画(第2次)＞ (平成27年度～令和6年度)									
第2期藤沢市国民健康保険 データヘルス計画 (平成30年度～令和5年度)									
第7次神奈川県保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)			第8次神奈川県保健医療計画 (令和6年度～令和11年度)						
神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度)									

4. 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しに向け、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人、及び要介護・要支援の認定を受けている人の現状や意識・意向、ニーズを把握するために、2種類の調査を実施しました。

また併せて、介護離職を防ぐためのサービスの在り方を検討する調査や、介護保険サービスを提供している事業者に対しても、現在のサービスの実績や実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ 2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）11月24日～12月9日
回収結果	有効回収数 2,816（回収率 70.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 人生最期の時（終活）について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、サービスを受ける利用者と主な介護者の生活状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）10月13日～10月31日まで
回収結果	有効回収数2,024人（回収率67.5%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や家族の状況について ○ 介護保険サービスについて ○ 介護における相談などについて ○ 介護予防などの事業について ○ 主な介護者の方について

○ 藤沢市在宅介護実態調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、「要介護者の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に有効な介護サービスの在り方を検討するため、調査を実施した。
調査対象	主に在宅で生活をしている要介護・要支援認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族
調査依頼件数	624件
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	2022年（令和4年）6月15日～2023年（令和5年）2月14日
回収結果	有効回答数602件（目標サンプル数の600件に達したため終了）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人 ○ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護 等

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

① 在宅生活改善調査

調査目的	自宅や有料老人ホーム等にお住まいで生活の維持が困難となっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援、(看護)小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員
対象者数	133 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和 5 年)2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 98 事業所(回収率 73.7%)
主な調査項目	○ 自宅等から居場所を変更した利用者 ○ 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由 等

② 居所変更実態調査

調査目的	過去 1 年間の施設・居住系サービス等の入居又は退去の流れ、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	特別養護老人ホーム、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム
対象者数	156 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和 5 年)2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 94 事業所(回収率 60.3%)
主な調査項目	○ 過去 1 年間の新規で入所・入居した利用者の人数と入居前の居場所 ○ 過去 1 年間に退去した利用者の人数と退去先 ○ 居所変更した理由 等

③ 介護人材実態調査

調査目的	介護職員の資格の有無、性別や年齢などの詳細な実態を把握し、人材の確保及び定着等に必要な支援等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援を除く全サービス
対象者数	480 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年（令和 5 年）2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 265 事業所（回収率 55.2%）
主な調査項目	○ 介護職員の状況（資格、雇用形態、性別、年齢、勤務年数等） ○ 過去 1 年間の介護職員の職場の変化 ○ 職員の年齢別の訪問介護提供時間 等

(2) 計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

(3) パブリックコメント(市民意見公募)の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

【実施期間】2023年(令和5年)11月25日(水)～12月24日(木)

【実施案件】(仮称)いきいき長寿プランふじさわ 2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～(素案)

【意見等を提出できる人】

市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する人、その他利害関係者

【提出された意見等の集計】

郵送	1 通
持参	12 通
ファックス	1 通
合 計	14 通

【提出された意見等の内訳】

① 計画全般について	3 件
② 地域住民の交流・居場所づくりについて	5 件
③ 在宅医療・介護等の連携による在宅生活の充実	1 件
④ 介護予防・日常生活支援総合事業	2 件
⑤ サービスの質の向上	3 件
⑥ 介護保険事業所の整備	6 件
⑦ 介護保険料・介護保険サービス利用料	11 件
⑧ 新型コロナウイルス感染症について	3 件
⑨ その他の意見	1 件
合 計	35 件

【実施結果の公表】

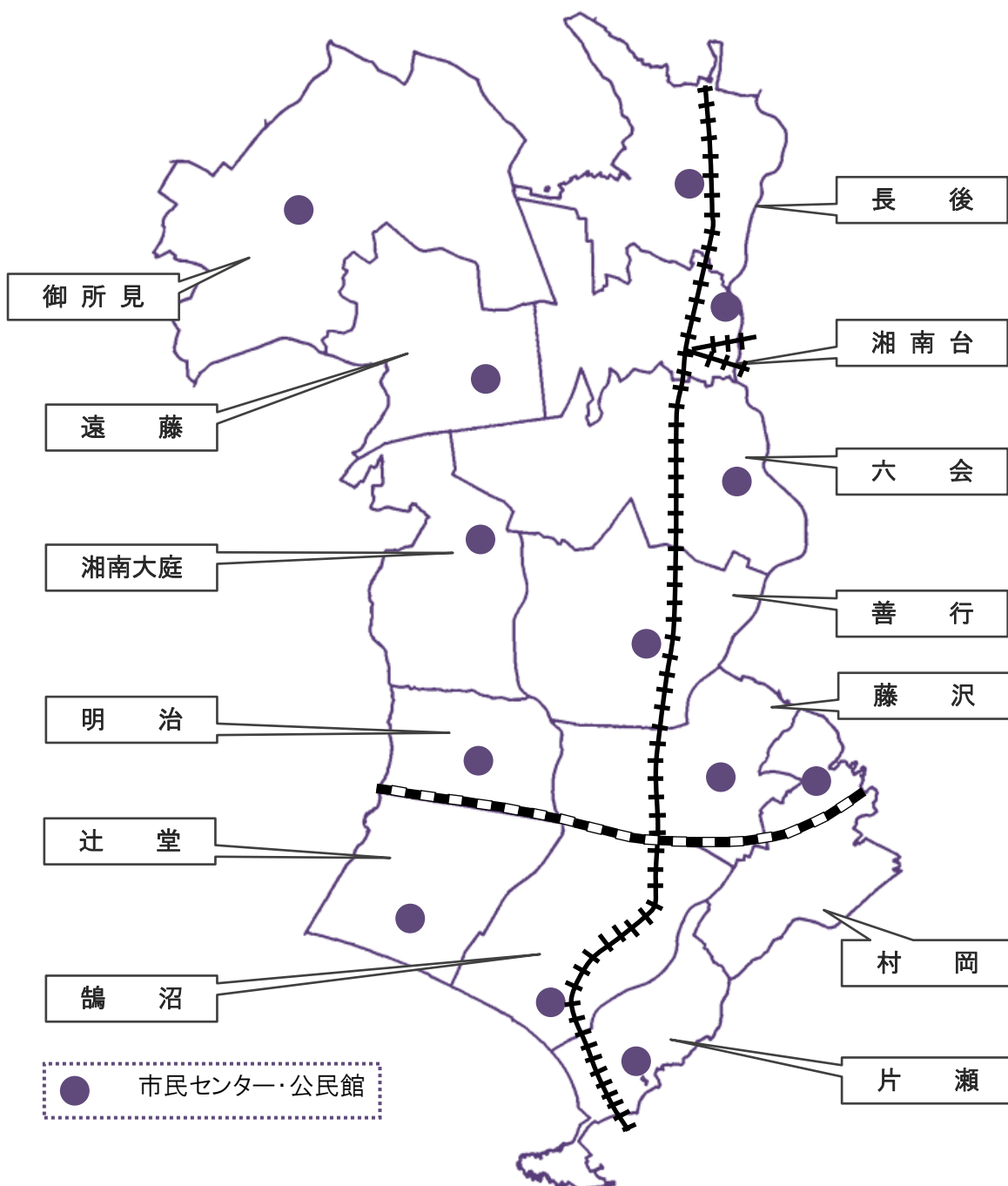
2024年(令和6年)1月25日(月)から2月24日(水)まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

※提出された意見等及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。



第2章

高齢者を取り巻く状況

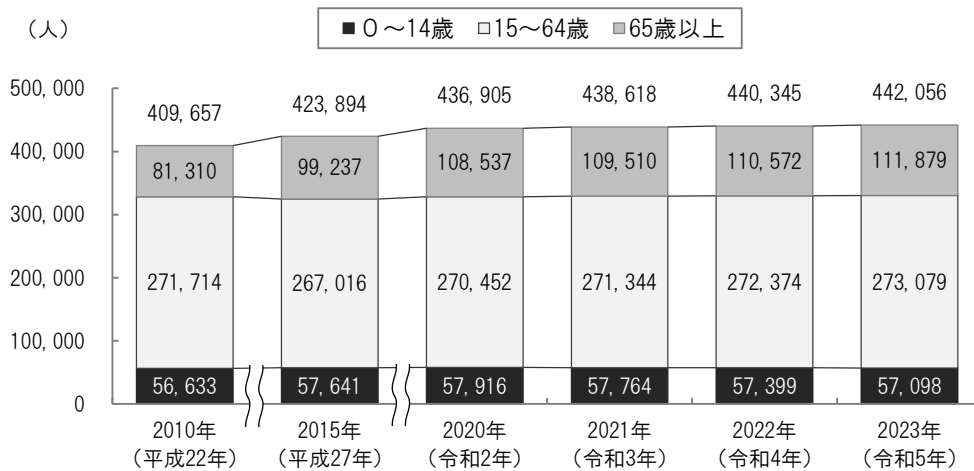
1. 高齢化の状況

(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

○ 総人口の動向と今後の見通し [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2023年(令和5年)10月1日現在、438,177人となっており、年々増加傾向にあります。〔図表2-1〕。

図表2-1 藤沢市の総人口の推移



各種推計結果 0426 の「全市」より作成。住民基本台帳の実績が出次第更新

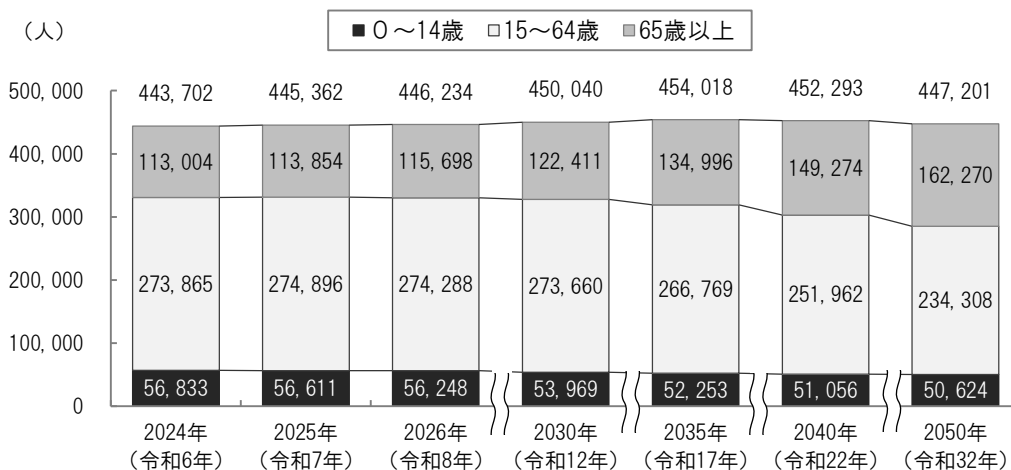
※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年(平成24年)7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年(平成24年)以降は外国籍人口を含む。

○ 総人口の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2035年(令和17年)に454,018人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです〔図表2-2〕。

図表2-2 藤沢市の総人口の推移



※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用(平成27年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

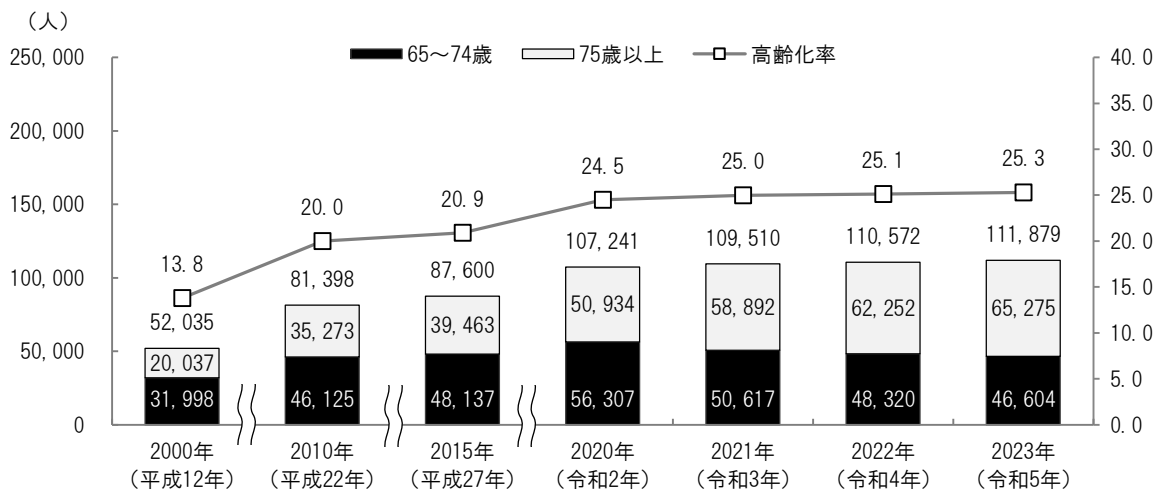
(2) 高齢化の動向と今後の見通し

○ 高齢化の動向 [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口(65歳以上人口)は年々増加傾向にあり、2013年(平成25年)には高齢化率が21%を超え、超高齢社会といわれる都市となりました。

2023年(令和5年)10月1日現在、高齢者人口は107,241人、高齢化率は24.5%で、約4人に1人が高齢者となっています[図表2-3]。

図表2-3 藤沢市の高齢者人口の推移



※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年(平成24年)7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年(平成24年)以降は外国籍人口を含む。

(参考) 神奈川県・全国の人口と高齢化率の推移

		2010年 (平成22年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
神奈川県	総人口 (人)	9,008,132	9,201,825	9,236,337	9,231,177	9,201,825
	高齢者人口 (人)	1,784,794	2,311,697	2,312,173	2,324,007	2,311,967
	高齢化率 (%)	19.9	25.4	25.6	25.8	25.1
全国	総人口 (万人)	12,806	12,571	12,550	12,495	12,588
	高齢者人口 (万人)	2,958	3,619	3,621	3,624	3,608
	高齢化率 (%)	23.1	28.8	28.9	29.0	28.7

※ 神奈川県の2000年(平成12年)の人口・高齢化率は、国勢調査結果による集計数値。10月1日現在。

※ 神奈川県の2014年(平成26年)以降の人口・高齢化率は、「神奈川県年齢別人口統計調査」による。各年1月1日現在。なお、高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いて算出。

※ 全国の人口・高齢化率は、総務省統計局「人口推計」による。各年10月1日現在。2023年(令和5年)の人口・高齢化率は10月1日現在の概算値。

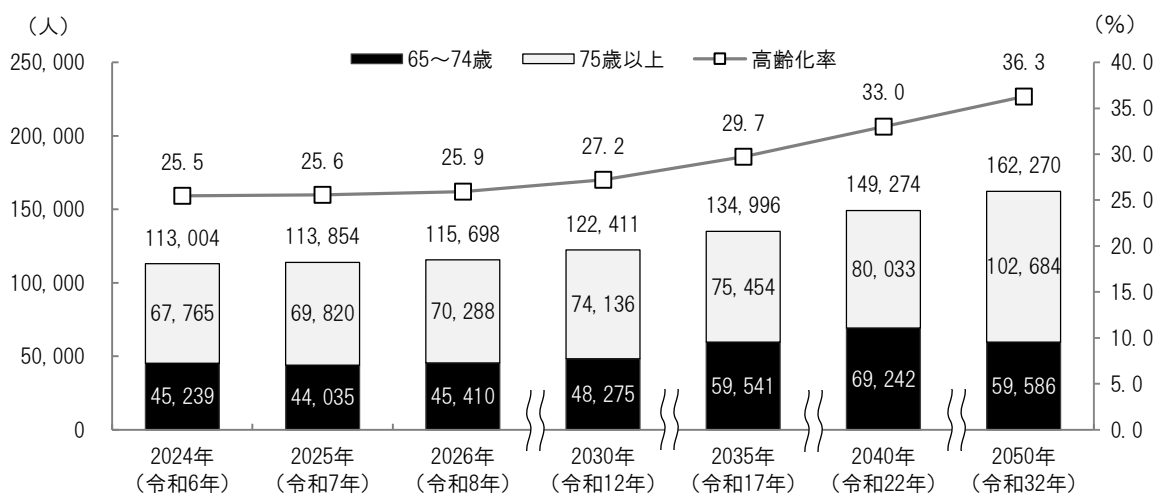
神奈川県・全国の R5. 10 月実績が出次第更新

○ 高齢化の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、2026年(令和7年)に、高齢者人口は115,698人、高齢化率は25.9%と推計され、4人に1人が高齢者になります。

また、その後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2050年(令和32年)には、高齢者人口が162,270人、高齢化率が36.3%となる見込みです[図表2-4]。

図表2-4 藤沢市の高齢者人口の将来の見通し



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

(参考)神奈川県・全国の将来推計人口

		2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
神奈川県	総人口 (人)	9,141,394	9,069,562	8,933,474	8,750,958	8,541,016
	高齢者人口 (人)	2,356,153	2,423,955	2,526,325	2,684,002	2,867,750
	高齢化率 (%)	25.8	26.7	28.3	30.7	33.6
全国	総人口 (万人)	12,571	12,326	12,012	11,664	11,284
	高齢者人口 (万人)	3,619	3,653	3,696	3,773	3,928
	高齢化率 (%)	28.8	29.6	30.8	32.3	34.8

※ 神奈川県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

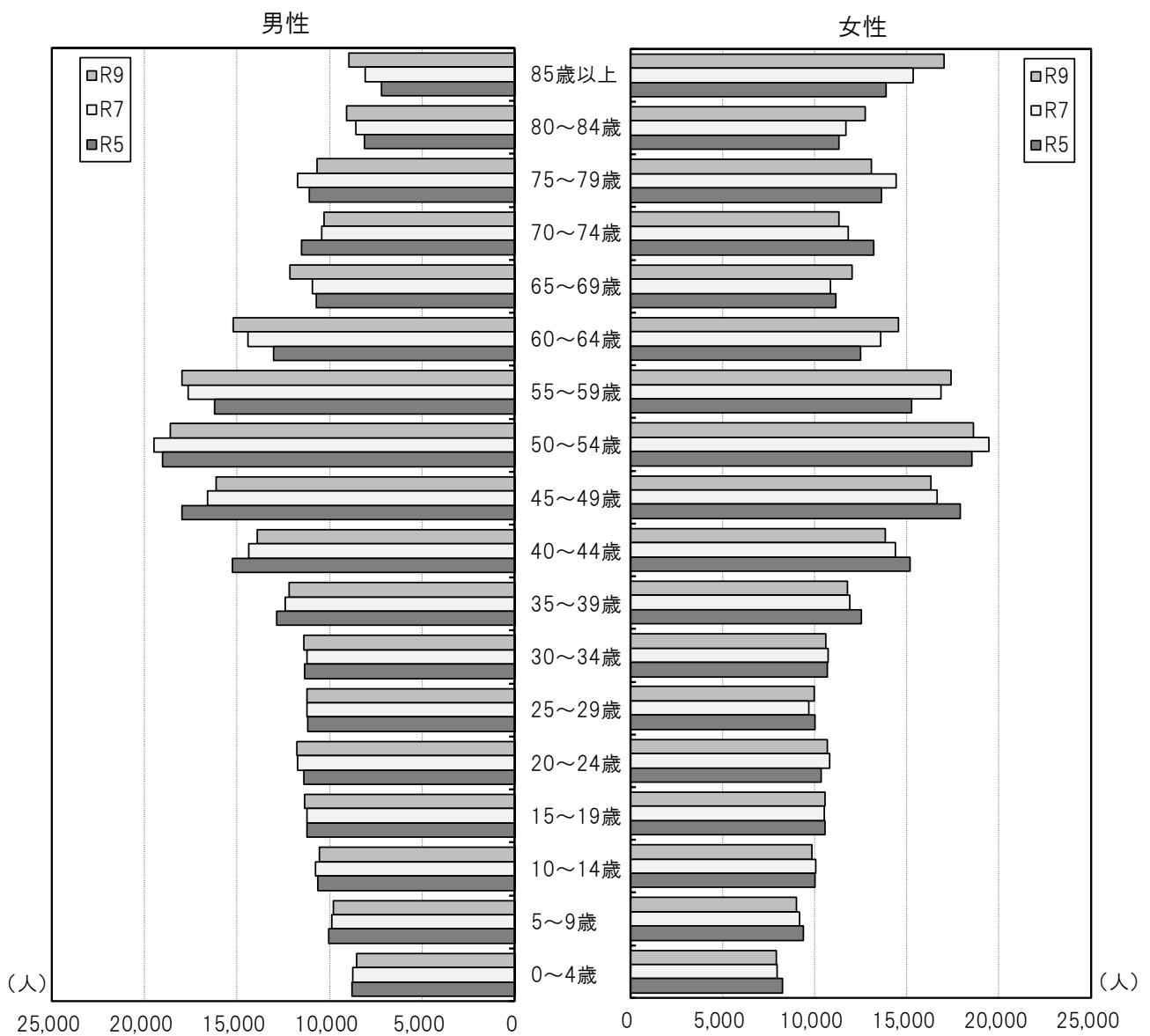
※ 全国の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

○ 人口構造の今後の見通し

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を0歳(今回は0～4歳)、頂点を最高年齢者(今回は85歳以上)として年齢を刻み、左右に男女別・年齢別の人口数または割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとする先進国では、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市でも、2020年(令和2年)現在、「つぼ型」の傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)へ移行する中で、高齢者人口は増加する一方、30歳代から40歳代の人口は減少する見込みです〔図表2-5〕。

図表2-5 藤沢市の男女別・5歳階級別人口ピラミッド

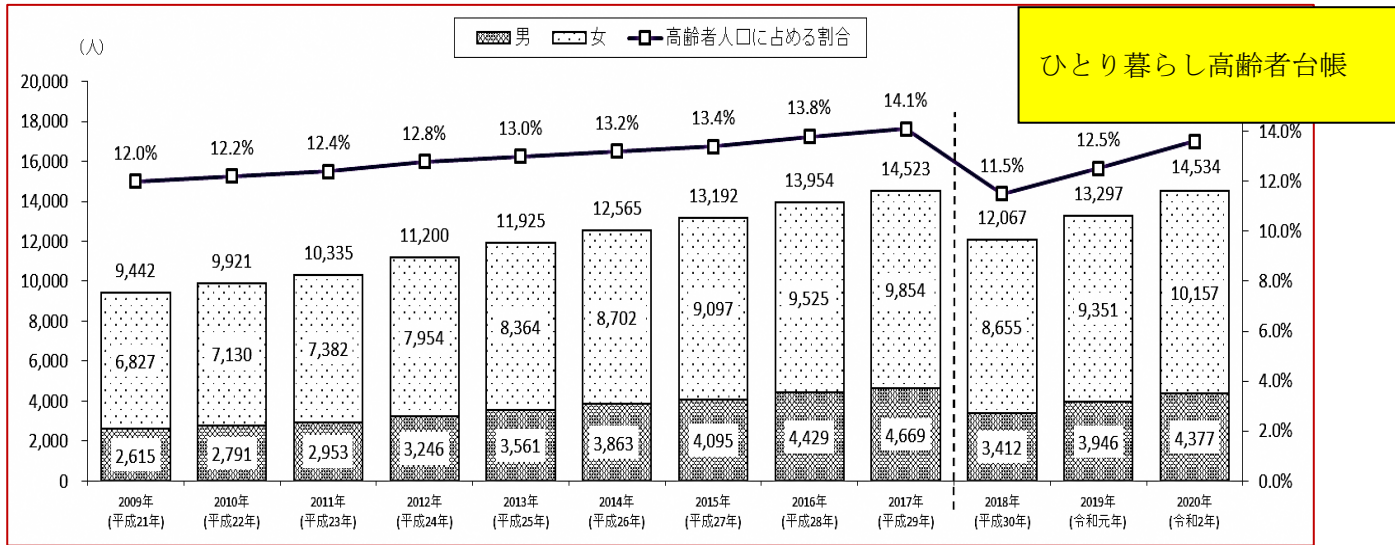


※ 令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

○ ひとり暮らし高齢者の動向

ひとり暮らし高齢者台帳によると、2020年(令和2年)10月1日現在、70歳以上のひとり暮らし高齢者は14,534人と、増加傾向にあり、高齢者の1割以上がひとり暮らしをしている状況です〔図表2-6〕。

図表2-6 藤沢市のひとり暮らし高齢者の推移

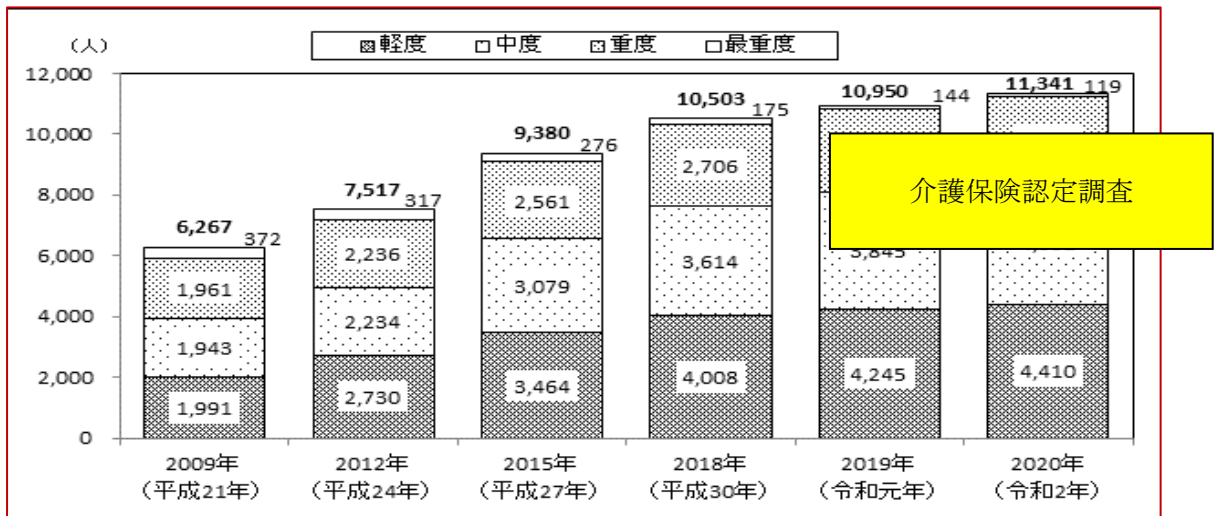


※ ひとり暮らし高齢者台帳に基づく。各年10月1日現在。
 ※ 2018年(平成30年)より年齢基準を65歳以上から70歳以上に変更。

○ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2020年(令和2年)9月末現在で11,341人となっており、毎年増加傾向にあります〔図表2-7〕。

図表2-7 藤沢市の認知症高齢者の推移



※2012年(平成24年)までは各年度末現在。2015年(平成27年)以降は9月末現在。
 ※住所地特例該当者を含む。

2. 介護保険を取り巻く状況

(1)第1号被保険者の状況

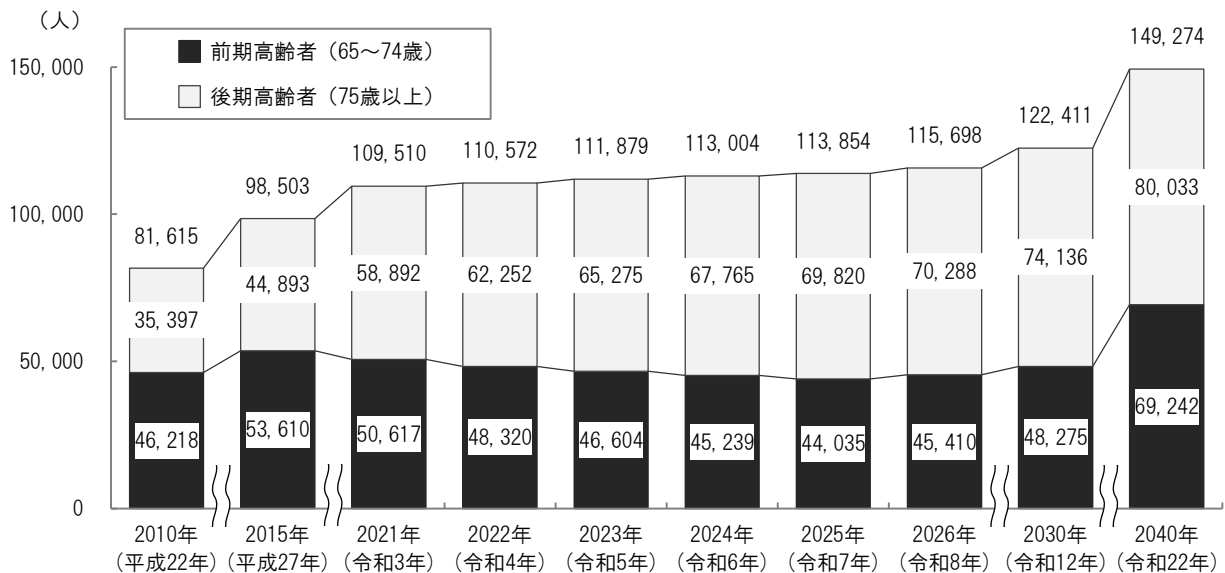
○ *第1号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2023年(令和5年)9月末現在、111,879人となり、前年に比べて1,307人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2025年(令和8年)には115,698人、2040年(令和22年)には、149,274人となる見込みです〔図表2-8〕。

*第1号被保険者とは、65歳以上の本市の介護保険の被保険者です。

*第1号被保険者数には、住所地特例該当者を含むため、65歳以上人口とは一致しません。

図表2-8 藤沢市の第1号被保険者の推移と今後の見通し



※ 各年9月末現在

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
第1号被保険者数(人)	81,615	98,503	109,510	110,572	111,879
前期高齢者(65-74歳)	46,218	53,610	50,617	48,320	46,604
後期高齢者(75歳以上)	35,397	44,893	58,892	62,252	65,275
後期高齢者構成割合(%)	43.4%	45.6%	53.8%	56.3%	58.3%
	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)
第1号被保険者数(人)	113,004	113,854	115,698	122,411	149,274
前期高齢者(65-74歳)	45,239	44,035	45,410	48,275	69,242
後期高齢者(75歳以上)	67,765	69,820	70,288	74,136	80,033
後期高齢者構成割合(%)	60.0%	61.3%	60.8%	60.6%	53.6%

(2)要介護・要支援認定者の状況

○ 要介護・要支援認定者数の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数(第2号被保険者を含む)は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2020年(令和2年)9月末現在、20,184人となっています。

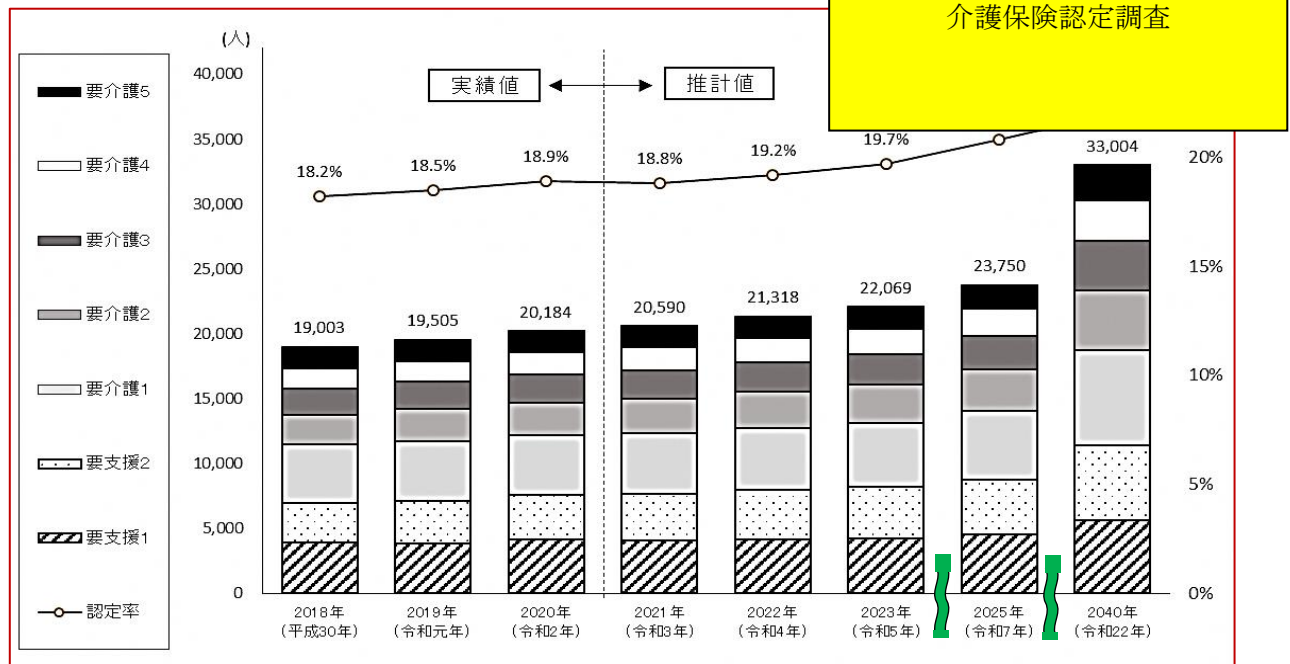
今後も増加傾向は継続し、第8期計画の最終年度である2023年(令和5年)には、22,069人、2040年(令和22年)には、33,004人となる見込みです〔図表2-9・10-11〕。

図表2-9 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移

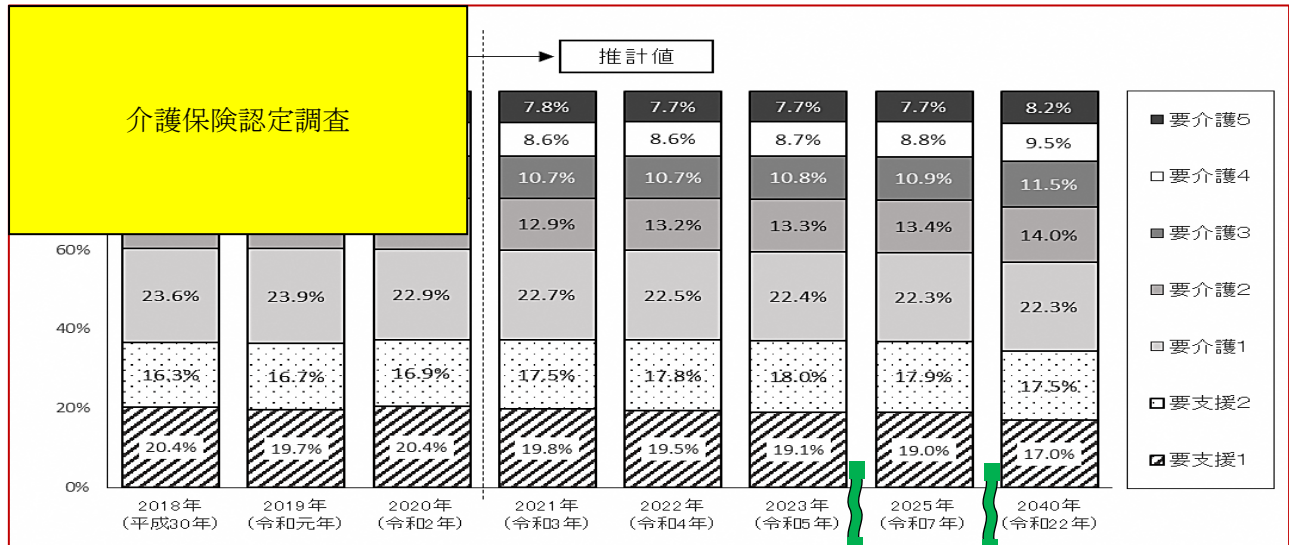
	第7期計画期間			第8期計画期間			2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)		
要支援1	3,875	3,831	4,125	4,072	4,149	4,231	4,510	5,630
要支援2	3,101	3,259	3,422	3,597	3,791	3,968	4,262	5,763
要介護1	4,486	4,658	4,615	4,679	4,803	4,939	5,304	7,352
要介護2	2,294	2,474	2,557	2,660	2,808	2,935	3,175	4,623
要介護3	2,027	2,072	2,163	2,195	2,287	2,382	2,581	3,806
要介護4	1,584	1,624	1,717	1,770	1,845	1,922	2,085	3,122
要介護5	1,636	1,587	1,585	1,617	1,635	1,692	1,833	2,708
合計	19,003	19,505	20,184	20,590	21,318	22,069	23,750	33,004
対高齢者(第1号被保険者)人口比	18.2%	18.5%	18.9%	18.8%	19.2%	19.7%	20.8%	22.0%

※各年9月末現在(単位:人)

図表2-10 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移



図表2-11 藤沢市の要介護・要支援認定者数の構成比の推移



○ 13 地区別の要介護・要支援認定者数

13 地区別の要介護・要支援認定者数は、高齢者人口、特に 75 歳以上の後期高齢者の人口に比例して多くなる傾向にあります。また、65 歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者割合の高い片瀬地区・辻堂地区で高く、65 歳以上人口に占める前期高齢者の割合が高い湘南大庭地区・遠藤地区では、低い傾向となっています〔図表 2-12〕。

図表2-12 13地区別の要介護・要支援認定者数

	総人口	65 歳以上人口		65～74 歳人口 (前期高齢者)		75 歳以上人口 (後期高齢者)		認定者数		
		人数	対人口比 (高齢化率)	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	順位
片瀬	20,368	5,764	28.3%	2,486	43.1%	3,278	56.9%	1,231	21.4%	1位
鵜沼	58,803	14,207	24.2%	6,571	46.3%	7,636	53.7%	2,697	19.0%	5位
辻堂	44,645	9,923	22.2%	4,534	45.7%	5,389	54.3%	1,915	19.3%	3位
村岡	31,393	6,643	21.2%	3,200	48.2%	3,443	51.8%	1,196	18.0%	8位
藤沢	47,257	10,996	23.3%	5,262	47.9%	5,734	52.1%	2,136	19.4%	2位
明治	30,860	6,782	22.0%	3,353	49.4%	3,429	50.6%	1,304	19.2%	4位
善行	42,152	11,455	27.2%	5,236	45.7%	6,219	54.3%	2,149	18.8%	6位
湘南大庭	32,112	10,465	32.6%	5,518	52.7%	4,947	47.3%	1,505	14.4%	13位
六会	35,711	7,867	22.0%	3,883	49.4%	3,984	50.6%	1,458	18.5%	7位
湘南台	31,361	6,055	19.3%	2,841	46.9%	3,214	53.1%	1,050	17.3%	10位
遠藤	11,876	2,800	23.6%	1,448	51.7%	1,352	48.3%	470	16.8%	12位
長後	33,688	9,011	26.7%	4,154	46.1%	4,857	53.9%	1,544	17.1%	11位
御所見	17,951	5,273	29.4%	2,448	46.4%	2,825	53.6%	948	18.0%	8位

※(単位:人)

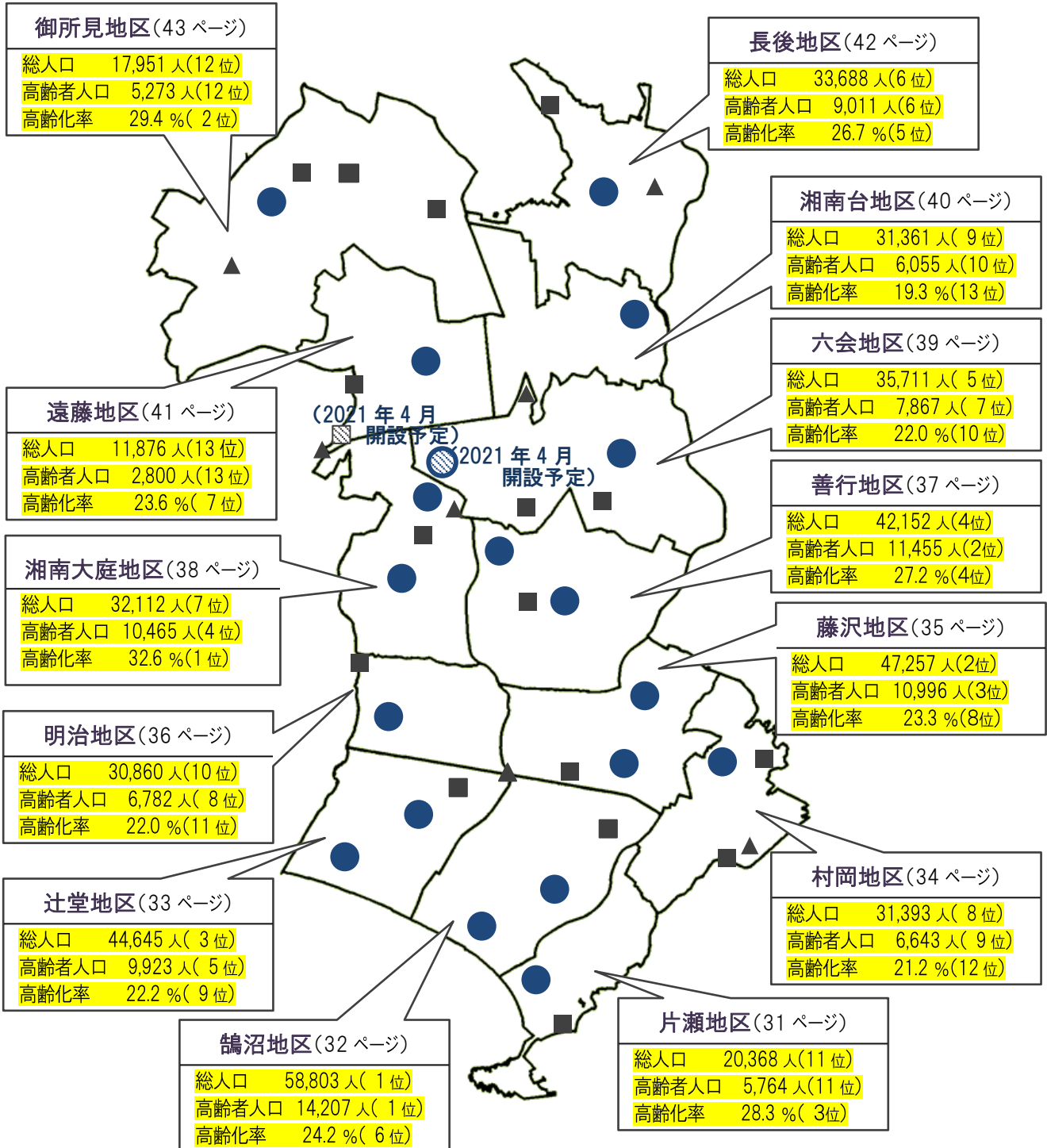
※ 人口は住民基本台帳に基づく。2020年(令和2年)10月1日現在。

※ 認定者数は住所地特例該当者を除く。2020年(令和2年)9月末現在。

3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し

(1)13 圏域別の現状

※ 住民基本台帳に基づく。2023年(令和5年)10月1日現在。



(2)市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し

市 全 域



本市は、境川、引地川から湘南海岸・相模湾へと市域を南北に貫く水のネットワークを中心に豊かな自然環境を形成しています。また、行政区域である13地区ごとに、地域の特性を生かしたまちづくりや主体的な市民活動が行われています。

2023年(令和5年)10月現在、**高齢化率は24.5%**となっており、超高齢社会といわれる都市となっています。

■ 現 状 ■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	438,177人
高齢者人口	107,241人
（うち、75歳以上の人口）	56,307人
高齢化率	24.5%
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	12.9%
ひとり暮らし高齢者人口	14,534人
高齢者人口に占める割合	13.6%
在宅ねたきり高齢者人口	106人
高齢者人口に占める割合	0.10%

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	19,603人
高齢者人口に占める割合	18.3%
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	7,432人 [37.9%]
要介護1, 2	6,938人 [35.4%]
要介護3以上	5,233人 [26.7%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 10,901人 高齢者数に対する割合 10.2%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	57カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	61カ所
③在宅医療受入可能薬局	64カ所
④訪問看護ステーション	32カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	16施設
介護老人保健施設	7施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3施設
夜間対応型訪問介護	1施設
認知症対応型通所介護	4施設
地域密着型通所介護	49施設
小規模多機能型居宅介護	21施設
看護小規模多機能型居宅介護	4施設
認知症対応型共同生活介護	31施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	6施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	478
単位老人クラブ	134
クラブ	4施設
地域ささえあいセンター	3施設
いきいきシニアセンター	36施設
地域の縁側	7施設
高齢者の通いの場(住民主体型)	41カ所
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	12カ所
地区ボランティアセンター	29団体

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	29団体
--------------	------

■ 今後の高齢化の見通し ■

【高齢者人口と高齢化率の推移】



年	総人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
2015年	423,894	99,237	23.4%
2018年	430,544	105,087	24.4%
2020年	434,978	108,988	25.1%
2025年	441,131	114,788	26.0%

(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	増加傾向 (+2.5%)
高齢者人口	増加傾向 (+9.2%)
高齢化率	増加傾向 (+1.6ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

片瀬地区



片瀬地区は、湘南海岸や江の島など自然環境を生かした首都圏有数のレクリエーション拠点により形成されています。藤沢市のイメージを代表する地区の1つであり、多くの観光客が訪れています。比較的に公共交通の利便性が高い一方で、江の島や片瀬山などの地形の高低差が大きいことが特徴です。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	20,368人	(11位)
高齢者人口	5,764人	(11位)
（うち、75歳以上人口）	3,278人	(10位)
高齢化率	28.3%	(3位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	16.1%	(1位)
ひとり暮らし高齢者人口	473人	(13位)
高齢者人口に占める割合	8.2%	(12位)
在宅ねたきり高齢者人口	10人	(4位)
高齢者人口に占める割合	0.17%	(2位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,231人	(9位)
高齢者人口に占める割合	21.4%	(1位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	480人	[39.0%]
要介護1, 2	421人	[34.2%]
要介護3以上	330人	[26.8%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）(2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 665人 高齢者数に対する割合 11.5%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 8カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川県 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

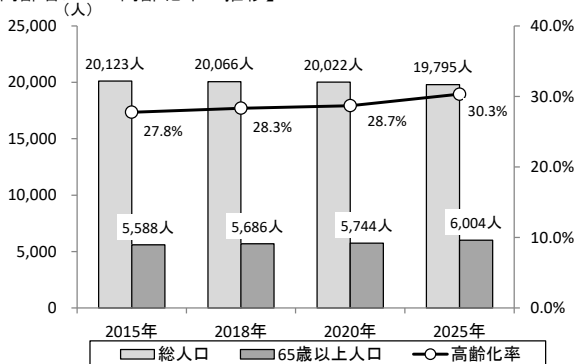
認知症対応型通所介護 1施設
地域密着型通所介護 1施設
認知症対応型共同生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会 26
単位老人クラブ 13クラブ
地域の縁側 2施設
地域市民の家 3カ所
地区ボランティアセンター ひだまり片瀬

■今後の高齢化の見通し■

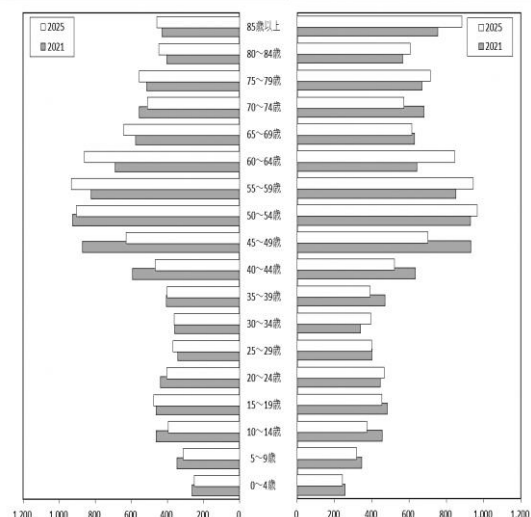
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	減少傾向	(▲1.4%)
高齢者人口	増加傾向	(+5.6%)
高齢化率	増加傾向	(+2.0ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

鵜沼地区



鵜沼地区は、南部に比較的緑が多い閑静な住宅地が形成されている一方、北部は藤沢駅の南側で、商業やサービス機能が集積するとともに、駅に近接した利便性の高さから、多くのマンションも立地しています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	58,803人	(1位)
高齢者人口	14,207人	(1位)
(うち、75歳以上人口)	7,636人	(1位)
高齢化率	24.2%	(6位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.0%	(6位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,350人	(1位)
高齢者人口に占める割合	16.5%	(2位)
在宅ねたきり高齢者人口	13人	(3位)
高齢者人口に占める割合	0.09%	(7位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,697人	(1位)
高齢者人口に占める割合	19.0%	(5位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	1,044人	[38.7%]
要介護1, 2	914人	[33.9%]
要介護3以上	739人	[27.4%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 1,552人 高齢者数に対する割合 10.9%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 9カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 12カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 10カ所
- ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

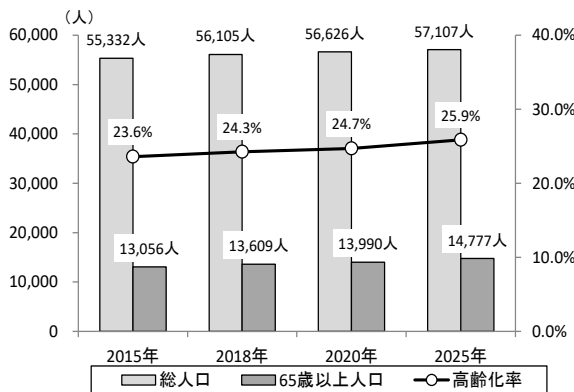
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設
- 地域密着型通所介護 8施設
- 小規模多機能型居宅介護 3施設
- 認知症対応型共同生活介護 5施設
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

- 自治会・町内会 55
- 単位老人クラブ 12クラブ
- いきいきシニアセンター 1施設
- 地域の縁側 1施設
- 高齢者の通いの場 1施設
- 地域市民の家 4カ所
- 地区ボランティアセンター ささえ

■今後の高齢化の見通し■

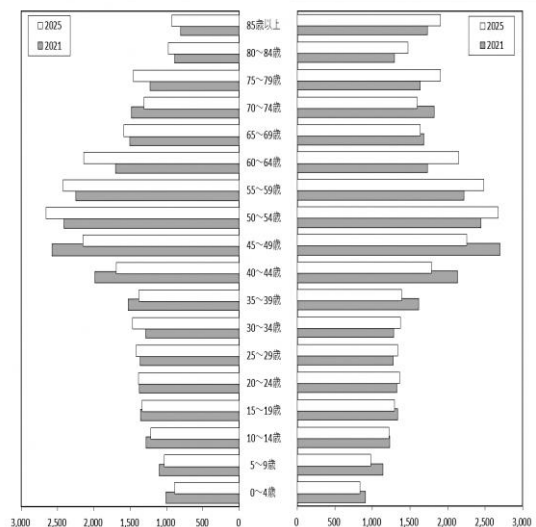
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+1.8%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+8.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.6ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

辻堂地区



辻堂地区は、海岸沿いに県立辻堂海浜公園が立地し、湘南らしい風致とにぎわい、交流を持ちながら、住宅地と共存しています。地区の半数が低層住宅地となっており、比較的緑も多く閑静な住宅市街地が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	44,645人	(3位)
高齢者人口	9,923人	(5位)
(うち、75歳以上人口)	5,389人	(4位)
高齢化率	22.2%	(9位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.1%	(8位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,457人	(4位)
高齢者人口に占める割合	14.7%	(4位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人	(8位)
高齢者人口に占める割合	0.05%	(10位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,915人	(4位)
高齢者人口に占める割合	19.3%	(3位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1,2	730人	[38.1%]
要介護1,2	701人	[36.6%]
要介護3以上	484人	[25.3%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 1,076人 高齢者数に対する割合 10.8%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 7カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 6カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 11カ所
- ④訪問看護ステーション 4カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

- 認知症対応型通所介護 2施設
- 地域密着型通所介護 4施設
- 小規模多機能型居宅介護 2施設
- 認知症対応型共同生活介護 2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

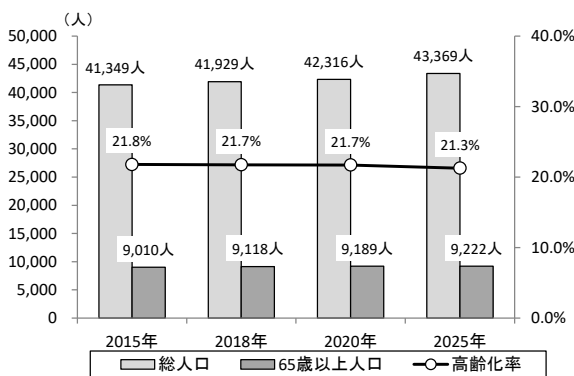
- 自治会・町内会 47
- 単位老人クラブ 7クラブ
- 地域の縁側 2施設
- 高齢者の通いの場 1施設
- 地域市民の家 4カ所
- 地区ボランティアセンター すこやか

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体 2団体

■今後の高齢化の見通し■

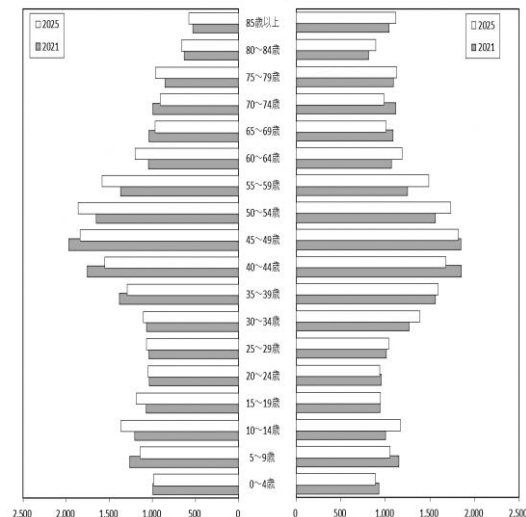
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+1.1%)
- ・高齢化率 : 減少傾向 (▲0.4ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

村岡地区



村岡地区は、北部では低層住宅地、JR 東海道線沿線では工場地となっており、工業と住宅の混成市街地が形成されています。また、もともと傾斜部が多い地形となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,393人	(8位)
高齢者人口	6,643人	(9位)
(うち、75歳以上人口)	3,443人	(8位)
高齢化率	21.2%	(12位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.0%	(12位)
ひとり暮らし高齢者人口	822人	(9位)
高齢者人口に占める割合	12.4%	(9位)
在宅ねたきり高齢者人口	8人	(6位)
高齢者人口に占める割合	0.12%	(6位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,196人	(10位)
高齢者人口に占める割合	18.0%	(8位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	463人	[38.7%]
要介護1, 2	406人	[34.0%]
要介護3以上	327人	[27.3%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 665人 高齢者数に対する割合 10.0%

【医療に関する情報】

- ①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
- ②在宅医療受入可能薬局 3カ所
- ③訪問看護ステーション 1カ所

※①藤沢市歯科医師会②藤沢市薬剤師会
③藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	4施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	4施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

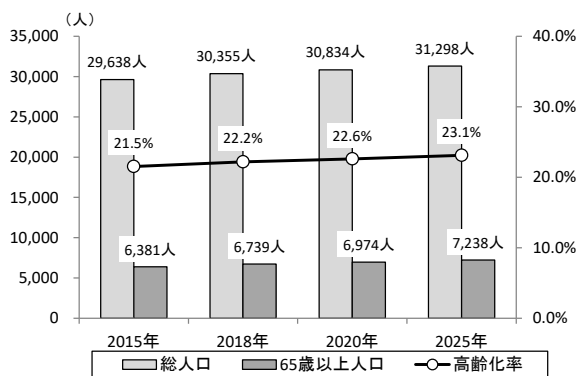
自治会・町内会	23
単位老人クラブ	10クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	2施設
地域市民の家	3カ所
地区ボランティアセンター ぬくもり	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	3団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

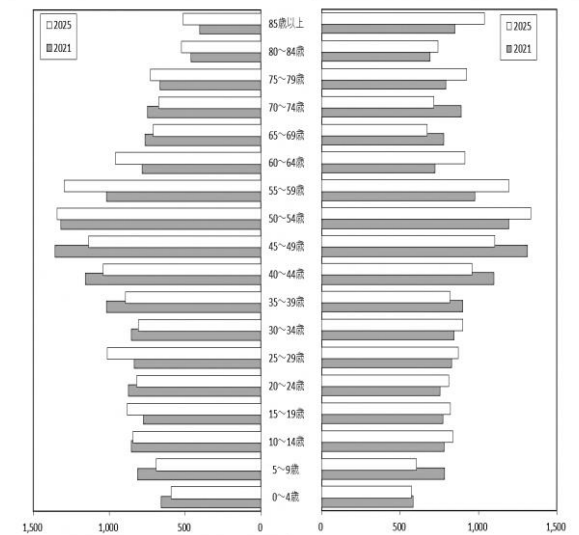
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	増加傾向	(+3.1%)
高齢者人口	増加傾向	(+7.4%)
高齢化率	増加傾向	(+0.9ポイント)

【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用

藤 沢 地 区



藤沢地区は、藤沢駅北口を中心に商業・業務地と住宅地などにより構成され、鉄道3線が結節するターミナルとして利便性の高い場所であるとともに、歴史・文化や自然資源にも恵まれています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	47,257人	(2位)
高齢者人口	10,996人	(3位)
(うち、75歳以上人口)	5,734人	(3位)
高齢化率	23.3%	(8位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.1%	(7位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,795人	(2位)
高齢者人口に占める割合	16.3%	(3位)
在宅ねたきり高齢者人口	18人	(1位)
高齢者人口に占める割合	0.16%	(3位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,136人	(3位)
高齢者人口に占める割合	19.4%	(2位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	827人	[38.7%]
要介護1, 2	744人	[34.8%]
要介護3以上	565人	[26.5%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 1,165人 高齢者数に対する割合 10.6%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 9カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 10カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 9カ所
- ④訪問看護ステーション 5カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	10施設
看護小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

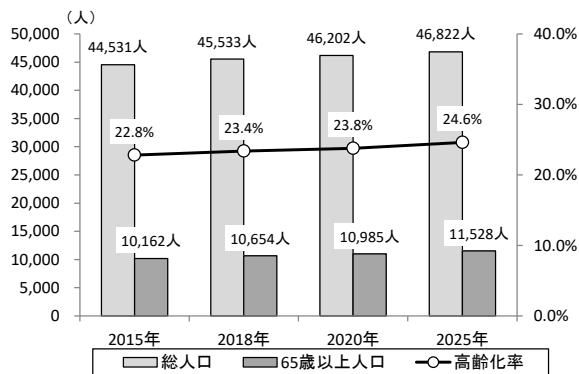
自治会・町内会	77
単位老人クラブ	18クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	7施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター きずな	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	4団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

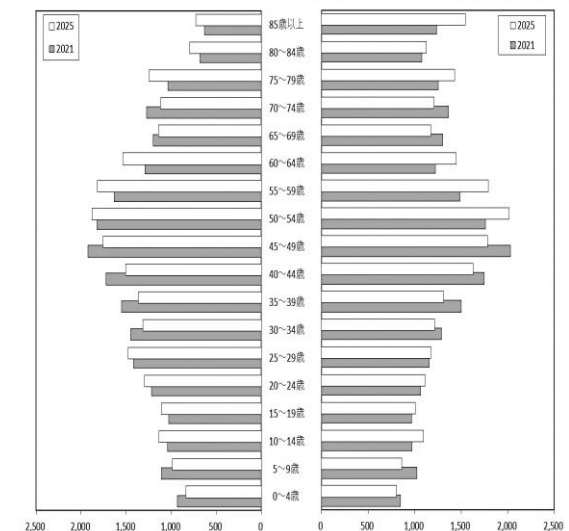
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	増加傾向	(+2.8%)
高齢者人口	増加傾向	(+8.2%)
高齢化率	増加傾向	(+1.2ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

明治地区



明治地区は、辻堂駅周辺に都市機能が集まっています。また、住宅地として旧道沿いに集落が形成されていましたが、高度成長期以降、急激に住宅地開発が進み、集合住宅などが建設されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	30,860人	(10位)
高齢者人口	6,782人	(8位)
(うち、75歳以上人口)	3,429人	(9位)
高齢化率	22.0%	(11位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.1%	(11位)
ひとり暮らし高齢者人口	928人	(7位)
高齢者人口に占める割合	13.7%	(8位)
在宅ねたき高齢者人口	4人	(11位)
高齢者人口に占める割合	0.06%	(9位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,304人	(8位)
高齢者人口に占める割合	19.2%	(4位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	538人	[41.2%]
要介護1, 2	422人	[32.4%]
要介護3以上	344人	[26.4%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 694人 高齢者数に対する割合 10.2%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 3カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 6カ所
- ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設
- 夜間対応型訪問介護 1施設
- 地域密着型通所介護 1施設
- 小規模多機能型居宅介護 2施設
- 認知症対応型共同生活介護 2施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

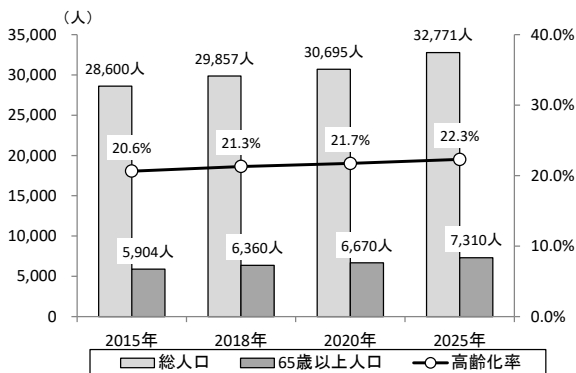
- 自治会・町内会 30
- 単位老人クラブ 9クラブ
- 地域の縁側 3施設
- 地域市民の家 2カ所
- 地区ボランティアセンター むすびて

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体 1団体

■今後の高齢化の見通し■

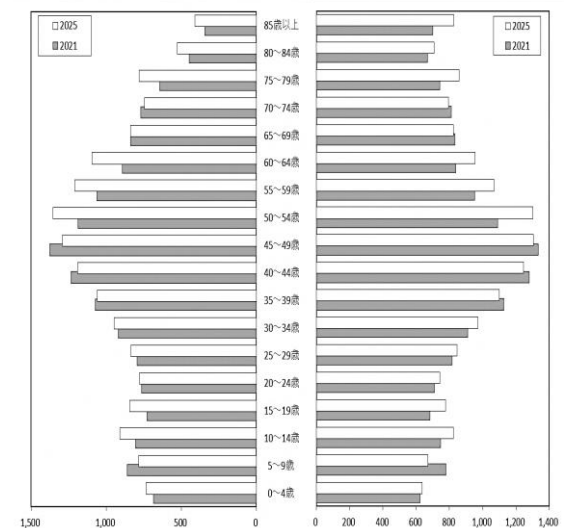
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	増加傾向	(+9.8%)
高齢者人口	増加傾向	(+14.9%)
高齢化率	増加傾向	(+1.0ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

善行地区



善行地区は、坂道の多い地形です。1964年(昭和39年)に県営亀井野団地、翌1965年(昭和40年)には善行団地の造成といった大規模な住宅開発が続き、現在の善行地区の基盤ができていきました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	42,152人	(4位)
高齢者人口	11,455人	(2位)
(うち、75歳以上人口)	6,219人	(2位)
高齢化率	27.2%	(4位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	14.8%	(4位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,592人	(3位)
高齢者人口に占める割合	13.9%	(7位)
在宅ねたきり高齢者人口	10人	(5位)
高齢者人口に占める割合	0.09%	(8位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,149人	(2位)
高齢者人口に占める割合	18.8%	(6位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	835人	[38.9%]
要介護1, 2	778人	[36.2%]
要介護3以上	536人	[24.9%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 1,192人 高齢者数に対する割合 10.4%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 3カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 4カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	4施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

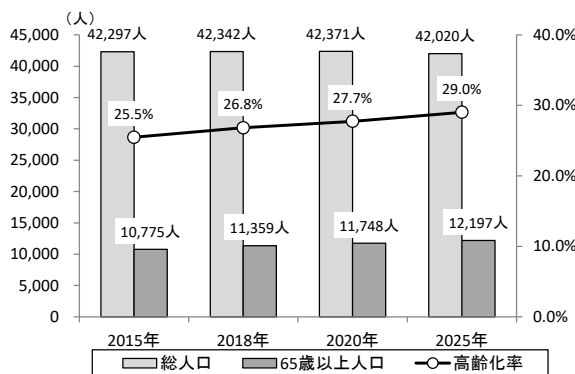
自治会・町内会	37
単位老人クラブ	8クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	5施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター パートナースHIP善行	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

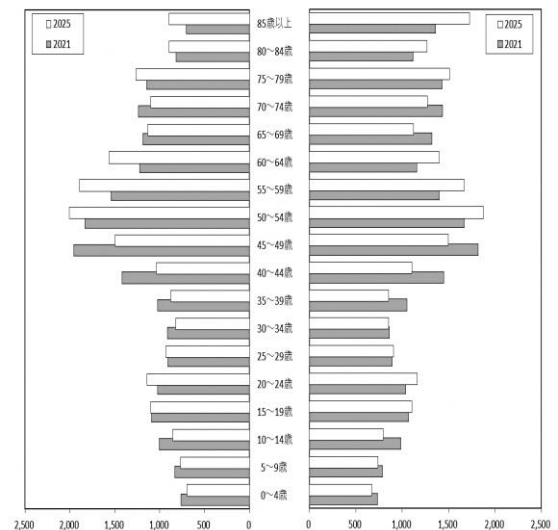
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

総人口	減少傾向	(▲0.8%)
高齢者人口	増加傾向	(+7.4%)
高齢化率	増加傾向	(+2.2ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

湘南大庭地区



湘南大庭地区は、昭和40年代に、「湘南ライフタウン」として、都市と農業の調和を図る総合的なまちづくりが進められ、都市公園が計画的に配置されるなど、緑豊かな居住環境が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	32,112人	(7位)
高齢者人口	10,465人	(4位)
(うち、75歳以上人口)	4,947人	(5位)
高齢化率	32.6%	(1位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.4%	(3位)
ひとり暮らし高齢者人口	787人	(10位)
高齢者人口に占める割合	7.5%	(13位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人	(9位)
高齢者人口に占める割合	0.05%	(11位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,505人	(6位)
高齢者人口に占める割合	14.4%	(13位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	585人	[38.9%]
要介護1, 2	529人	[35.1%]
要介護3以上	391人	[26.0%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 782人 高齢者数に対する割合 7.5%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 2カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 4カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 3カ所
- ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

- 地域密着型通所介護 2施設
- 小規模多機能型居宅介護 2施設
- 認知症対応型共同生活介護 3施設
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

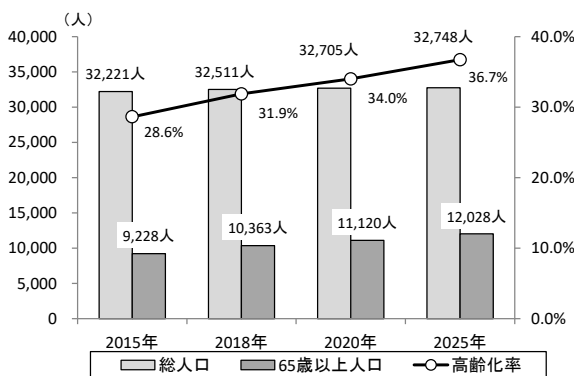
- 自治会・町内会 49
- 単位老人クラブ 7クラブ
- 地域の縁側 4施設
- 地域市民の家 4カ所
- 地区ボランティアセンター ライフタウン・ジョワ

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体 2団体

■今後の高齢化の見通し■

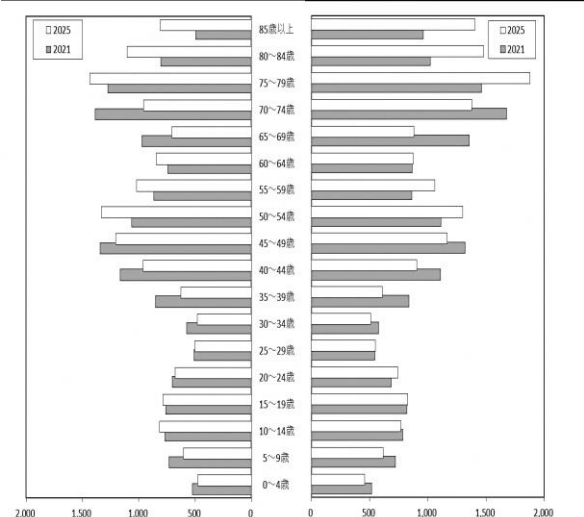
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+0.7%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+16.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+4.8ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

六会地区



六会地区は、自然環境に恵まれた緑豊かな居住環境を形成しています。一方、地区が東西に広く、小田急線と引地川によって分断されています。公共交通はミニバスの導入で改善もみられますが、地区の中心部への移動手段が不十分な地域も残されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	35,711人	(5位)
高齢者人口	7,867人	(7位)
(うち、75歳以上人口)	3,984人	(7位)
高齢化率	22.0%	(10位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.2%	(10位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,154人	(5位)
高齢者人口に占める割合	14.7%	(5位)
在宅ねたきり高齢者人口	16人	(2位)
高齢者人口に占める割合	0.20%	(1位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,458人	(7位)
高齢者人口に占める割合	18.5%	(7位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	535人	[36.7%]
要介護1, 2	518人	[35.5%]
要介護3以上	405人	[27.8%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 808人 高齢者数に対する割合 10.3%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	4カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	1カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

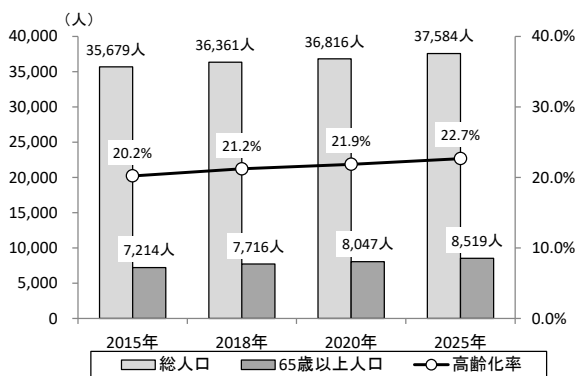
地域密着型通所介護	6施設
小規模多機能型居宅介護	3施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	38
単位老人クラブ	12クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ボランティアセンターむつあい	

■今後の高齢化の見通し■

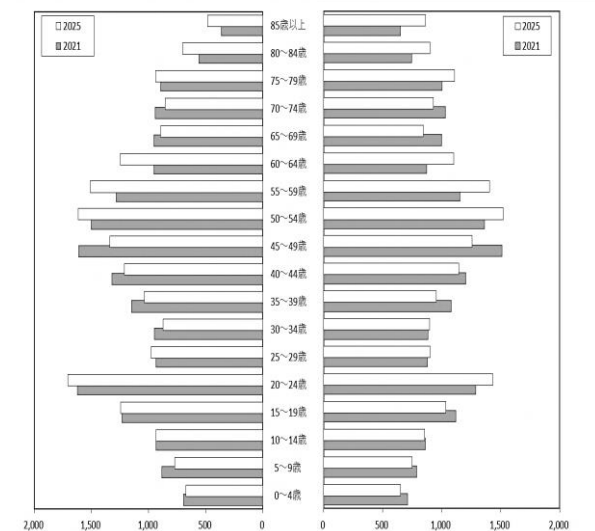
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

・総人口	： 増加傾向	(+3.4%)
・高齢者人口	： 増加傾向	(+10.4%)
・高齢化率	： 増加傾向	(+1.5 ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

湘南台地区



湘南台地区は、市民センターの開設にあわせ、1989年(平成元年)に誕生した新しい地区です。北部地域の拠点として、商業や様々なサービス機能が集まっており、利便性が高くなっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,361人	(9位)
高齢者人口	6,055人	(10位)
(うち、75歳以上人口)	3,214人	(11位)
高齢化率	19.3%	(13位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	10.2%	(13位)
ひとり暮らし高齢者人口	865人	(8位)
高齢者人口に占める割合	14.3%	(6位)
在宅ねたきり高齢者人口	2人	(13位)
高齢者人口に占める割合	0.03%	(13位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,050人	(11位)
高齢者人口に占める割合	17.3%	(10位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	382人	[36.4%]
要介護1, 2	395人	[37.6%]
要介護3以上	273人	[26.0%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 603人 高齢者数に対する割合 10.0%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 5カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 7カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人保健施設 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設
- 地域密着型通所介護 1施設
- 小規模多機能型居宅介護 1施設
- 認知症対応型共同生活介護 3施設
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

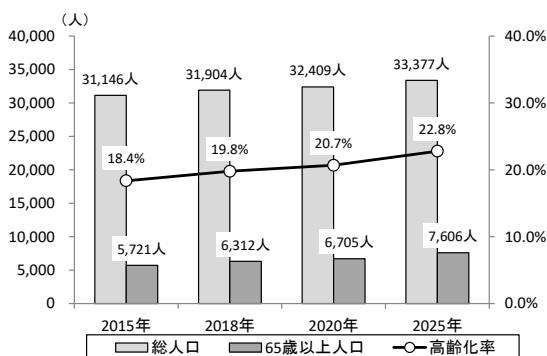
- 自治会・町内会 34
- 単位老人クラブ 9クラブ
- 地域の縁側 1施設
- 高齢者の通いの場 1施設
- 地域市民の家 1カ所
- 地区ボランティアセンター ちよこつと湘南台

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体 7団体

■今後の高齢化の見通し■

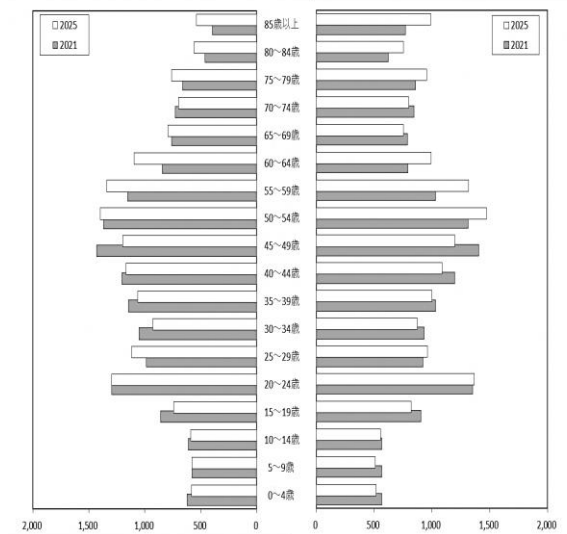
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+4.6%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+20.5%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+3.0ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

遠藤地区



遠藤地区は、台地と谷戸によって構成されており、農業を中心としたまちが形成され、また、西部の「健康と文化の森」にある慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）と一体となったまちづくりを進めています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	11,876人	(13位)
高齢者人口	2,800人	(13位)
(うち、75歳以上人口)	1,352人	(13位)
高齢化率	23.6%	(7位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.4%	(9位)
ひとり暮らし高齢者人口	635人	(11位)
高齢者人口に占める割合	22.7%	(1位)
在宅ねたき高齢者人口	4人	(10位)
高齢者人口に占める割合	0.14%	(4位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	470人	(13位)
高齢者人口に占める割合	16.8%	(12位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	165人	(35.1%)
要介護1, 2	175人	(37.2%)
要介護3以上	130人	(27.7%)

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 270人 高齢者数に対する割合 9.6%

【医療に関する情報】

①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 1カ所

※①藤沢市歯科医師会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

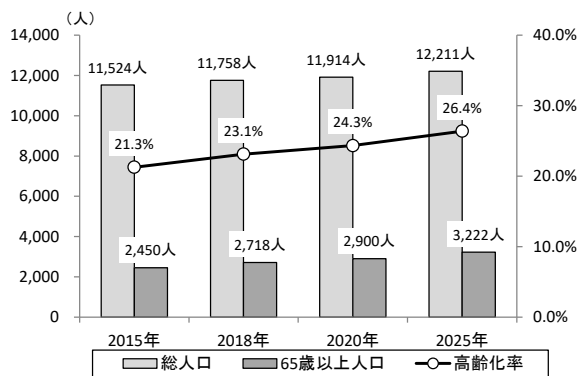
地域密着型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	10
単位老人クラブ	6クラブ
地域の縁側	1施設
地域市民の家	1カ所
地区ボランティアセンター シェークハンズ遠藤	

■今後の高齢化の見通し■

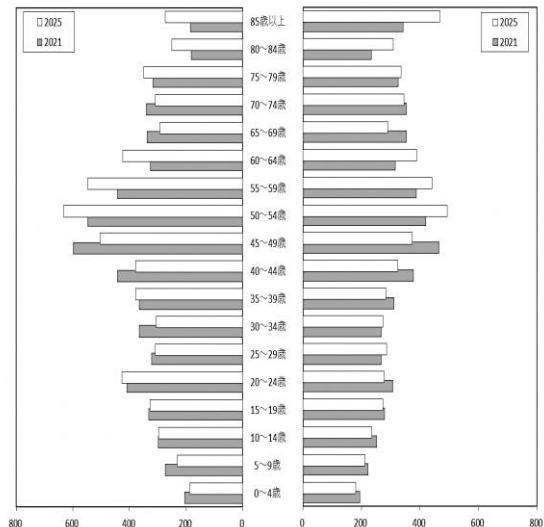
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

・総人口	： 増加傾向	(+3.9%)
・高齢者人口	： 増加傾向	(+18.5%)
・高齢化率	： 増加傾向	(+3.3ポイント)

【人口構造の変化】



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用

長後地区



長後地区は、長後駅に周辺地区や隣接市へアクセスするバスの発着が多い一方で、商店街を含む駅周辺では、通過交通が多く歩道空間が十分に確保されておらず、安心して買い物がしにくい環境となっており、空き店舗の増加など、地域の活力が停滞傾向にあることが課題となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	33,688人	(6位)
高齢者人口	9,011人	(6位)
(うち、75歳以上人口)	4,857人	(6位)
高齢化率	26.7%	(5位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	14.4%	(5位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,112人	(6位)
高齢者人口に占める割合	12.3%	(10位)
在宅ねたき高齢者人口	4人	(12位)
高齢者人口に占める割合	0.04%	(12位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,544人	(5位)
高齢者人口に占める割合	17.1%	(11位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	532人	[34.5%]
要介護1, 2	578人	[37.4%]
要介護3以上	434人	[28.1%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 888人 高齢者数に対する割合 9.9%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	5カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

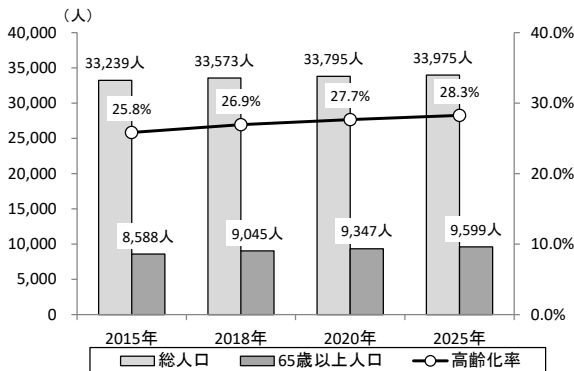
自治会・町内会	39
単位老人クラブ	14クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	4施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター なごみ	1カ所

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	8団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

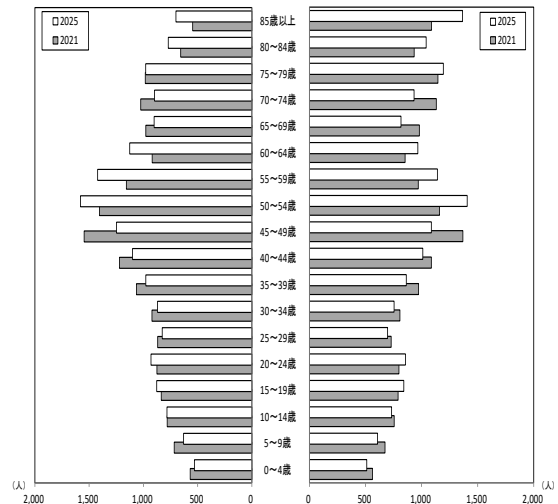
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

・総人口	： 増加傾向	(+1.2%)
・高齢者人口	： 増加傾向	(+6.1%)
・高齢化率	： 増加傾向	(+1.4ポイント)

【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用

御所見地区



御所見地区は、農地が4割強を占めており、農業振興地域として、農業基盤整備を中心にまちづくりが進められてきました。自然が豊かな一方、南部地区と比較して、バスの路線があまり密ではないなどの不便さがあります。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	17,951人	(12位)
高齢者人口	5,273人	(12位)
(うち、75歳以上人口)	2,825人	(12位)
高齢化率	29.4%	(2位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.7%	(2位)
ひとり暮らし高齢者人口	564人	(12位)
高齢者人口に占める割合	10.7%	(11位)
在宅ねたき高齢者人口	7人	(7位)
高齢者人口に占める割合	0.13%	(5位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	948人	(12位)
高齢者人口に占める割合	18.0%	(8位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	316人	(33.3%)
要介護1, 2	357人	(37.7%)
要介護3以上	275人	(29.0%)

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 541人 高齢者数に対する割合 10.3%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 4カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 2カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 1カ所
- ④訪問看護ステーション 1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

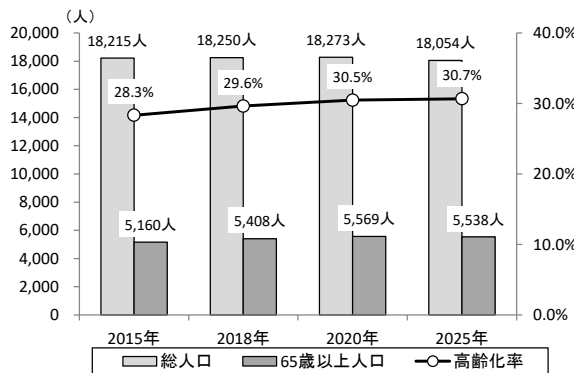
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	13
単位老人クラブ	10クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所

■今後の高齢化の見通し■

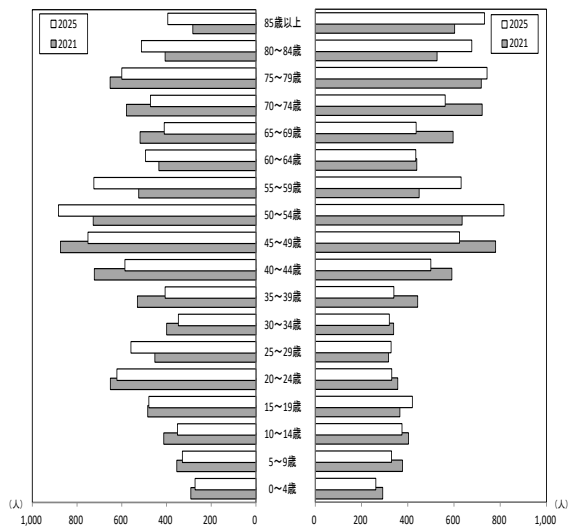
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2018年(平成30年)から2025年(令和7年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲1.1%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+2.4%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.1ポイント)

【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用

4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況

(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題 **(修正中)**

■ 高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な関係性から、意欲がある高齢者については、その社会参加を通じて高齢者の生活支援の担い手として自らが地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

■ 健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが大切です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■ 自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、たとえ要支援・要介護状態になっても、その状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■ 重層的支援体制整備事業の本格実施



(2)前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況

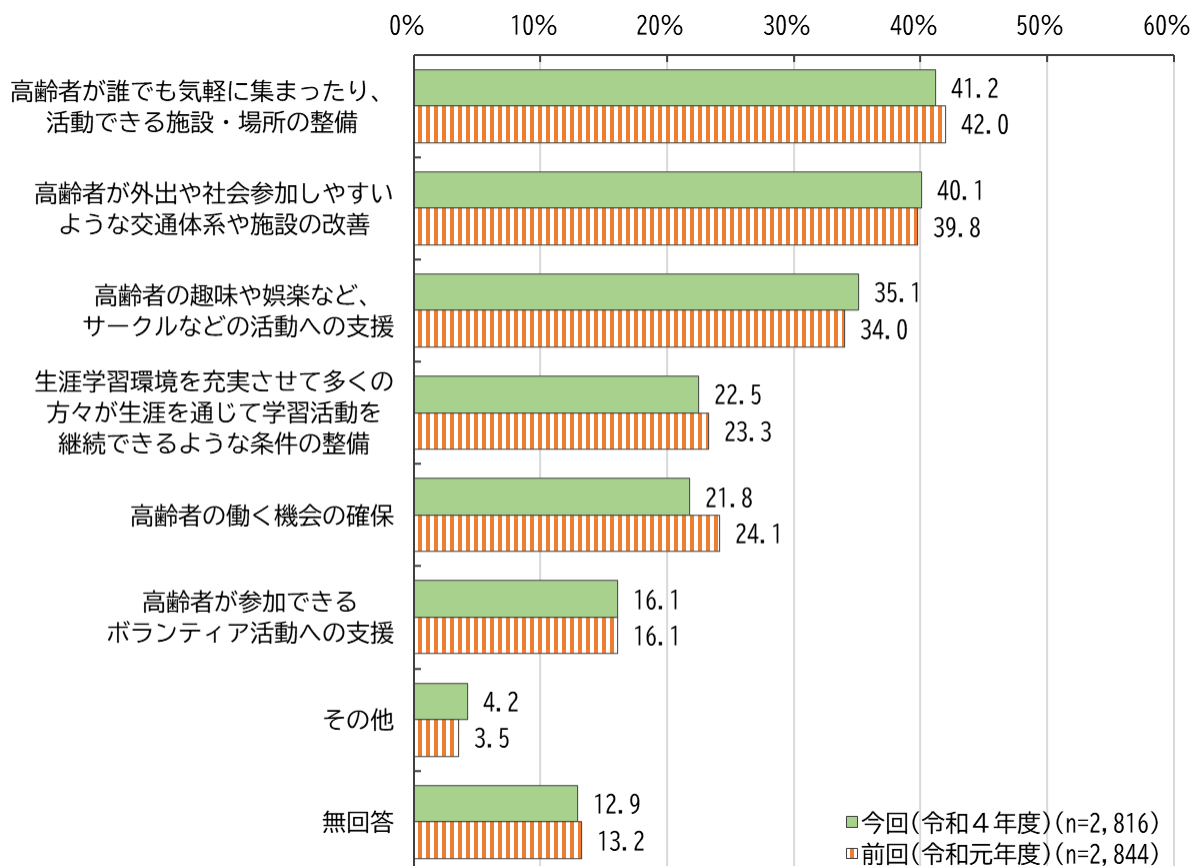
基本目標1 元気に暮らせる地域づくりの推進

高齢者の生きがいがづくりの支援として、個人・団体を問わず趣味や教養などの向上に資する老人福祉センターの管理運営や老人クラブ活動への支援、社会参加への充実としてシルバー人材センターや地区ボランティアセンターへの活動支援などを継続的に行っています。

直近3年間の老人福祉センターの利用者数や老人クラブの参加者数については、現状維持または微減で推移していますが、アンケートの結果からは、高齢になっても夢や希望をもって活動したいと思う人が多くなり、高齢者等が集い交流する場があることは、いきいきと活動する高齢者の増加に効果があるものと考えています。

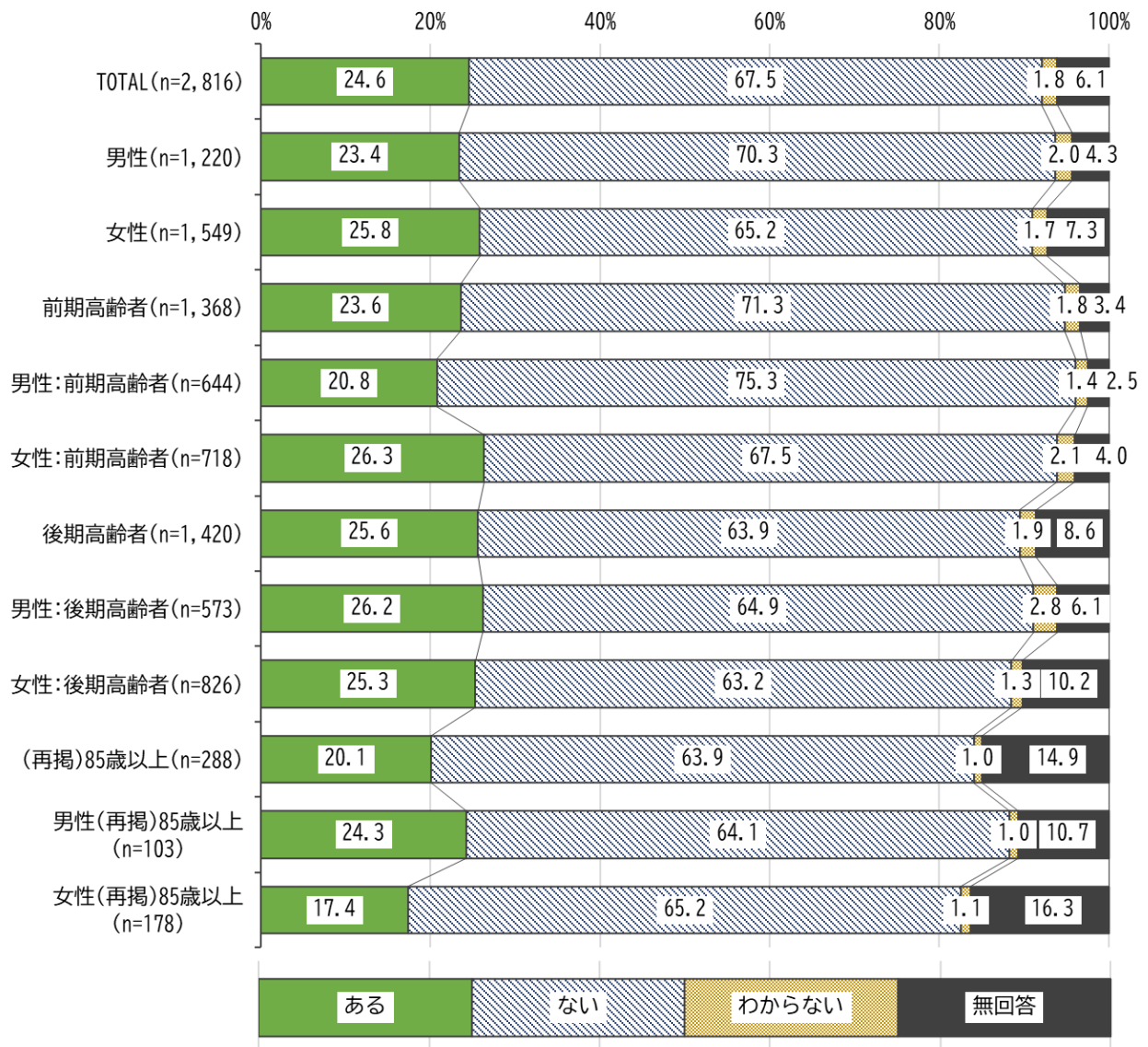
さらに、本市では『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）の視点で、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりを進めてきました。地域では、誰もが気軽に立ち寄れる「地域の縁側」や、介護予防の講座をはじめボランティアに参加したい高齢者等を対象とした相談や講座を行っている「地域ささえあいセンター」への支援など、多様な主体による取組が行われています。

○「生きがいがづくり・社会参加に必要な支援」



第2章 高齢者を取り巻く状況

○「地域で参加している活動の有無」



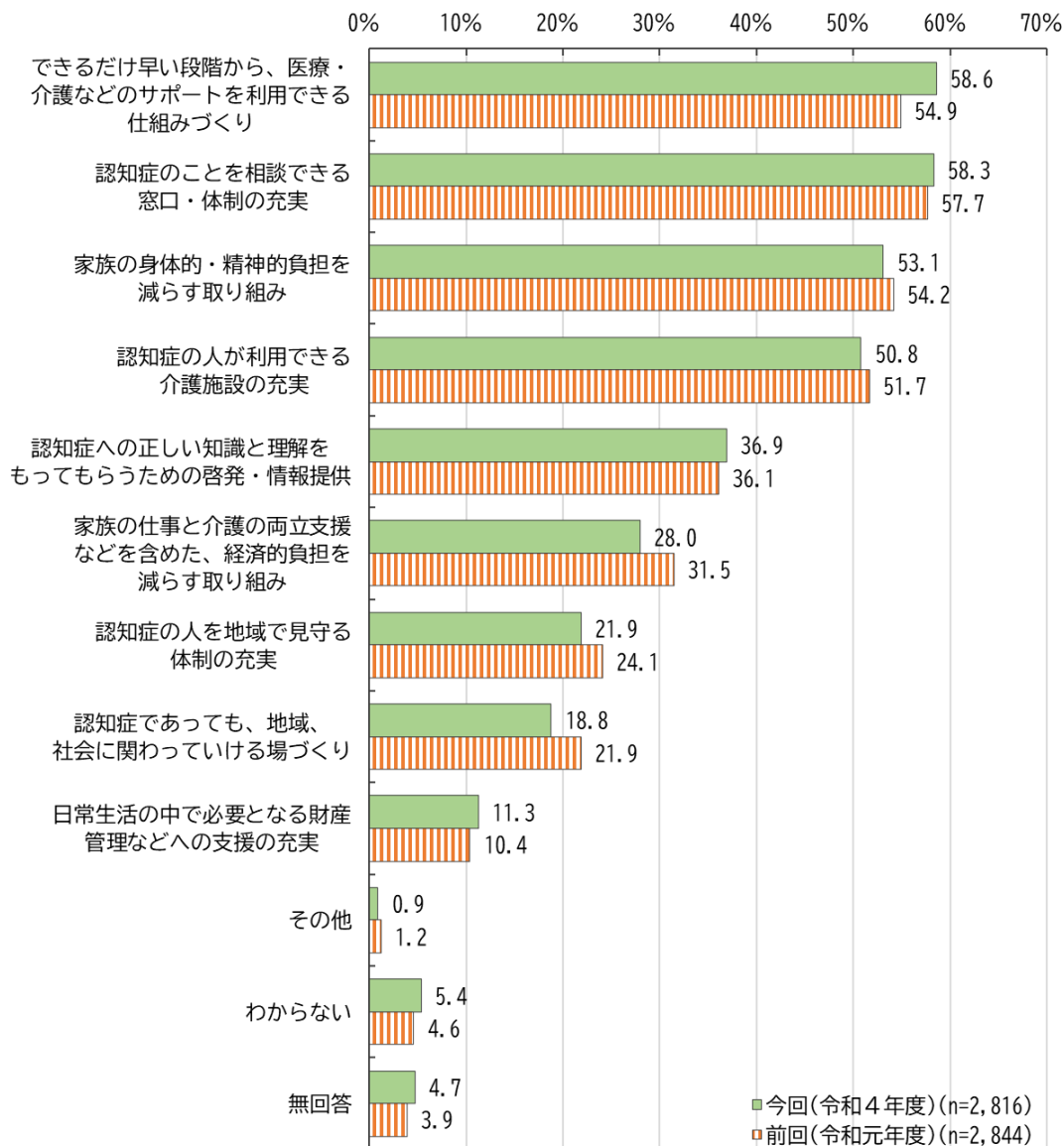
基本目標2 認知症施策の推進

認知症高齢者は、今後、高齢化の進展とともに、2025年(令和7年)には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人まで達することが見込まれ、さらに65歳以上の高齢者人口がピークになると予想される2040年(令和22年)には、800万人から950万人の人が認知症になると推計されています。

市が重点を置くべき今後の施策については、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」がいずれも5割台となっており、要望の高さがうかがえます。

認知症は、特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題です。認知症を自分事として捉え、認知症高齢者とその家族が孤立しない地域づくりを進めるため、市では今後も、普及啓発と支援の充実を両輪とした取組を推進していきます。

○「市が重点を置くべき認知症施策」



【藤沢おれんじプラン】

本市の認知症施策は、2019年(平成31年)4月に作成した「藤沢おれんじプラン」に基づき、令和5年度までの目標として「知る」「集う」「支える」をキーワードに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域、医療・保健・福祉の専門職、民間企業等多様な主体の人と連携し、認知症の普及啓発事業や、認知症本人、その家族への支援を実施しています。

また3つのキーワードに加えて、誰もがなり得ることから認知症に「備える」という概念の普及啓発をACPの啓発と共に進めています。

今後も増加する認知症高齢者に対する支援として、認知症本人の視点に立ち、幅広い世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症本人やその家族を地域で支える体制づくり、早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実、認知症本人、家族の思いが尊重され、本人の状態に応じた支援が受けられるよう支援者の対応力の向上、認知症予防の取組を、多様な主体とともに協働して推進していくことが重要です。

【認知症施策推進大綱】

国は、2019年(令和元年)6月18日に「認知症施策推進大綱」を認知症施策推進関係閣僚会議にて取りまとめました。

認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことが、できるような環境整備が必要です。

2025年(令和7年)に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症本人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものです。

「共生」とは、認知症本人が、尊厳と希望をもって認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きることであり、「予防」は、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

本大綱は、以下の5つの柱に沿って施策を推進し、これらの施策は認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。

～5つの柱～

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

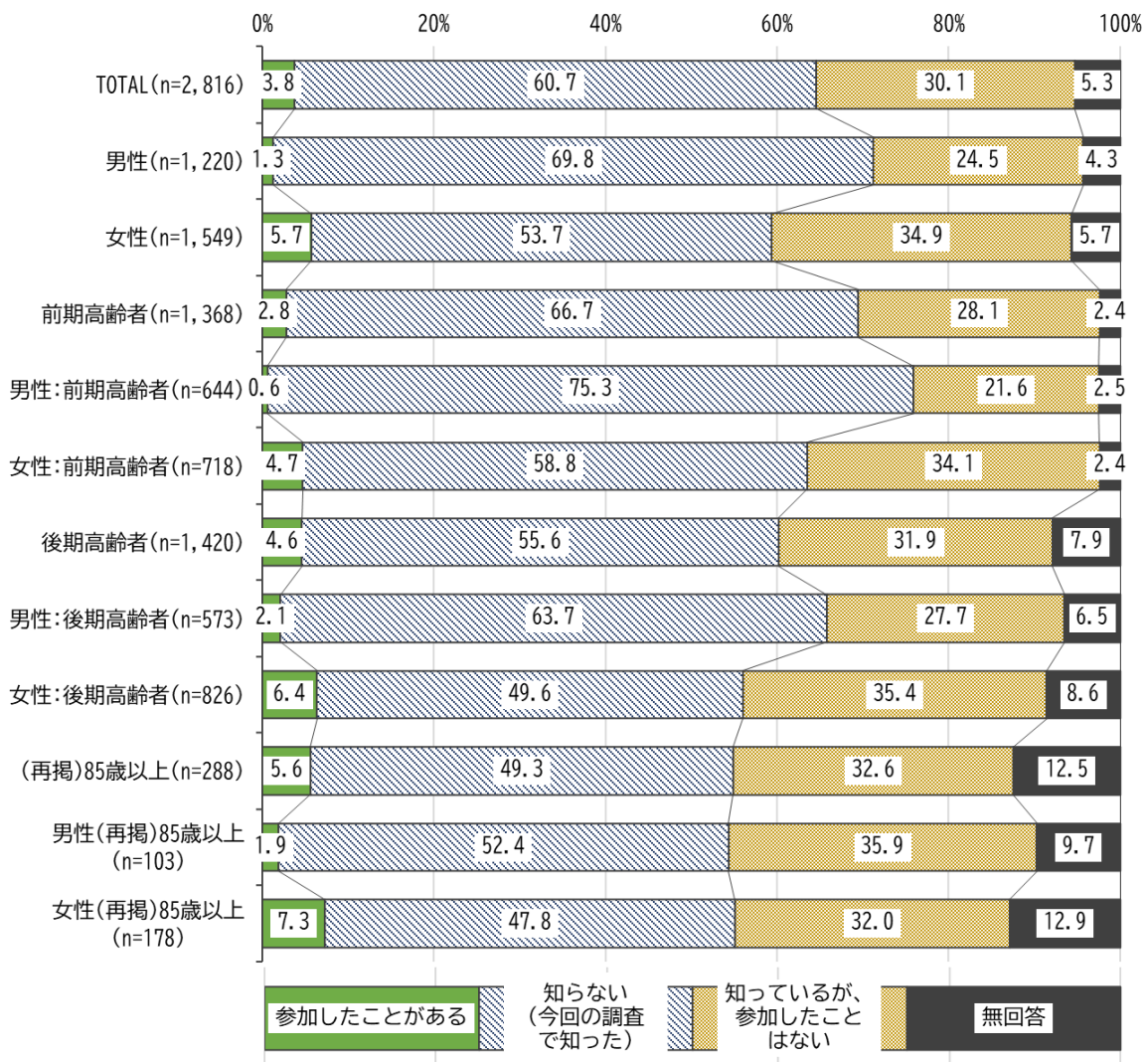
基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

市で実施している介護予防に関する講演会・講座や地域での住民主体の介護予防実施の場への参加について、アンケートの結果をみると、「参加したことがある」が3.8%、「知っているが、参加したことはない」が30.1%となっています。別の質問で聞いた「外出しない・外出が少ない」理由では「コロナ禍であるため」が最も高くなっていたことから、その影響も表れていると思われる。

本市では7期計画から『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）の視点で、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりを進めてきました。地域では、介護予防の講座をはじめボランティアに参加したい高齢者等を対象とした相談や講座を行っている「地域ささえあいセンター」への支援など、多様な主体による取組が行われています。

今後も、介護予防と健康づくりの機会増大のため、高齢者の介護予防、フレイル予防に着目した取り組みを行い、様々な地域活動を充実させていく必要があります。

○「介護予防実施の場の参加経験」



基本目標4 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

要介護認定を受けた場合の生活について、アンケートの結果をみると、「介護サービスを利用しながら自宅で生活したい」が 60.5%と6割を超えています。在宅生活へのニーズは高く、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、市では医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりを進めてきました。

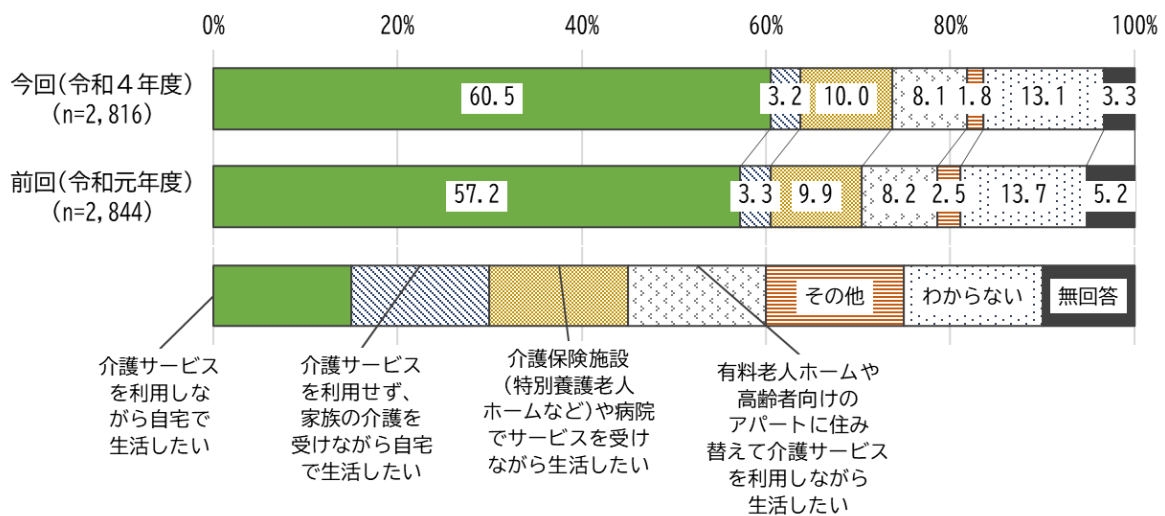
在宅医療支援センターは、医師やケアマネジャー等の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、病院とかかりつけ医や介護関係者等を結びつけるコーディネート役となり、在宅医療・介護連携を推進するための拠点となっています。

また、医療・介護及び福祉関係者が参加する多職種研修会や地区別懇談会の実施、かかりつけの医療機関をもつことや看取りなどの市民への普及啓発として出前講座を行いました。

今後も高齢化は進展し、医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者の増加が予想されることから、在宅医療支援センターを中心に、医療・介護及び福祉の関係者と連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護連携を推進する必要があります。

地域がめざす姿を住民や医療・介護及び福祉の関係者と共有をしながら、高齢者の地域での日常生活を支援していきます。

○「要介護認定を受けた時の生活についての希望」



基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

超高齢社会を踏まえ、介護保険サービスの充実を図る必要から、特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、慢性的に不足している介護人材の量的・質的確保に向けた事業所等の支援に努めてきました。

また、2018年(平成30年)4月から居宅介護支援事業者の指定及び指導・監査権限が県より移譲されたことなどから、実地指導やケアプラン点検の強化など、適切なサービス提供につなげる取組を進めています。

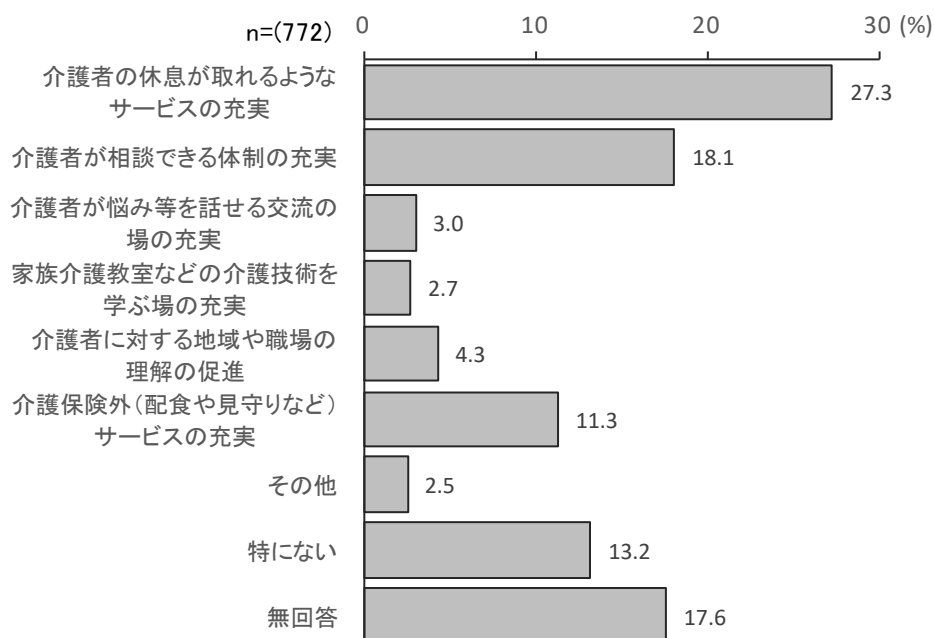
今後の2025年(令和7年)、高齢者数のピークを迎える2040年(令和22年)を見据えると、現役世代人口の急減に影響される介護保険制度の持続可能性が大きな課題の一つです。介護離職の防止や介護給付費等の適正化のほか、介護現場における担い手の確保と生産性の向上が重要となります。例えば、介護ロボットの利用推進やICT(情報通信技術)の活用による事務作業の省力化、情報収集の共有化を平易にすることで、介護職員によるケアの充実が図られる環境をつくっていくことが大事と言えます。

そして、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策にも注意を払いながら、適切なケアが求められています。

また、安全で安心なサービス提供を継続するための感染予防の取組とともに、近年の異常気象による風水害などの災害対応を含めた非常時における支援のあり方も求められています。

○「主な介護者の方が、市へ最も望む支援」

(藤沢市介護保険サービス利用状況調査:令和4年10月実施)



基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいなどの生活環境整備や安全・安心なまちづくりの推進を図っています。

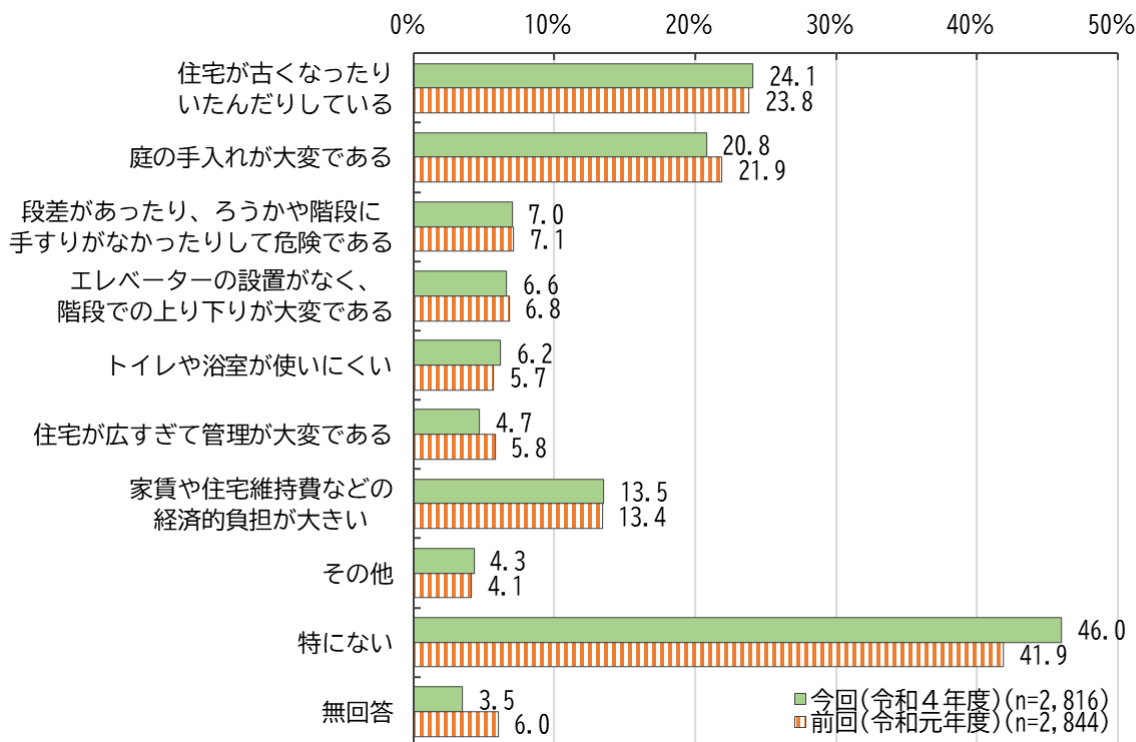
生活環境の面からは、高齢化の進展に伴い、居住環境においては、特に低所得者、単身高齢者等の賃貸住宅への円滑な入居の問題、高齢者の運転免許証自主返納の増加においては、外出・移動支援への対応、独居高齢者の増加においては、社会的孤立を防ぐ対策など、それぞれに課題が顕在化しています。

アンケートの結果からは、住まいの困りごとについて、「住宅が古くなったりいたんだりしている」、「庭の手入れが大変である」が2割台となっています。ほか、外出頻度の少ない方の理由では、前出の「コロナ禍であるため」を除くと、「外出したい場所がないため」や「自宅の周りに坂や段差が多いので、外出するのが負担に感じるため」などが挙がっています。

国においては、低所得者、単身高齢者、障がい者等の要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう、空き家等を活用した新たな登録制度を創設し、相談や見守り、家賃保証などの支援措置を講じる住宅セーフティネットの機能強化を図っています。

本市としても、このような国の動向を注視しながら、高齢者の生活環境やニーズに応じた多様な住まいの確保支援について住宅施策と連携した居住環境づくりを進めるとともに、地域住民と連携しながら移動支援の具体的な検討や、社会的孤立の防止、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

○「住まいについて困っていること」



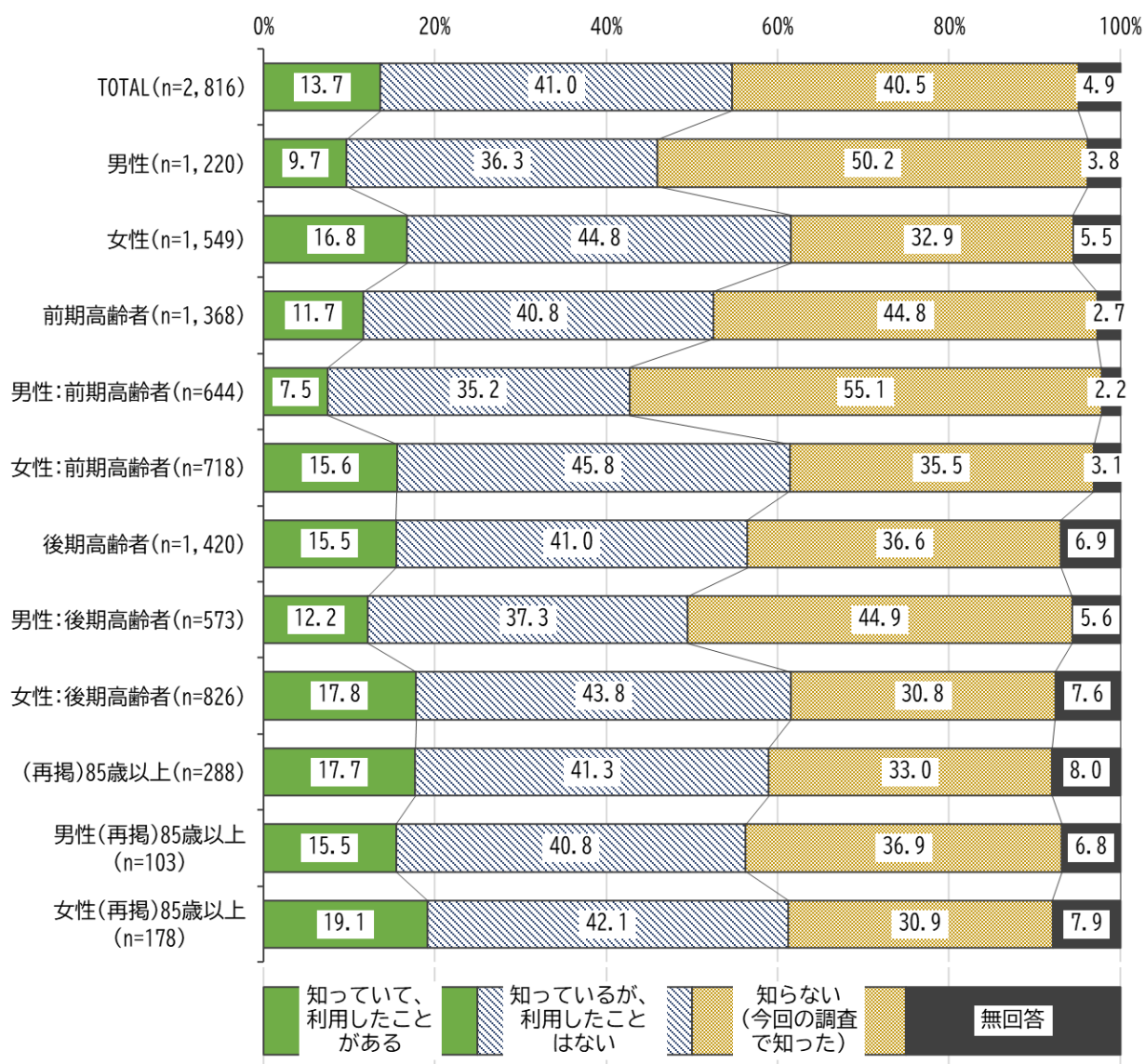
基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

地域包括支援センター(いきいきサポートセンター)の認知状況については、「知っていて、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」を合わせて、半数を超える 54.7% が『知っている』となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくいつまでも安心して生活ができるよう、様々な困りごとを相談できる地域の拠点として「いきいきサポートセンター」を各地区に配置し、支援してきました。さらに、サテライト型センターの設置や、生活困窮者支援法に基づく相談窓口も整備され、13 地区にコミュニティソーシャルワーカーが配置されるなど、地域の活動団体と連携し、「地域の縁側」「地域ささえあいセンター」を整備するとともに、包括的な支援体制づくりを進めてきました。

今後もさらに地域団体との連携を深め、個別のヒアリング等も行いながら地域の課題を把握し、地域包括ケアシステムの推進につなげていく必要があります。

○「地域包括支援センターの認知度」



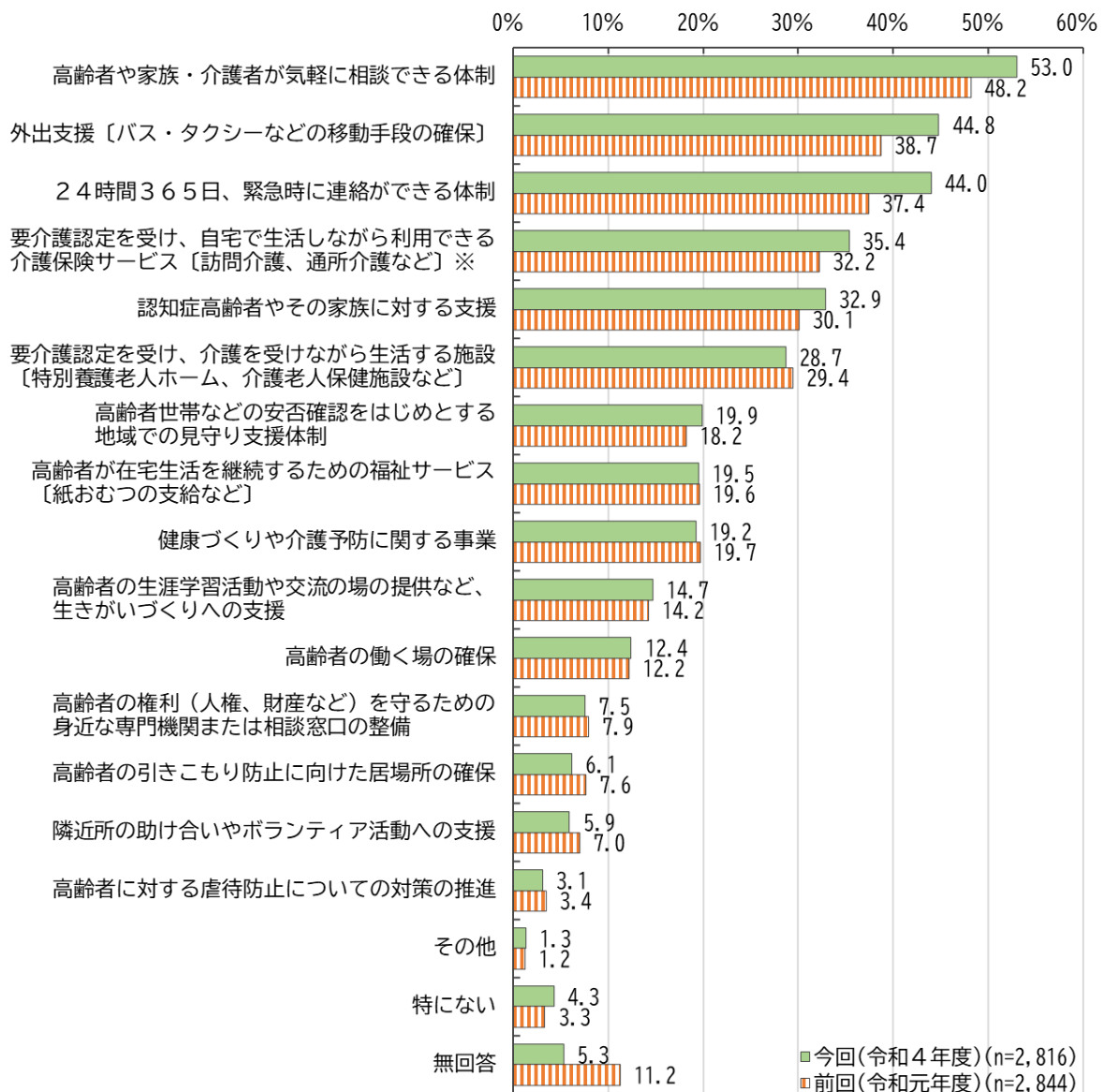
基本目標8 非常時(災害・感染症等)の対応

市では、地域全体で協力し、困難な状況においても支え合える地域づくりを進めるため、地域の住民が健康で自立した生活を送れるよう、様々な施策に取り組み、適切なサービスの提供を行ってきました。その一つとして前期から加わったのが、非常時(災害・感染症等)への対応です。

防災対策では、地域の住民が一体となつての防災訓練や情報共有を行い、地域づくりを通じて顔の見える関係づくりや協働を促進し、災害時における助け合いを支援してきました。また、コロナ禍から以前の生活に戻りつつあるとはいえ、今後も市としては、感染予防対策を徹底しながら、オンラインでの情報発信や戸別訪問、物資の配布など、地域住民の生活に必要な支援を提供していきます。

今後も地域の医療機関や福祉施設との連携を強化し、継続的なサポート体制を整備することで、地域の特性やニーズに合わせた施策を展開します。

○「今後優先すべき施策(サービスや事業など)」



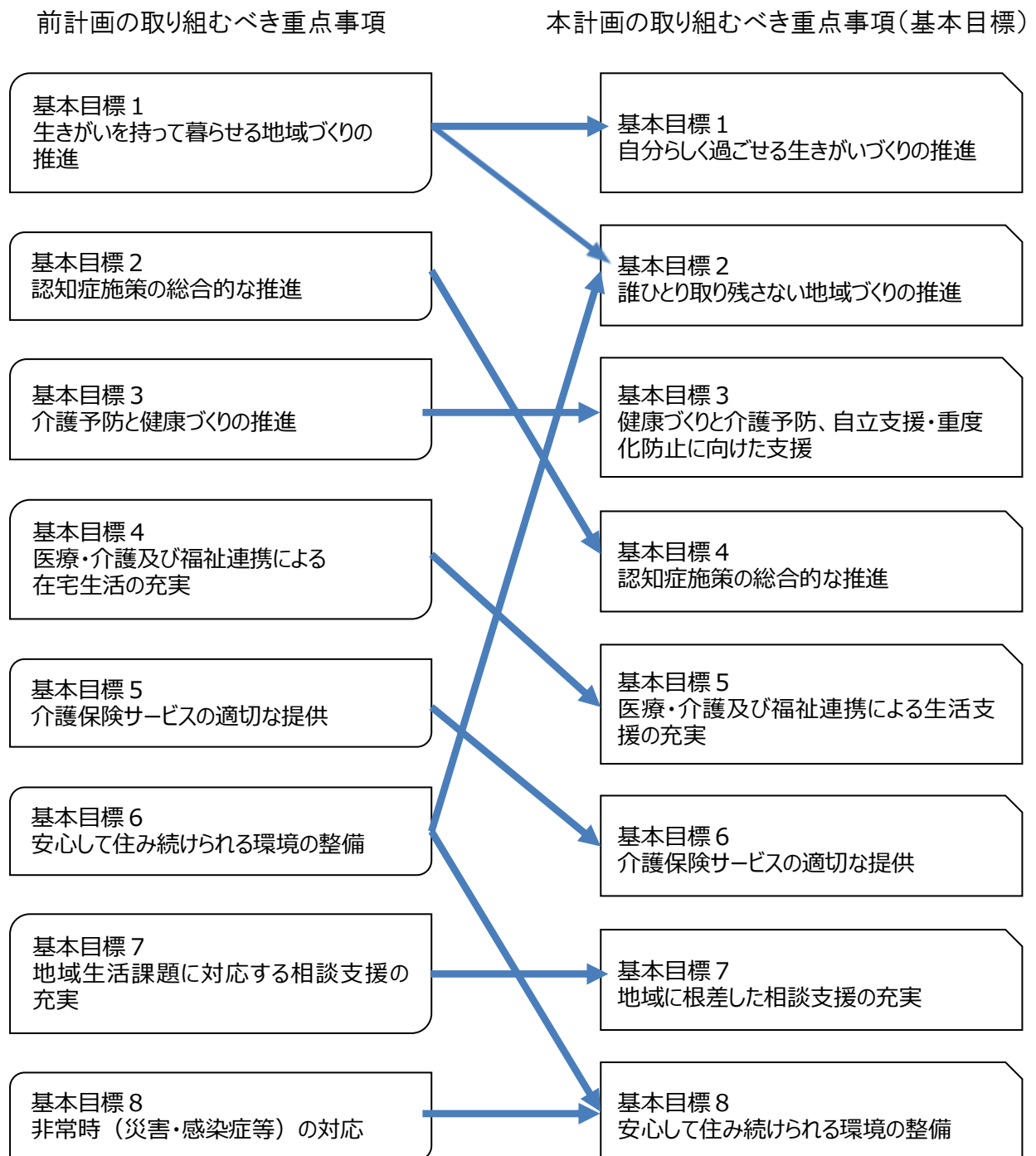
※訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)部分を要約しています。

(3)本計画で取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2023」の取り組むべき重点的事項は、「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」を掲げ進めてきました。

本計画においても、地域包括ケアシステムを更に広げ、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継承するとともに、「孤独・孤立対策」や「重層的支援体制整備事業実施計画」に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。



第3章

基本構想

1. 理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、2025年を迎える現状と2040年を見据えた社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

一人ひとりの
思いに
寄り添える
まち
ふじさわ

一人ひとりの 思いに寄り添えるまち ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの思いに寄り添い、その人らしい暮らしを行政・地域団体など様々な機関で支えていくことが重要であり、そのための市民への ACP の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めていきます。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

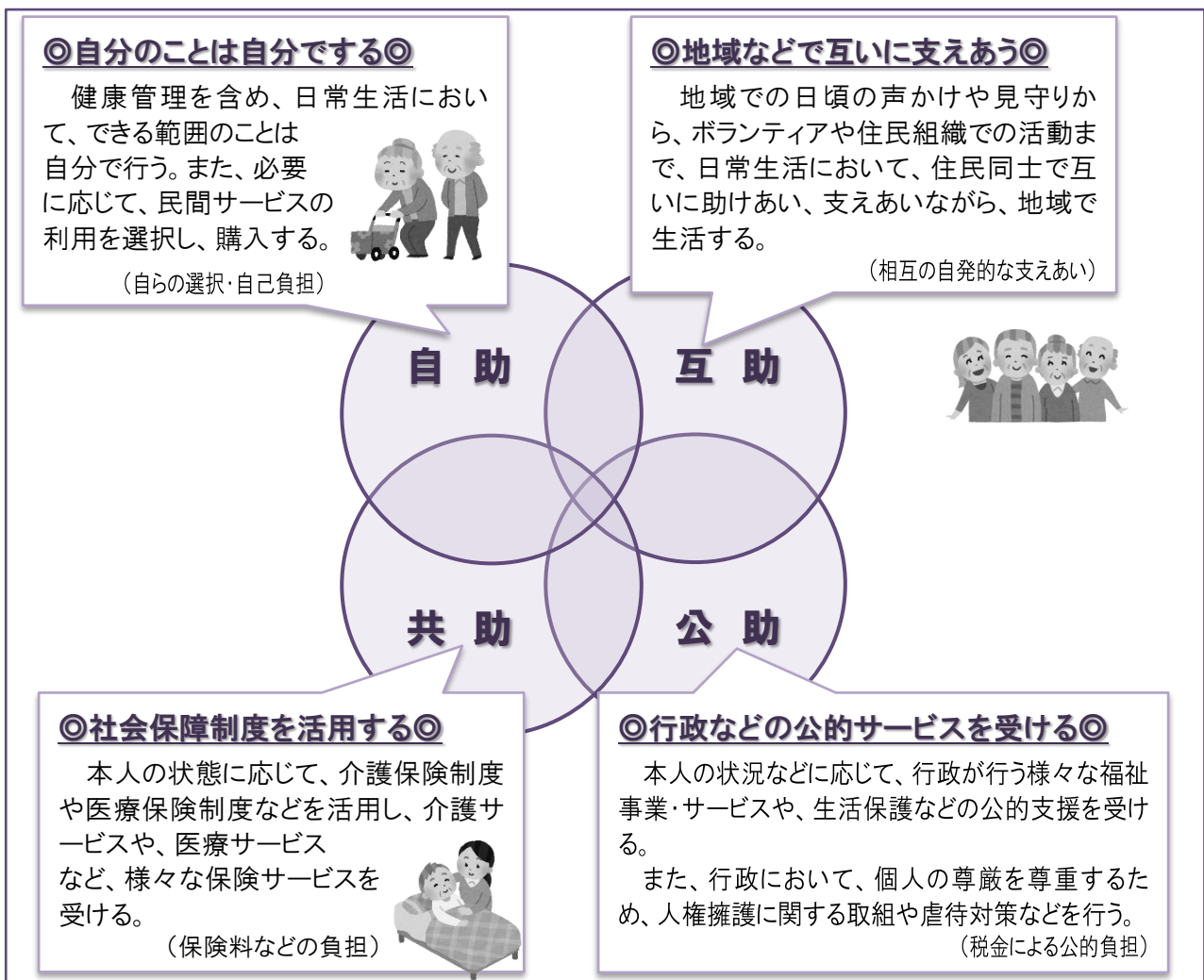
2. 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を深化・推進する必要があります。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加する状況において、地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要です。特に、多様化する生活支援ニーズに対応した「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります〔図表 3-1〕。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

図表3-1 地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」



本市の理想とする高齢社会像を実現していくために健康寿命日本一をめざすとともに、全計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を引き続き、継承していきます。

(1)いつまでも健やかな生活を続けることができるよう支援します

団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、元気で意欲ある高齢者がこれまで培った知識と経験を活かし、趣味活動のみならず、地域活動の担い手となり、やりがいを見つけることで心身ともに健やかな生活に繋がるものと期待されます。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

(2)住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう支援します

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるためには、身近な地域の中でその生活状況や健康状態に合わせた仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

(3)お互いに支えあい、助け合う地域づくりを推進します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

(4)個人の尊厳を保持し、状況に応じた日常生活の維持・継続ができるよう支援します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望にそった支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にされた支援を行います。

3. 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいがづくりの推進

2025年を迎え、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献や生きがいがづくりにつなげていくことで、いきいきと活動する高齢者が増加することが望ましい姿であると考えます。

日常から自立の継続に向けた意識の向上を図るとともに、健康づくりや介護予防などの共助、居場所やボランティア活動など様々な社会参加による互助、それらを支える公助としての仕組みづくりを関係機関と連携を図りながら進めていきます。

基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

近年における社会の変化により、今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている傾向であることや、地域におけるコミュニティが希薄化する中、孤立してしまう状態や振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれてしまうことを防ぐために、日頃からの声かけや啓発活動など地域内におけるつながりの強化のため、地域福祉を支える関係機関や団体との連携による支援体制を推進します。

基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援

『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）視点で、引き続き、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりに取り組みます。

また、「居場所づくり(社会参加)」という「集う」ことにこだわらない、「出番づくり(社会的役割)」として、高齢者個人の得意分野を生かした役割を活用した取組を進めます。

さらに、フレイル予防に着目し、高齢者の生きがいがづくりとしての居場所のほか、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

基本目標4 認知症施策の総合的な推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域で共に生きていくことが求められています。

今後も、認知症の人の視点を大切に、若い世代、企業も含む様々な対象へ、認知症に対する普及啓発を推進していきます。

また、認知症・軽度認知障がい(MCI)が疑われる場合には、早期に受診し、支援につなげるために、関係機関が有機的に連携した支援体制づくりを推進していきます。

さらに、介護者の負担軽減のために、介護サービスの活用や、認知症カフェ、家族教室、家族同士のピア活動の支援などの取組の充実を図っていきます。

認知症の予防については、高齢者が集う身近な場で、認知症予防に資する活動を推進していきます。

基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実

日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標6 介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要もあります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、事業所指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

基本目標7 地域に根差した相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圏域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、複雑・複合化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13 圏域における断らない相談体制のさらなる強化に加え、高齢・障がい・子ども・困窮等、各制度の相談支援事業を一体的に行う重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備

平常時からの顔の見える関係づくりや、多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながります。

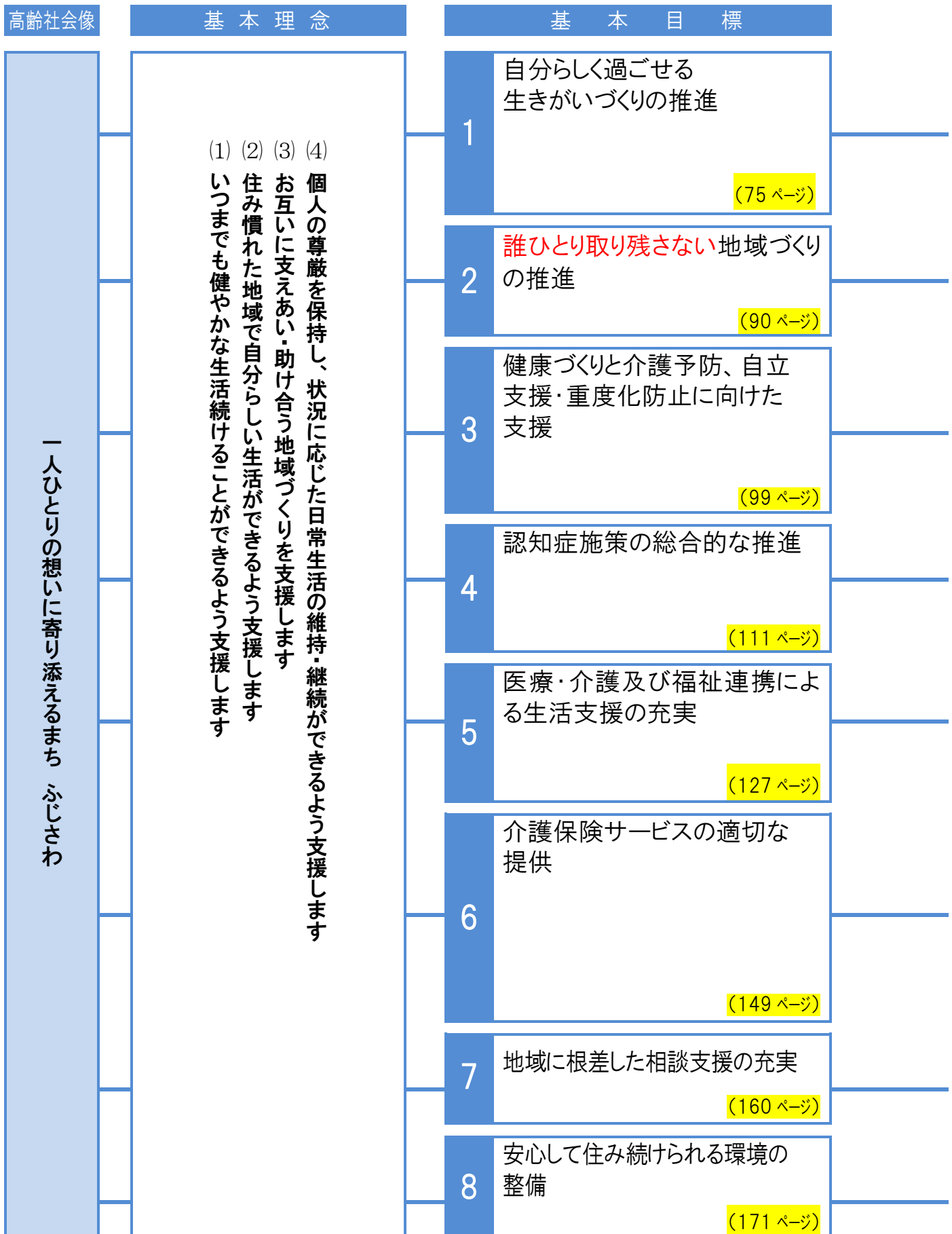
災害に対する各自の「備え」についての普及啓発を行い、「取り残さない、取り残されない」コミュニティ、「見守り上手・見守られ上手」のまちづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症等の蔓延時には、外出や人とのかかわりが遮断される状

況になることから、「新しい生活様式」に基づいた個々による生活意識の改革と、様々な工夫が必要になります。

今後、あらゆる関係部門と協議、連携を図るなかで、感染予防、拡大防止に配慮した助け合いの地域づくりを進めるとともに、介護予防、要介護の重度化防止、医療・介護連携の推進などに取り組んでいきます。

■ いきいき長寿プランふじさわ2026の推進に向けた施策体系 ■



施 策 （ 施 策 の 展 開 ）		
1	<p>施策1 生きがいづくりの推進 (77ページ)</p>	<p>(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援 (3) ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発 (4) 【新】ICTの活用・支援</p>
	<p>施策2 社会参加活動の支援 (81ページ)</p>	<p>(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 【新】外出機会の創出</p>
2	<p>施策1 地域コミュニティの活性化 (87ページ)</p>	<p>(1) 地域活動団体への支援 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進</p>
	<p>施策2 安全・安心なまちづくりの推進 (98ページ)</p>	<p>(1) 日頃の安全対策の推進 (2) 地域と連携した見守り活動の推進</p>
3	<p>施策1 【新】地域支援事業の推進 (100ページ)</p>	<p>(1) 【新】地域支援事業(各事業)との連携</p>
	<p>施策2 健康寿命の延伸 (100ページ)</p>	<p>(1) 介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進</p>
	<p>施策3 自立支援・重度化防止の取組 (105ページ)</p>	<p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 介護状態の重度化防止の取組 (3) 生活支援の体制整備 (4) 地域ケア会議の開催</p>
4		<p>(1) 認知症に関する普及啓発 (2) 早期発見・早期対応、医療体制整備 (3) 介護者支援 (4) 認知症バリアフリーの推進 (5) 若年性認知症の人への支援 (112ページ)</p>
5	<p>施策1 日常生活の支援 (129ページ)</p>	<p>(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供 (3) 介護者への支援</p>
	<p>施策2 在宅医療・介護連携の推進 (138ページ)</p>	<p>(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進</p>
6	<p>施策1 介護サービス基盤の整備</p>	<p>(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 (2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備</p>
	<p>施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上</p>	<p>(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 (2) 介護現場の生産性向上の推進</p>
	<p>施策3 介護保険制度の適正な運営 (159ページ)</p>	<p>(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの質の向上 (2) 適正な要介護認定と認定事務の効率化 (3) 低所得者に対する支援</p>
7	<p>施 策 地域の相談支援体制の充実 (161ページ)</p>	<p>(1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 【新】重層的な支援体制の整備</p>
8	<p>施策1 住まいなどの生活環境の整備 (172ページ)</p>	<p>(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進</p>
	<p>施策2 非常時(災害・感染症等)の対応 (175ページ)</p>	<p>(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 (2) 感染症対策(新型コロナウイルス感染症の影響を経て)</p>

第4章

施策の展開

◇◇第4章の構成について◇◇

第4章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、第3章で定めた基本目標1～8ごとに整理しています。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図

…70・71 ページ

: 制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

基本目標

…73～177 ページ

基本目標1～8は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

: 「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。



施策ごとの展開

: 施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。



主な事業

: 事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組を整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは3年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。また、令和5年度の実績は、9月末現在の実績を掲載しています。

第4章 施策の展開

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

事業対象の方

要支援者
(要支援 1 2)

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加

- ・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ・ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- ・高齢者いきいき交流事業
- ・いきいきシニアライフ応援事業
- ・社会参加活動の支援
- ・地域の縁側
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・生涯学習などの支援
- ・湘南すまいるバス
- ・いきいきパートナー事業
- ・敬老事業など

介護保険サービス

予防給付

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・養護老人ホーム

健康づくりの支援

- ・健康づくりの推進
- ・フレイル予防事業
- ・オーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）事業
- ・高齢者の食育の推進など

地域支援事業<介護保険事業費会計>

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域団体への講師派遣
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域ささえあいセンター

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

包括的支援事業

- ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ・生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）

任意事業

- ・家族介護者教室事業
- ・認知症サポーター養成事業

在宅福祉サービス

- ・生活支援型ホームヘルプサービス
- ・寝具乾燥消毒サービス
- ・緊急通報サービス
- ・一時入所サービス
- ・紙おむつの支給

より支援が必要

軽度要介護者
 (要介護 1, 2)

中度・重度要介護者
 (要介護 3～5)

介護保険サービス

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション
- ・特定福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・訪問看護
- ・短期入所療養介護

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

- ・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療支援センター、多職種研修）

- ・成年後見制度利用支援事業

- ・訪問理美容
- ・藤沢市福祉タクシー利用券

◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について◇

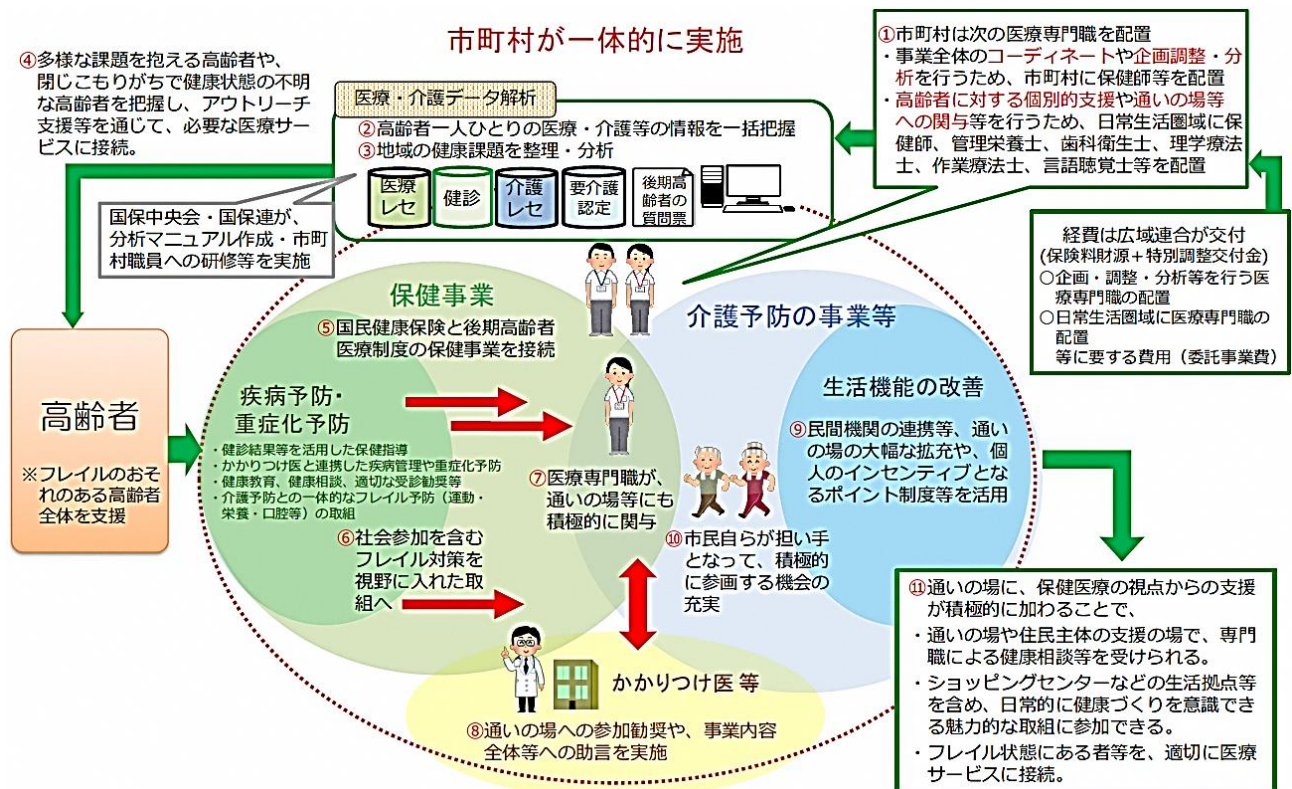
【概要】

2019年（令和元年）5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の保健事業を市町村が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防の取組と一体的に実施することとなりました。

【事業内容】

- 1 医療・介護のデータ解析
- 2 疾病予防・重症化予防（ハイリスクアプローチ）
 - (1) 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組
 - (2) 重複・頻回受診、重複投薬者への相談・指導の取組
 - (3) 健康状態不明の高齢者の把握・支援
- 3 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）
フレイル予防の普及啓発、健康教育 等

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図】



（厚生労働省保険局高齢者医療課 令和2年4月「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（概要版）」）

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいの推進

施策	施策の展開	主な事業	
1 生きがいの推進	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援	① シニア世代の起業支援	75%
		② いきいきシニアセンター (老人福祉センター)	76%
		③ ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)	76%
		④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会	77%
		⑤ 敬老事業	77%
		⑥ 敬老祝金	78%
		⑦ いきいきシニアライフ応援事業	78%
		⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家	79%
		⑨ 地域ささえあいセンター	79%
		⑩ 地域の縁側	79%
75%			
(2) 生涯学習などの支援	① 生涯学習人材バンク 「湘南ふじさわ学びネット」	80%	
	② 高齢者を対象とした生涯学習	80%	
	③ 図書館宅配サービス	81%	
79%			
(3) ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発	① 終活ノートの活用	79%	
	② 講座の開催等	79%	
79%			
(4) ICTの活用・支援	【未定】スマートフォン等による情報周知・交流の機会の創設(新)	79%	
	【新】デジタルデバイドの解消(新)	79%	
79%			
2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援	① ふじさわボランティアセンターとの連携	82%
		② 地区ボランティアセンターへの支援	83%
		③ いきいきパートナー事業 ※(総)	83%
		【新】チームFujisawa2020の活用・周知	79%
82%			

第4章 施策の展開

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業	
	(2) 高齢者の就労・ 就業支援の促進 84 ^〆	① シルバー人材センターへの支援 ② 中高年齢者向け就労支援セミナー 84 ^〆	
	(3) 外出機会の創出 85 ^〆	【新】スマートフォンを活用した事業 (みんなチャレ) 85 ^〆	

※ (総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 生きがいづくりの推進

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も延び、2019年(令和元年)では、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっています。(厚生労働省「令和元年簡易生命表」より。)今後も、男女とも平均寿命は延び、令和47年(2065年)には、男性が84.95歳、女性が91.35歳となり、女性は90歳を超えると見込まれています。(内閣府「令和元年高齢社会白書」より。)この先100歳まで生きられる時代、つまり人生100年時代が当たり前になると考えられ、その100年時代を豊かに過ごすことができる社会を築いていくことが重要です。高齢者が地域で元気に暮らせるよう、孤独を感じている方への外出・交流機会の創設、高齢者が気軽に集まり活動できる場の提供など、高齢者の生きがいづくりを推進します。

「高齢者の保健・福祉に関する調査(2023年調査)」では、約8割強の高齢者がスマートフォンやパソコン等を活用している結果があり、デジタルツールを使った生活は当たり前のことになりました。一方で、未だにデジタルの利用ができず置き去りにされている人々も多く存在します。そうしたデジタルデバイド(情報格差)の解消に向けた支援を検討します。

(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援

【主な事業】

① シニア世代の起業支援		産業労働課
事業の概要	(公財) 湘南産業振興財団等と連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ①創業支援資金「キュンとするスタートアップ」を利用するシニア世代に対する金融支援(融資、信用保証料補助、利子補給) ②コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援	
これまでの取組	起業への意欲や豊かな経験を持ったシニア世代へコミュニティビジネスの創出を支援するため、個別相談、セミナー等事例発表会などを実施しました。	
今後の取組	シニア世代の知識や経験を生かし、セカンドライフとして多様な分野で起業を目指せるよう周知し、セミナー等による支援を行います。	

② いきいきシニアセンター(老人福祉センター)	高齢者支援課
--------------------------------	--------

事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こぶし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています（指定管理業務）。
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の5類移行後に大広間や囲碁・将棋コーナー、図書コーナー等の一般開放を再開し、居場所としての施設利用が可能になりました。 感染症対策に配慮しながら各施設の特色を生かしつつ、多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した事業に取り組んでいます。
今後の取組	施設の休館を行わず、サークル活動やイベントは行えたが、居場所として利用していた人が来館できない状況でした。 新型コロナウイルス感染症が5類になることから老人福祉センターの本来の役割を達成するために、感染症対策にも配慮しながら運営を行っていきます。また、対象者の健康状態の管理や介護予防を図る上で、施設の特色を生かした取り組みの検討が必要です。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数 (人)	101,556	121,093	34,489
延べ事業実施回数 (回)	528	1,135	270

③ ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)	高齢者支援課
-------------------------	--------

事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。
これまでの取組	単位老人クラブに補助金を交付することにより、各クラブの運営や活動を支援してきました。 また、藤沢市老人クラブ連合会が実施する様々な事業において藤沢市老人クラブ連合会事務局及び地区役員等と連携することで、市内老人クラブ活動の一層の活性化を図っています。
今後の取組	クラブ数や加入人数の減少が課題であり、この課題は、全国的なもので、現在は全国的に会員数が減少しています。原因としては、会員の高齢化、また、60歳を超えても仕事をしている人が増えており、その年代の加入が少なくなっていることがあげられます。 役員の担い手不足については、他組織からの支援等柔軟な体制づくりについて検討する必要があります。 藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの運営や活動の支援を行っていくとともに、LINE等を用いた事業の周知を行い、新たな層へのアプローチ方法を検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
クラブ数 (クラブ)	121	116	—
加入会員数 (人)	5,255	4,988	—

④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。
これまでの取組	高齢者福祉大会の実施により、高齢者の主体的な生きがい創造活動を啓発し、また、高齢者スポーツ大会の実施により、高齢者の健康増進・介護予防の促進等を図っています。 これらの大会は市内老人クラブが一堂に会する場となっており、高齢者相互のコミュニケーション及び情報交換の促進につながっています。
今後の取組	新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控えたままであることや、免許返納により外出の移動手段がなくなることで、参加者は減少していくことが懸念されます。参加を促すため実施手法を検討していく必要があります。 (高齢者福祉大会) 今年度は、各地区の出し物の数を制限して実施したため、次年度以降は徐々に緩和していきます。 (スポーツ大会) 次年度から、実証実験的にバスを1台借りて移動の支援を行います。好評だった場合は、借りる台数を増やし移動の支援を行っていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
福祉大会参加者数 (人)	400	426	—
スポーツ大会参加者数 (人)	157	178	—

⑤ 敬老事業 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老事業を開催しています。
これまでの取組	83歳以上の高齢者を対象として各地区社会福祉協議会が行う敬老事業に対して補助金を交付し、各地区の実情に応じた事業を実施するための支援を行いました。
今後の取組	各地区社会福祉協議会への補助金事業のため、各地区ごとに事業開催方法にばらつきが見られました。各地区の事業実施結果について情報共有に努め、各地区が趣向を凝らした事業を実施できるよう引き続き支援を行っていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
対象者数 (人)	24,533	25,465	—
参加者数 (人)	—	—	—

⑥ 敬老祝金 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。 ①90歳(卒寿)の人への敬老祝金の贈呈 ②100歳(百寿)の人への市長訪問による祝金と花束などの贈呈[百歳訪問]
これまでの取組	令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により市長による百歳訪問を中止した時期もありましたが、祝金・祝品については民生委員の協力のもと、贈呈することができました。
今後の取組	多年にわたり、社会の発展に貢献された高齢者へ敬愛の意を表し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
<敬老祝金贈呈>			
贈呈者数 90歳 (人)	1,423	1,466	—
<百歳訪問>			
訪問者数 (贈呈者数) (人)	101	105	—

⑦ いきいきシニアライフ応援事業 高齢者支援課

事業の概要	シニア世代が「生きがい」を感じるとともに地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動等の情報を提供し、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを目的として実施しています。
これまでの取組	事業実施により、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを図っています。
今後の取組	今後も引き続き、シニア世代が地域活動に参加できるきっかけづくりを実施しますが、地域活動見本市の開催方法やシニア向けの情報誌・情報サイトにおける新たな課題に対して検討を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
地域活動見本市 来場者数 (人)	0	970	—	1,090	1,220	1,370

⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家

高齢者支援課

事業の概要	地域におけるふれあいの場、レクリエーションの場として高齢者の健康増進を図る施設です。 地域に古くから伝わる文化・芸術を次世代へ伝承するために高齢者と次世代が交流を図る施設です。
これまでの取組	事業実施により、高齢者の健康増進及び高齢者と次世代の世代間交流を図っています。
今後の取組	今後は制限がさらに緩和されていく可能性もあるため、利用者のニーズを把握しながら、施設管理等を進めていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
＜善行老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	199	307	59
延べ利用者数 (人)	1,637	3,830	576
＜長後老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	101	110	26
延べ利用者数 (人)	766	1,020	284
＜御所見老人ふれあいの家＞			
延べ利用件数 (件)	200	201	31
延べ利用者数 (人)	1,373	1,425	341

⑨ 地域ささえあいセンター 地域共生社会推進室

事業の概要	高齢者等が気軽に立ち寄ることのできる場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。 また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。
これまでの取組	藤沢、長後、村岡、明治の4地区に、「地域の縁側」の「基幹型」として整備されています。
今後の取組	これまでもあがってきていた類似事業との整理及び重層的支援体制整備への位置づけについて、生活支援体制整備事業と併せて検討を継続する。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	4	4	-	-	-	-
延べ利用者数* (人)	-	-	-	17,000	18,000	19,000
スケジュール	居場所事業の整理					

※本計画より指標変更

⑩ 地域の縁側 地域共生社会推進室

事業の概要	人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援しています。 一般的に言われている介護予防事業の「高齢者の通いの場」の趣旨の一つでもあります。
これまでの取組	2020年(令和2年)4月1日現在、各地区1カ所以上、市内37カ所(基本型25カ所、特定型8カ所、基幹型4カ所)で地域の縁側を実施しています。 現状の課題としては、一度審査会にて事業決定した団体は次年度以降に書面による審査及び居場所事業の研修会等を行っていますが、なかなか情報共有がなされず、事業者間の居場所事業としての格差が生じてしまうことです。
今後の取組	新型コロナウイルス感染症拡大によって、利用者だけではなく、運営者サイドのモチベーションへの影響も大きいものとなりました。 既存の運営団体の活性化につながる取組や設置箇所数の少ない地区へのアプローチや事業廃止によってなくなってしまうエリアへの補完等について検討を継続します。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	38	39		40	42	44
実利用者数 (人)	35,620			30,000	32,000	34,000

(2)生涯学習などの支援

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」				生涯学習総務課		
事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ人が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。					
これまでの取組	多様な分野の知識や技術・技能、豊かな体験や経験を有する人に登録していただくため、冊子やホームページにおいて人材バンク制度の周知を行っています。 さらに制度の利用促進を目的として、生涯学習活動推進室学習サロンスペースを活用した人材バンク体験講座「ふらっとフラッポ」や活動内容・作品展示、登録者の活動紹介動画のYouTube配信、制度を利用可能な施設従事者を対象とした人材バンク登録者体験会を実施しました。 また、より質の高い学びの提供を目的として、人材バンク登録者を対象とした「市民講師養成講座」を実施しています。					
今後の取組	登録件数については、登録者のライフスタイルや高齢化が主な理由で取消件数が増加傾向となっています。また、利用件数についても新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には至っていないため、今後はより多くの登録及び利用促進のため、周知等を行っていきます。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
登録件数 (件)	299	294	—	310	320	330
利用件数 (件)	48	73	—	150	160	170

② 高齢者を対象とした生涯学習				生涯学習総務課		
事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。					
これまでの取組	市内の13公民館で高齢者を対象とした事業を実施しており、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やしてきました。 また、新たな生活様式の浸透によりニーズが高まった、「スマートフォン」や「ウェブ会議システム (Zoom)」などオンラインツールをテーマにした事業を実施し、デジタルデバイドの解消に努め、高齢者がいきいきと学習し、活動できる機会を提供しています。					
今後の取組	現計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響があり、すべての年度で目標を達成することはできませんでしたが、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やし、2022年度には目標を達成することができました。 今後も引き続き高齢者を対象とした事業を実施し、いきいきと学習、活動する機会を提供していきます。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
公民館事業 (件)	26	38	—	51	54	57

※2023年(令和5年)3月末時点の実績

③ 図書館宅配サービス 総合市民図書館

事業の概要	<p>図書館・図書室に来館・来室することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。</p>
これまでの取組	<p>市内の高齢者や障がいのある方のご要望に基づき、図書館資料の宅配を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、感染対策（最小限の会話・短時間での受け渡し・必要に応じてドアノブに掛けて受け渡しをする等）をして事業を継続しています。</p> <p>事業の活動主体はボランティアで、図書館・図書室に職員が準備した図書館資料を、ボランティアが利用者の居住地（自宅や介護施設等も含む）へ宅配しています。</p>
今後の取組	<p>宅配サービス利用者・ボランティアが増加傾向にあるものの、依然として利用者の居住地区とボランティアの活動可能地区がマッチしないことが課題となっています。</p> <p>ボランティアが不足している地区は職員による宅配を実施し、逆に多い地区はボランティアが待機の状態となっています。</p> <p>その状況の改善のため、特に幅広い年齢層へのボランティア募集に取り組んでいきます。具体的な募集施策の一つとして、大庭地区への地域回覧を実施しました。今後はその反響を見て更なる周知の拡大を検討予定です。</p> <p>また、若年層を含めた多くの市民への周知方法として、図書館ホームページへの引き続きの掲載に加えて、藤沢市図書館公式Twitterでの投稿を予定しています。</p>

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数 (人)	1,617	2,144	543
貸出資料件数 (件)	8,531	8,503	2,078

(3) ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発

○ 「人生会議」の地域展開

令和元年度から、地域包括ケアシステムの推進の一環として、終活と介護予防の普及啓発のイベント「人生会議」を様々な関係機関と連携して開催しています。

令和5年度は、明治地区において開催しました。

人生の終わりで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために
ACP
人生会議
「人生会議」

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～
11月30日 6時～8時 / 8時～9時 人生会議の日

話し合いの進めかた (例)

あなたが大切にしていることは何ですか？

あなたが依頼できる人は誰ですか？

依頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか？

話し合いの結果を大切な人たちに伝えて共有しましたか？

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり頼みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

自分が希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、頼り渡し話し合い、共有する時間を「人生会議 (ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等に適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような情報は、個人の主体的な行いによって考え、決めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html

あなたの人生会議
～自分らしい生き方と人生のしまい方～

人生を振り返り、これからの人生をより充実させるために何をすべきか、考えてみませんか？きっとヒントが見つかります！

2020年2月15日(土) 午後2時～4時30分 (総席1席30分)
藤沢市民会館 小ホール・第2展示集会ホール 入場無料 申込不要

シンポジウム <小ホール> 午後2時～3時30分 (定員400人)

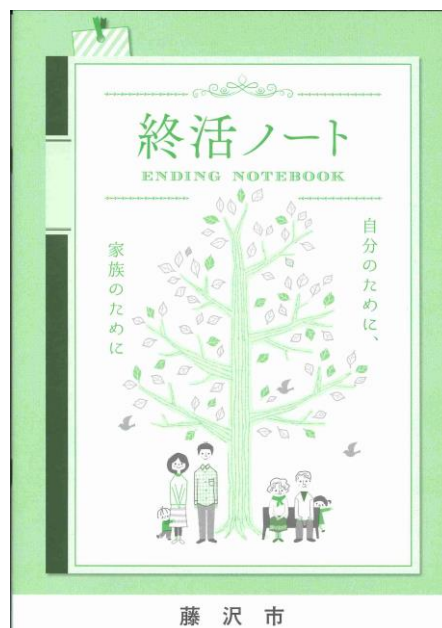
第1部
講師：老い支度クリエイター 石黒 秀喜氏

第2部
◎ これからも安心して生活するための備えとは 藤沢市葬儀協会の
◎ 自分史からこれからの人生を考える 朝日新聞社 朝日自分史事務局
◎ 充実した人生のために！思い出をのこす生前整理 メルカリ
◎ 何歳からでも遅くない！地域デビュー 藤沢市民活動推進センター

体験・活動紹介ブース <第2展示集会ホール> 午後3時～4時30分
全席・毎時随時・行儀が整った紳装、活動紹介ブースを企画しました！
◎ 血管年齢測定+フンポイントアドバイス
◎ 人生を振り返るための自分史づくり相談
◎ 入浴体験・歩行チェック
◎ 支えあって帰郷に暮らす「地域活動・ボランティア活動紹介」など、盛り上がるブースが多数！
※紳装・活動紹介ブースのみの参加も大歓迎です！ブースの情報は要旨へ

石黒 秀喜氏 プロフィール
元厚生労働省入国管理局長官
長官室で4年勤務後、長官の秘書に就任。また、長官の職務の補助。その中で長官の職務の遂行に貢献したことから、長官の秘書に就任。その後、長官の職務の遂行に貢献したことから、長官の秘書に就任。その後、長官の職務の遂行に貢献したことから、長官の秘書に就任。

主催 藤沢市
問い合わせ 藤沢市地域包括ケアシステム推進室 TEL:0469-50-3544(直通) FAX:0469-50-8412



① 終活ノートの活用 地域医療推進課

事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする人やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供をはじめ、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。
これまでの取組	また、周知用のリーフレットや「終活ノート」を作成し、普及啓発に活用しています。終末期の選択を含む「終活」、「人生のしまい方」、「ACP（人生会議）」などの視点からの普及啓発を図りました。
今後の取組	引き続き、様々な分野や他機関との連携・協働により、在宅医療や看取り、終末期の選択に視点をおいた普及啓発に取り組んでいきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市民公開講座 開催数 (回)						
市民公開講座 参加者数 (人)						

② 講座の開催等 地域医療推進課

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ講座開催 回数 (回)						
延べ参加者数 (人)						

(4)【新】ICT の活用・支援

【主な事業】

① 【未定】スマートフォン等による情報周知・交流の機会の創設 (新)				デジタル推進室		
事業の概要						
これまでの取組						
今後の取組						
	実 績			計 画 期 間		
	201年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
登録件数 (件)						
利用件数 (件)						

② 【新】デジタルデバイドの解消(新)				(仮)健康づくり課 (仮)デジタル推進室		
事業の概要						
これまでの取組						
今後の取組						
	実 績			計 画 期 間		
	201年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
公民館事業 (件)						

施策2 社会参加活動の支援

高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年(令和7年)を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいつくり、社会参加施策の重要性がより一層高まり、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していくことが期待されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体等への活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

超高齢社会を迎えた中、元気な高齢者が増加するとともに、日常生活において支えの必要な高齢者も増加することが予想され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支えの必要な高齢者を地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じるができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

(1) ボランティアの育成・支援

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携		福祉総務課	
事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」(藤沢市社会福祉協議会が運営)と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。		
これまでの取組	藤沢市市民活動推進センターやチームFUJISAWA2020と協働し、現在、ボランティア活動をしている方とこれからボランティア活動を始めようと考えている方を対象に藤沢のボランティア活動について意見交換を行うなどボランティアや地域活動の担い手の育成に努めています。		
今後の取組	市民活動推進センター、チームFUJISAWA2020、各地区ボランティアセンターとの情報交換を実施することで、ボランティア活動の充実とボランティア団体への支援を協働して取り組みます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
ボランティア登録者数 (人)	5,953	4,540	—

② 地区ボランティアセンターへの支援 地域共生社会推進室

事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。
これまでの取組	市内12地区に開設されている地区ボランティアセンターの運営にかかる費用について支援しています。
今後の取組	課題としては、ボランティア担い手の高齢化、担い手不足などが中心に上げられています。 また、市社協が開催した地区ボランティアセンターの連絡会において、地区毎に実施している事業内容や有償無償の違いがあることが共有されたことから、ふじさわボランティアセンターと連携しながら更なる現状の把握に努め、支援の在り方について検討を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	12	12	—	—	—	—
生活支援実施件数*	—	—	—	2,200	2,300	2,400

※本計画より指標を変更

③ いきいきパートナー事業 地域共生社会推進室

事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大5,000円の支援金を支給します。
これまでの取組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設等が地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように、事業を実施しました。 課題としては、ボランティア登録者に対しての継続的なフォローアップを行う必要があります。
今後の取組	新型コロナウイルス感染症が5類になることで、ボランティア受け入れ先の状況にも変化が出る可能性が高まります。 これまであまりできていなかった受入施設の拡大に向けた取組やパートナー登録者に向けた研修などを実施していきます。 また、ボランティアポイント制度のあり方について、デジタル化も含め、市全体の動きに着目しながら検討を続けます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
ボランティア登録者数 (人)	654	649	653	700	750	800
受け入れ施設数 (施設)	120	122	122	125	130	135

④【新】チーム Fujisawa2020 の活用・周知 市民自治推進課

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
ボランティア登録者数 (人)	0	0	0	0	0	0
受け入れ施設数 (施設)	0	0	0	0	0	0

(2)高年齢者の就労・就業支援の促進

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援				高齢者支援課		
事業の概要	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、(公財)藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。					
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するため、就業開拓コーディネーターによる新規受託事業の開拓や就労に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。					
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと自分らしく過ごせる生きがいの推進として、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活用した働く機会の提供及び社会参加を促進するため、会員が希望する職種に就業できるよう引き続きシルバー人材センターへの支援を行っていきます。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
登録会員数 (人)	2,423	2,427	2,457	2,486	2,723	2,776
実就業者数 (人)	1,019	1,006	892	1,100	1,100	1,100
受託件数 (件)	6,081	5,992	1,026	6,400	6,500	6,600

② 中高年齢者向け就労支援セミナー				産業労働課		
事業の概要	キャリアを生かした再就職・転職を希望している人や定年後を見据えた働き方を考えたい人などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。					
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度は規模縮小を余儀なくされましたが、令和4年度から従来の定員20名でのセミナー開講としました。 セミナーをとおして中高年の方向けに自分に合った生き方や働き方を含めた就労支援を行っています。					
今後の取組	新型コロナウイルス感染症等の影響もありますが、募集定員(20名)を下回るセミナーが多く、応募者が全体的に少ないことが課題となっています。 今後については、参加者のアンケート結果を活用し、より良い就労支援セミナーの計画立案によって応募者数増加につなげます。また、神奈川県と連携し、中高年向けセミナーの共催を実現することでセミナー実施件数の増加も図ります。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
実施回数 (回)	4	1	0			

(3)【新】外出機会の創出

【主な事業】

① 【新】スマートフォンを活用した事業(みんチャレ)		高齢者支援課	
事業の概要			
これまでの取組			
今後の取組			
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)

基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

施 策	施策の展開	主 な 事 業	
1 地域コミュニティの活性化	(1) 地域活動団体への支援	① 市民自治組織・地域団体への支援	87
		② 市民参加型団体等の育成・支援	88
		③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成	
	87		
(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進	① 藤沢市社会福祉協議会との連携	89	
	② 地区社会福祉協議会への支援	89	
	88		
2 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 日頃の安全対策の推進	① 高齢者の交通安全教室など	157
		② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導	157
		③ 【新】振り込め詐欺など防犯対策	159
	156		
	(2) 地域と連携した見守り活動の推進	① 高齢者見守りネットワーク	158
② 友愛チーム		159	
③ 保護司会（藤沢地区）との連携		159	
158			
159			

施策1 地域コミュニティの活性化

市民同士や地域とのつながりが希薄化する中、誰もができる限り住み慣れた地域で元気に暮らすためには、互いに支えあう地域づくりが重要であり、主体的・積極的に活動する団体が地域で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、活動団体の中には、担い手の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による活動の縮小、団体の解散などの課題を抱えています。こうした状況から、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう、DXの推進を含めた支援を行い、活動の活性化を図ることで、高齢者が主体的に地域社会とつながることができる地域づくりを推進します。

また、高齢者やその家族等からの様々な相談に対して的確に応えられるよう、地域福祉を支える関係機関等との連携や支援体制も重要です。地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域福祉を支える関係機関との連携しながら地域社会づくりに対する支援体制を推進します。

(1)地域活動団体への支援

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援		市民自治推進課
事業の概要	<p>自治会・町内会に活動の推進を図ることを目的に、市民組織交付金の交付や、デジタル化推進支援など、様々な面で活動をサポートします。</p> <p>また、地域コミュニティ拠点施設設備支援事業については、自治会・町内会館の新築、増改築、修繕及び用地取得等について事業費の補助を行うものです。</p>	
これまでの取組	<p>自治会・町内会の加入率の低下や、役員の高齢化等、自治会・町内会の課題が増加している中で、自治会・町内会運営に関する悩み事の相談に乗ったり、デジタル化に関する情報収集や成功事例の共有を行ったりと、自治会・町内会の負担を軽減するためのサポートに努めています。</p> <p>市民組織交付金については、従来の紙ベースでの申請と併せ、自治会長の負担軽減を図るため、電子申請フォームでの受付を開始しました。</p>	
今後の取組	<p>自治会・町内会の解散に関する相談は引き続き多数寄せられることが見込まれるため、改めて自治会・町内会を存続させることの意義を整理し、しっかりとご説明ができるような体制をつくります。</p> <p>また、地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助件数については、令和5年度より採択上限ができる中で、昨年に引き続き、スケジュール管理や取り進めの補助など、年度内に完遂できるよう努めます。</p> <p>また、自治会・町内会は、担い手不足等から解散を検討されることもあると思いますが、近隣との合併等も提案しながら、数値に現れない自治会支援を行う必要があります。</p>	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市民組織 (団体) (自治会・町内会) 団体数	476	476	477
地域コミュニティ 拠点施設 (件) 整備支援事業補助件数	7	12	0
認可地縁団体数 (団体)	32	32	32

② 市民参加型団体等の育成・支援 市民自治推進課

事業の概要	<p>公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進を実施しています。</p>
これまでの取組	<p>市民活動団体の高齢化が進んでいることや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動の縮小や団体の解散などが見受けられた。活動を縮小せざるを得ない社会情勢において、DXの推進を始めとする、ITツールの学習機会やコミュニケーション手段としてのSNS講座、オンラインを活用した市民活動団体の広報活動支援などによって市民活動の推進を実施しました。</p> <p>講座や交流会を対面で実施するなど徐々にポストコロナに合わせて対応を進めていく中で、減少した登録団体について、団体の再出発や新たな展開を支援する必要があります。</p>
今後の取組	<p>令和5年度から新たな指定管理期間が開始されるにあたり、施設内だけではなく、地域に向いていき、地域課題を捉える機会の強化を図ります。地域で課題解決に向けた支援に取り組んでいる団体等との交流や、連携した取組を実施していきます。地域課題を捉えた上で、解決に向け市民活動団体と課題とをマッチングさせます。また、アウトリーチ型の取り組みとして、地域の課題に関連した事業を実施します。</p> <p>市民活動に対する認知が十分でないことから、市民活動の周知及び市民活動支援施設の利用促進に努めます。</p>

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市民活動推進センター登録団体数 (団体)	409	399	405

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 福祉総務課

事業の概要	<p>福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年(昭和59年)に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。</p>
これまでの取組	<p>近年は、新型コロナウイルス感染症等の影響で助成事業数は減少していましたが、その中でもフードバンクふじさわ等更なる支援が必要となった団体に助成を行ってきました。今後も、愛の輪福祉基金を活用し、市民が主体となった支えあいの地域づくり活動を積極的に支援します。</p>
今後の取組	<p>福祉プラザで活動している団体に対し愛の輪福祉基金を周知することで、より一層の活用の周知を図ります。</p>

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成事業数 (件)	139	148	0	190	190	190

(2)地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

【主な事業】

① 藤沢市社会福祉協議会との連携		福祉総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。	
これまでの取組	生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢化、地域団体の活動状況を踏まえた生活支援ニーズを把握し、多様な主体が提供する生活支援サービス等の情報提供などの支援を行っています。	
今後の取組	地域の実情に応じた課題の解決に向けた取り組みが求められます。	

② 地区社会福祉協議会への支援		福祉総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。	
これまでの取組	地区社協間の情報共有と、地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会連絡協議会の運営を支援しています。	
今後の取組	地区社協間の更なる連携を深めるための支援が必要となります。	

施策2 安全・安心なまちづくりの推進

高齢者の地域での孤立を防ぎ、安心して暮らすためには、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。それとは裏腹に近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題ともなっています。また、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

そうした実情の中藤沢市では、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民等と協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるとともに、民生委員やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と連携し、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを安全で安心なまちづくりを推進していきます。

(1)日頃の安全対策の推進

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など		防犯交通安全課
事業の概要	高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。	
これまでの取組	全交通事故件数に占める、高齢者がかかわる交通事故は依然として割合が高い状況にあります。運転時・歩行時など交通手段による注意点を引き続き啓発して、危険性について理解してもらう必要があります。	
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐため、また自動車を運転する高齢者に安全な運転について理解を深めてもらうため、高齢運転者を対象としたシルバー四輪ドライバースクールや、各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。	

② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導		予防課
事業の概要	住宅防火対策の一環として、ひとり暮らし高齢者等を対象に、住宅防火診断や住宅用火災報知器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。	
これまでの取組	希望者に対して住宅防火診断を行ったり、イベント時に住宅用火災警報器の広報ブースを設け、設置推進等の啓発活動を実施しています。	
今後の取組	自治会と協力し、住宅防火対策の強化を推進します。	

③ 【新】振り込め詐欺など防犯対策		予防課
事業の概要		
これまでの取組		
今後の取組		

(2)地域と連携した見守り活動の推進

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク		高齢者支援課
事業の概要	<p>高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。</p> <p>また、各地域の協議体等において、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。</p>	
これまでの取組	<p>広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合等は、神奈川県と連携して見守り協定を締結し、地域の見守り活動を進めています。</p> <p>市内では、13地区の協議体等において見守りに向けた取組を進めるとともに、新たに藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局と協定を締結し、高齢者の見守りネットワーク体制の拡充を図りました。</p>	
今後の取組	<p>今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めていきます。</p>	

② 友愛チーム		高齢者支援課
事業の概要	<p>友愛チームは、ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)が中心となって編成されているグループで、地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設等を訪問し、話し相手になるなどの活動を行っています。地域における支えあいや、見守り活動を促進するため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、友愛チームの活動を支援しています。</p>	
これまでの取組	<p>ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)が中心となって編成されており、活動を通じて、地域での見守りを行っています。</p> <p>老人クラブの解散に伴い活動チームが減少しており、令和3、4年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響により訪問回数が減少しましたが、一人暮らし高齢者等の話し相手や相談相手となる友愛活動が地域福祉を推進するという意識啓発を老人クラブ連合会と連携しながら行っています。</p>	
今後の取組	<p>老人クラブの解散に伴い友愛チーム数も減少していることが課題と認識しています。地域福祉推進の観点からも、老人クラブへの加入者、役員等の後継者の育成などについて、適切な支援方法を藤沢市老人クラブ連合会と連携し行っています。</p>	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
チーム数 (チーム)	89	85	—
チーム員数 (人)	629	592	—
対象者数 (人)	406	345	—
施設数 (個)	17	9	—
在宅訪問回数 (回)	5,086	4,699	—
施設訪問回数 (回)	172	106	—
サロン訪問回数 (回)	192	288	—

③ 保護司会(藤沢地区)との連携		福祉総務課
事業の概要	犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進する藤沢地区保護司会と連携し、再犯防止の取組や社会を明るくする運動を推進します。	
これまでの取組	犯罪をした者等や非行のある少年の更生を助け、犯罪予防のための啓発活動に努めています。	
今後の取組	保護司会や関係機関と連携した再犯防止の取組が求められます。	

基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止 に向けた支援

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業	
【新】1 地域支援事業の連動	(1) 【新】地域支援事業（各事業）との連携	①【新】連絡会の開催	100点
	100点		
2 健康寿命の延伸	(1) 介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進	① 健康づくりの推進 ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	100点
	100点	【新or修正】健康寿命延伸の取組	101点
			101点
3 自立支援・重度化防止の取組	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	① 一般介護予防（普及啓発の推進） ② 一般介護予防（地域への専門職の派遣） ③ 【修正】地域介護予防活動支援事業	106点
	106点		107点
			107点
	(2) 介護状態の 重度化防止 の取組	① 介護予防ケアマネジメント ② 訪問型サービスA（基準緩和型サービス） ③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 【検討】通所型サービスB（通所支援） 【検討】訪問型サービスD（移動支援）	102点
			102点
			107点
			107点
			103点
	(3) 生活支援の体制整備	① 生活支援コーディネーター ② 協議体の開催	108点
	108点		109点
(4) 地域ケア会議の開催	① 地域ケア会議	110点	
109点			

※（総）…介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 地域支援事業の連動

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されており、2006年(平成18年)の介護保険法の改正に伴い、「住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業」として創設されました。

地域支援事業は地域包括ケアシステムの構築を推進するための事業であり、その内容は多岐に及んでおりますが、それぞれの事業が個別に展開されているだけでは成果が生まれにくく、複数の事業が組み合わせたり連動したりすることでその地域の実情に即した地域の仕組みづくりに寄与していきます。

そのため、藤沢市では庁内7課にて構成される「地域支援事業連絡会」を毎月開催しその中で事業間の進捗状況の共有をすると共に、課題として捉えられていることの解決策や今後の施策展開等の意見交換を実施しております。

生活支援体制整備事業の中の協議体や地域ケア会議の中で把握された地域課題を共有する機能も併せ持っていることから、この連絡会は地域支援事業同士を連動される重要な役割を担っていると考えております。

(1)【新】地域支援事業(各事業)との連携

【主な事業】

① 【新】連絡会の開催		健康づくり課
事業の概要	健康的な生活習慣や自分の健康状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、普及啓発、健康相談及び健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ります。	
これまでの取組	健康増進計画(第2次)に基づき、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりの基本的要素となる7つの分野の取組を推進してきました。令和元年度に実施した中間評価結果では、肥満の割合の増加や、運動習慣のある人の割合の減少など、様々な課題が見られたことから、今後は、今までの取組を引き続き推進するとともに、身体活動促進の強化や受動喫煙防止対策の強化などに重点的に取り組む必要があります。	
今後の取組	自分の健康状態に気づく機会を得られるような環境や、日常生活の中で自然と体を動かしたくなるような環境、望まない受動喫煙を防止するための環境の整備を図るほか、次世代を含めたすべての市民の健やかな生活習慣形成を図ります。	

施策2 健康寿命の延伸

我が国の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差は大きく、健康寿命の延伸が求められています。

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と、健康なまちづくり体制に努めているところです。誰もが住み慣れた地域でより長く元気に暮らせるためには生活習慣病予防対策や介護予防・フレイル予防対策を市民や様々な関係機関と共に進めるなど、健康寿命延伸のための取組がより一層重要になります。健診や医療、介護等のデータ分析をもとに、地域の健康課題に応じて高齢者の保健事業を介護予防の取組と一体的に進めます。

(1) 介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進

健康寿命の延伸をめざし、各ライフステージに応じた健康づくりの施策を展開するとともに、高齢期においても、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防と一体的に実施します。

【主な事業】

① 健康づくりの推進		健康づくり課
事業の概要	健康的な生活習慣や自分の健康状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、普及啓発、健康相談及び健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ります。	
これまでの取組	生活習慣病予防・重症化予防対策及び女性の健康づくり等について、講演会や健康教育の開催方法を対面以外にオンライン動画の拡充を行い、来所が難しい方に受講しやすい環境整備を図りました。 全世代を対象に健康づくり施策を実施しました。	
今後の取組	就労世代・子育て世代を中心にSNS等を活用した身体活動の普及啓発と、運動を通じた身体活動機会の拡大を図ります。 関係機関と連携を図り、健康づくりにつながる環境の整備に努めます。	

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		健康づくり課
事業の概要	後期高齢医療広域連合の実施する保健事業を市が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と一体的に実施することで、医療、健診等のデータを分析し地域の健康課題を把握するとともに、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防を図ります。	
これまでの取組	令和3年度から事業を開始し、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防について、国民健康保険保健事業や介護予防と連携し、個別的支援及び高齢者の集まる場等における健康教育・健康相談、普及啓発等を実施しました。	
今後の取組	高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携を図りながら、地域の健康課題を把握、共有し、事業を実施していきます。	

③ 【新or修正】健康寿命延伸の取組		健康づくり課
事業の概要	後期高齢医療広域連合の実施する保健事業を市が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と一体的に実施することで、医療、健診等のデータを分析し地域の健康課題を把握するとともに、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防を図ります。	
これまでの取組	これまでは、後期高齢者医療広域連合が保険者として後期高齢者の保健事業を医療、介護情報等をもとに実施していました。	
今後の取組	今後は、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、市が後期高齢者の保健事業を受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と連携を図りながら、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防等の保健事業を年齢で区切ることなく実施します。	

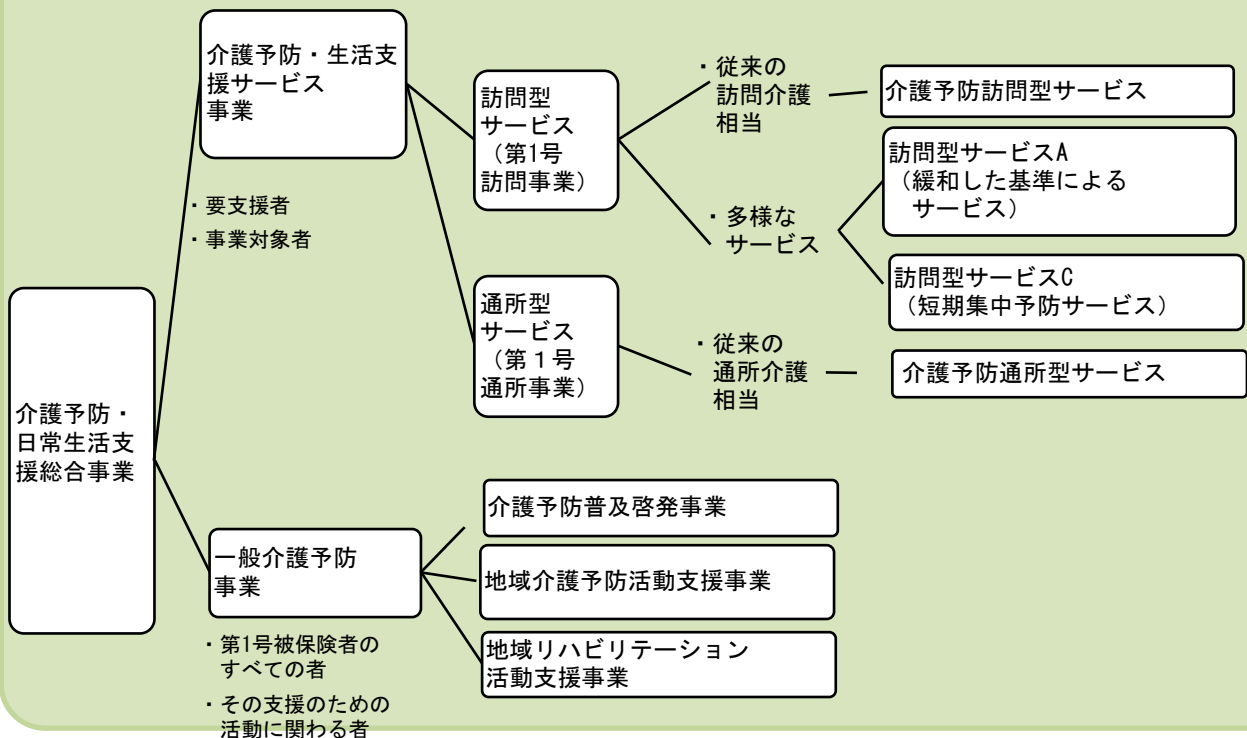
施策3 自立支援・重度化防止の取組

今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していくことが想定される中、高齢者等が要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域で活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化とともに、地域活動を支える担い手の人たちにとっても、生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する人も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開されることが重要です。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態などになることの予防と重度化の防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

<本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図>



(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進

【主な事業】

① 一般介護予防(普及啓発の推進)				高齢者支援課		
事業の概要	<p>65歳以上のすべての人を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。</p> <p>フレイル予防の3つの柱(運動、口腔・栄養、社会参加)を中心に、フレイル予防の重要性の普及啓発を進めています。</p>					
これまでの取組	<p>主に公民館や市内の介護予防事業所等を会場として、フレイル予防を中心に、介護予防に関する講座を実施しています。R5年度は市内体育館等の運動施設や老人福祉センター、また市民の家を会場とし、地域の身近な場所で介護予防に関する相談や啓発が行えるような体制を整えました。</p>					
今後の取組	<p>身近な地域で介護予防事業が実施できるよう地域包括支援センターや他の関係機関とのネットワークづくりを行い様々な場所での介護予防事業の実施にむけて引き続き連携を図っていきます。</p> <p>各種統計データや地域資源等を活用し、地域の健康課題を整理し地域特性を踏まえた介護予防事業を検討していきます。</p> <p>若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と介護予防の一体的な取組が行えるよう連携を図ります。</p> <p>就労、ボランティア活動等社会参加を促す様々な事業と連携を図り、社会参加が健康づくりや介護予防につながることを啓発していきます。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
参加人数 (延べ) (人)	—	321	—	3,000	3,000	3,000
実施回数 (回)	—	24	—	156	156	156

② 一般介護予防(地域への専門職の派遣)	高齢者支援課
-----------------------------	--------

事業の概要	身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、自治会、老人会、地域の縁側等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士等を派遣します。
これまでの取組	公民館の高齢者学級や地域の団体等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士、リハビリ職等の専門職を派遣し介護予防に関する講座を実施しました。
今後の取組	今までは、団体や公民館からの派遣依頼を元に行っていましたが、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、老人福祉施設や市内運動施設等の身近な地域の拠点において、栄養士、歯科衛生士、運動指導士、リハビリ職等の専門職を定期的に派遣し、介護予防の拠点としての位置づけを確立していきます。 高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施の取組と連携し、医療介護のデータを活用し、地域課題に沿った集団指導や、個別支援を検討していきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
講師派遣 回数 (回)	0	79	—

③ 【修正】地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課
---------------------------	--------

事業の概要	自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。
これまでの取組	ア 介護予防運動自主活動団体(通称いきいき運動グループ) 2023年4月1日現在 市内36か所で実施をしています。 イ 高齢者の通いの場 2023年4月1日現在 市内2か所の高齢者の通いの場が活動しています。 ウ 通いの場の捉え方について 2019年に策定された国の健康寿命延伸プランでは、介護予防・フレイル対策、認知症予防の項目において、「通いの場」の更なる拡充を掲げています。本市において、「通いの場」は介護予防特化型地域の縁側・いきいき運動グループの他、地域の縁側をはじめ、公民館などで行われている自主活動やみんかん事業所での教室など多岐にわたり多くの社会資源があるため、本計画においては広く捉えています。
今後の取組	地域の縁側(介護予防特化型)については、団体独自での介護予防に関する活動をひろげることができるよう事業整理を行います。 介護予防自主活動団体についても、健康づくり課のからだ動かしたい事業と制度が類似しているため、連携を図る中で、介護予防を目的とした自主活動団体への支援の在り方を検討していきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
いきいき運動 グループ数 (団体)	0	—	—

(2)介護状態の重度化防止の取組

【主な事業】

① 介護予防ケアマネジメント				高齢者支援課		
事業の概要	事業対象者や要支援認定者に対して、介護予防・日常生活支援を目的として、適切なサービスが提供されるよう必要な支援(介護予防ケアプランの作成)を行っています。					
これまでの取組	自立支援・重度化予防に着目した介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、自立に資するケアプラン作成を目指した研修会を開催し、いきいきサポートセンター職員のスキルアップを図ってきました。					
今後の取組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切に、介護予防や自立に向けた介護予防ケアプランの作成を目指します。また、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
介護予防ケアマネジメント延べ件数 (件)	29,109	28,374	4,764	31,765	32,730	33,725

※2019年度(令和元年度)は11か月分の実績。

② 訪問型サービスA(基準緩和型サービス)				高齢者支援課 介護保険課		
事業の概要	在宅系サービスの需要拡大に対応するため、従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和して、新たな担い手の確保をめざし、比較的軽度な要支援認定者等に対して生活援助サービスを提供しています。					
これまでの取組	訪問型サービスAの新たな担い手を創出するための従事者養成研修を行いながら、生活援助サービスを提供する体制づくりを進めています。					
今後の取組	高齢者支援課の事業分担となっている委託型に関しては、従事者養成研修を行うことで担い手は少しずつ増えてきていますが、タイムリーなマッチングができていないため、研修修了者が雇用につながらない現状があります。制度と利用者をつなぐための制度内容の見直しを検討していく必要があります。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
訪問型サービスA (人/月)	6	9	8	20	30	40

<参考> 従来相当の介護予防訪問型サービスと介護予防通所型サービスの見込み

				計画期間		
				2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
				2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
介護予防訪問型サービス (人/月)	1,830	1,829	1,806	1,860	1,930	2,000
介護予防通所型サービス (人/月)	2,559	2,745	2,414	2,550	2,640	2,730

③ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)				高齢者支援課		
事業の概要	要支援認定を受けている人と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な人を対象に、保健・医療の専門職が居宅での相談指導を短期間(3~6か月)集中的に行います。					
これまでの取組	リハビリテーション専門職が在籍している施設や、管理栄養士、歯科衛生士の職能団体等に委託し、短期間の介入において体力や生活機能の向上・改善が見込まれる対象者に居宅での相談指導を行っています。					
今後の取組	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)及び居宅介護支援事業所にサービス内容の周知を行い、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防に向けて本事業が有効に活用できるよう事業の充実を図ります。また、利用者の確保について、一般介護予防事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業等と連携し、生活機能の向上・改善の見込みのある場合はサービス利用を促す体制づくりを進めます。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (人)	20	8	1	10	10	10
サービス利用延べ件数 (件)	35	48	3	50	50	50

④ 【検討】通所型サービスB(通所支援)

高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)では、事業対象者や要支援認定の人に対して、適切なアセスメントのもと、その状態や置かれている環境などに応じた目標を設定し、その達成に向けたサービスの利用などにより介護予防の取組を生活の中に取り入れ、介護予防ケアプランを作成します。					
これまでの取組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切に、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、介護予防・自立支援を目的とした地域ケア会議を実施し、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。					
今後の取組	介護予防や自立に向けた目標指向型の介護予防ケアプランと、高齢者自身がそれを理解したうえで主体的に取り組めるような支援が実施できるよう、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。また、居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境整備を進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
介護予防ケアマネジメント延べ件数 (件)	29,906	28,261	14,697	31,765	32,730	33,725

⑤ 【検討】訪問型サービスD(移動支援)

高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)では、事業対象者や要支援認定の人に対して、適切なアセスメントのもと、その状態や置かれている環境などに応じた目標を設定し、その達成に向けたサービスの利用などにより介護予防の取組を生活の中に取り入れ、介護予防ケアプランを作成します。					
これまでの取組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切に、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、介護予防・自立支援を目的とした地域ケア会議を実施し、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。					
今後の取組	介護予防や自立に向けた目標指向型の介護予防ケアプランと、高齢者自身がそれを理解したうえで主体的に取り組めるような支援が実施できるよう、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。また、居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境整備を進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
介護予防ケアマネジメント延べ件数 (件)	29,906	28,261	14,697	31,765	32,730	33,725

「介護予防アクションプラン」

～介護保険認定調査から見えるデータを活用した介護予防～

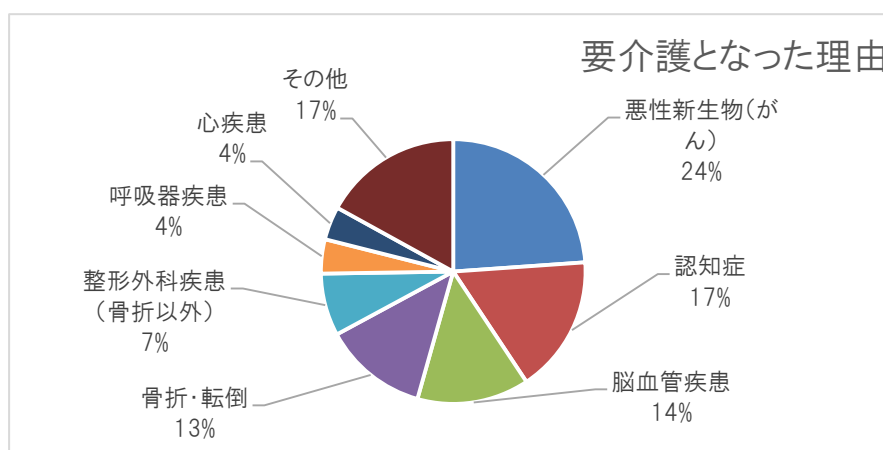
介護予防・重度化防止の施策の推進及び、要介護者の増加・重度化に伴う、介護予防給付費の削減が重要課題となっています。その対策の一環として、要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の状況を、介護保険認定調査のデータを基に分析し、介護予防事業内容の充実を図っていきます。

<事業概要>

- 藤沢市民が要介護状態となった理由を、介護保険認定調査から分析し、「見える化」する。
- 要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の要因を分析することにより、「転ばない」「転ばせない」アクションプランと、フレイル対策などの介護予防事業に活かす。

<報告>

- 要介護状態となった理由（要介護1以上）令和元年度の認定調査より



○転倒している場面（何気ない日常生活で転倒しています。）

- ・6割が、室内で転倒しています。
- ・電話が鳴った、玄関のチャイムが鳴ったためなど、慌ててしまい転倒。
- ・お風呂場、台所、トイレ等の水回り周辺で転倒。
- ・庭掃除、部屋の片づけなど作業中に転倒。

○介護予防事業への活用

上記データを活用した市民向け転倒予防のリーフレットを作成し、介護予防を、より身近なことから捉えてもらうよう活用していきます。

(3)生活支援の体制整備

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター				地域共生社会推進室		
事業の概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めています。</p> <p>①生活支援等サービスの提供主体となる団体等、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化</p> <p>②ボランティア等の生活支援の担い手の育成など、地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング</p>					
これまでの取組	<p>藤沢市全域(第1層)を単位とした第1層生活支援コーディネーターと、市内13地区の日常生活圏域(第2層)を単位とした第2層生活支援コーディネーターが13地区にそれぞれ配置されています。</p> <p>生活支援等サービスや地域資源の実態把握を行い、協議体等の場において、地域への情報の発信の方法や地域人材の養成などについて検討・実践を進めています。</p>					
今後の取組	<p>重層的支援体制整備事業や地域支援事業(介護保険法)に位置付けられる役割を意識しながら、庁内他課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
第1層配置 人数 (人)	1	1	1	—※	—※	—※
第2層配置 地区数 (カ所)	13	13	13	—※	—※	—※

※本計画より「数値目標なし」に変更

② 協議体の開催 地域共生社会推進室

事業の概要	生活支援等サービス提供体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。
これまでの取組	藤沢市の13地区それぞれにおいて、多様な主体が参画し、定期的に情報共有を行い、連携強化、ニーズを踏まえた取組を実施する協議体を開催しました。委員の意見を踏まえた形で、各地区の課題感を共有し、具体的な取組として、見守り、居場所づくり、つながり・交流、子育てなど、それぞれの地区が様々なテーマで議論を深め、取組を実施しました。
今後の取組	地域ケア会議との連動を中心に重層的支援体制整備事業や地域支援事業(介護保険法)に位置付けられる役割を意識しながら、庁内他課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
第1層開催回数 (回)	0	0		1	1	1
第2層設置地区 (カ所)	13	13		13	13	13
第2層開催回数 (回)	43	65		52	52	52

(4)地域ケア会議の開催

【主な事業】

① 地域ケア会議				高齢者支援課		
事業の概要	<p>多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、QOLの向上をめざします。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域生活課題を、協議体といった他事業の場で、検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけます。</p>					
これまでの取組	<p>平成30年度から市内13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）が主催して実施。事業対象・要支援・要介護2までの個別事例を対象とし、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士などの専門職からの助言により支援内容の検討を行い、地域課題の把握につながるよう会議運営を行ってまいります。令和2年度から第2層生活支援コーディネーターが助言者に加わりました。</p>					
今後の取組	<p>事業の目的は同様ですが、次年度は今一度①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見を主軸とした運営を行い、その実施状況・結果を見ながら次期計画に向けた取り組みを行います。</p> <p>地域づくり・資源開発、政策形成については、他協議体との連携し市全体として取り組みの必要があることから、引き続きの課題となります。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
会議開催数 (回)	36	39	0	39	39	39
検討件数 (件)	72	74	0	78	78	78

基本目標4 認知症施策の総合的な推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
	(1) 認知症に関する普及啓発 91%	① 本人発信支援 92% ② 認知症予防に関する普及啓発 92% ③ 認知症サポーターの養成と活動支援 93% ④ 【新】認知症VRによる周知啓発
	(2) 早期発見・早期対応、医療体制の整備 94%	① 認知症初期集中医療チーム 95% ② 認知症疾患医療センター等との連携 95%
	(3) 介護者支援 94%	① 家族会等への支援 95% ② 認知症カフェなどの開設 95% ③ 家族介護者教室 ④ ケアラー（介護者）に対する支援の充実
	(4) 認知症バリアフリーの推進 94%	① 介護者の負担軽減 95% ② 地域支援体制の充実 95%
	(5) 若年性認知症の人への支援 94%	① 相談支援体制の確保 95% ② 移手段の確保 95%

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

認知症施策

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰でも起こりうる可能性があります。国の調査研究によると、認知症高齢者は令和7年に675万人（高齢者の19%）、令和12年には744万人（20.8%）と年々増加すると推計されています。2023年6月14日には、認知症基本法が成立されました。本市では、2019年に策定した「藤沢オレンジプラン」とともに、「ALLふじさわ」としての取組を積み重ね、地域共生社会の実現に向け、「支えあいの地域づくり」のさらなる推進を目指します。

施策1 認知症支援体制の充実・強化

(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応

超高齢社会を迎え、今後認知症高齢者が増加する中、認知症の人やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、認知症になることを自然なこととして受けとめられる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発、また早期からの予防に取り組むために、（認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、）早期に医療につながる事が重要です。また、認知症の方や家族にとって受診しやすい医療体制の整備も必要です。早期診断・早期対応のため、連携型認知症疾患医療センター含め3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や福祉・介護分野との支援体制の充実・強化・連携を図っていきます。

【主な事業】

① 認知症簡易チェックサイト 保健予防課

事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度を判定します。 「本人向け」と「家族向け」の二つのモードがあります。
これまでの取組	認知症簡易チェックサイトで、もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度の判定を、「本人向け」と「家族向け」の二つのモードで簡単にチェックできる事業を実施しています。 広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布などで事業の周知を行っています。
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布など、引き続き周知に努めていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
アクセス数 (件)	10,677	10,051	1,849

② もの忘れ相談 保健予防課

事業の概要	もの忘れの心配がある人やその家族に対し、保健所職員による認知症テストや嘱託医(精神科)によるもの忘れ相談を行い、軽度認知障がいなどの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。
これまでの取組	嘱託医(精神科)による認知症相談、もの忘れ相談を月2回、保健所職員による認知症テスト(予約制)を実施した。軽度認知障害(MCI)と判定された人には、数か月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、支援しています。認知症と診断された人には、医療機関の紹介などの支援を行っています。
今後の取組	軽度認知障がい(MCI)と判定された人には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援していきます。認知症と判定された人には、医療の紹介及び家族支援を行います。 また、早期に相談につながるよう、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに、引き続き周知していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	43	40	5

④【新】認知症 VR による周知啓発

地域共生社会推進室

事業の概要	
これまでの 取組	
今後の取組	

③ 認知症初期集中支援チーム	高齢者支援課
-----------------------	--------

事業の概要	認知症になってもその人らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症本人やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。
これまでの取組	2015年(平成27年)1月から認知症初期集中支援チームを設置し、年間22回のチーム員会議を組んでいます。いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)等の関係機関に事業周知を行っています。 認知症サポート医はチーム員会議に参加し、認知症本人やその家族に対して、訪問での相談や専門職への助言をしています。また、チーム員会議には、いきいきサポートセンター職員も参加し、チーム員会議後に連携して支援をしています。
今後の取組	ここ数年来、精神疾患が疑われるケースが非常に多くなってきているため、事業実施方法について検討をしていく必要が考えられます。改めて事業の評価を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
新規認知症件数 (件)	15	11	3	20	20	20
チーム員 対応件数 (件)	23	44	19	40	40	40

④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供	保健予防課
---------------------------	-------

事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のもと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受け入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。
これまでの取組	平成25年度に初回調査を行い、その後、定期的に再調査を行い、新たな冊子を作成するとともに、ホームページへの掲載など、情報更新に努めています。
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。

(2)認知症の人が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

○ 認知症に関する理解の促進

認知症になり、不安や焦りから怒りっぽくなる、うつ状態になるなどの症状が増えてくると、家族だけではサポートも難しくなり、地域社会の支援が必要になってきます。

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人・家族の不安軽減とともに周囲の気づきの促しとなります。住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する世代に合わせた、正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人や家族を地域で見守り、支える地域づくりに努めます。市民が他人事ではなく、「自分ごと」と捉えられるよう、アルツハイマー月間やイベント等で認知症の普及啓発に努めます。(認知症の方が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。)

おれんじキャンペーン

本市では、平成 29 年度から毎年、9 月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の理解とその支援に関する普及啓発イベント「おれんじキャンペーンふじさわ」を開催しています。

令和 2 年度は、江の島シーキャンドルを認知症支援のオレンジ色にライトアップするとともに、新しい生活様式のもと、市内書店でのブックフェア、オンラインでの認知症サポーター養成講座、昭和・平成のヒットソングに合わせたダンス講座など、新たな取組を実施しました。

○ 認知症に理解ある共生社会の実現

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。

○ 認知症本人からの発信支援

認知症本人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにもなり、認知症本人に希望を与えるものと考えます。認知症本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人や神奈川県「かながわオレンジ大使」とともに普及啓発に取り組んでいきます。

また、認知症本人ミーティングなどを通じて、本人の意見を把握し、認知症事業の企画、実施、評価に反映するよう努めていきます。

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰でも起こりうる可能性があります。国の調査研究によると、認知症高齢者は令和7年に675万人（高齢者の19%）、令和12年には744万人（20.8%）と年々増加すると推計されています。2023年6月14日には、認知症基本法が成立されました。本市では、2019年に策定した「藤沢オレンジプラン」とともに、「ALLふじさわ」としての取組を積み重ね、地域共生社会の実現に向け、「支えあいの地域づくり」のさらなる推進を目指します。

認知症の人やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、認知症になることを自然なこととして受けとめられる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発、また早期からの予防に取り組むために、（認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、）早期に医療につながる事が重要です。早期診断・早期対応のため、連携型認知症疾患医療センター含め3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や福祉・介護分野との支援体制の充実・強化・連携を図っていきます。また、幅広い世代に対して認知症に関する世代に合わせた、正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人や家族を地域で見守り、支える地域づくりに努め、誰もが尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

【主な事業】

① 認知症ケアパスの活用		高齢者支援課
事業の概要	認知症本人の状態に応じた適切な医療・介護・福祉サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の普及啓発を行うことで、認知症本人やその家族を地域で支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。	
これまでの取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、等へ認知症ケアパスを配布し、相談先や早期診断、早期対応の重要性を周知しました。 「認知症」という文字に抵抗があったり、ケアパスでは情報量が多く手に取りにくい方に対しては、三つ折りの本人向け・家族向けのリーフレットを作成し配布しました。	
今後の取組	認知症本人や家族からの意見を取り入れ、より充実した内容となるように検討するとともに、企業等職域への普及も推し進めていきます。	

② 認知症サポーター養成講座		高齢者支援課
事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症本人やその家族の応援者として、地域の中で温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。	
これまでの取組	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症本人やその家族の応援者として地域の中で温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。若い世代からの認知症への理解を深めるため小中学校での開催を働きかけるとともに、児童クラブ、高校生対象の講座を実施しました。 小売店や、企業など働く世代向けの講座も年々増加しています。	
今後の取組	企業からの依頼も増えており、小売業や見守り協定を締結している企業に対しアプローチを続けていきます。 学校との関係づくりは、資料となるDVD（短編の映画）をレンタルするなど、認知症サポーター養成だけにとらわれず、認知症の正しい知識の普及に努めます。 薬局で定期的に講座を開催しているキャラバン・メイトもあり、キャラバン・メイトへのサポートも検討していきます。	

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
サポーター 養成数 (人)	873	1016	135	2,000	2,500	2,500
累計サポ ーター数 (人)	27,679	28,695	28,830	28,585	31,085	33,585
サポーター 数人口比率 (%)	6.30	6.48	6.47	6.55	7.10	7.65

認知症ガイドブック～認知症ケアパス～とは？

いつまでも安心して暮らしていただくために、認知症についての基礎知識や、物忘れ等の不安があった際の相談先、受診先、利用できる社会資源や認知症の方への対応についてまとめたものが「認知症」ガイドブック（「認知症ケアパス」）です。

利用者側が地域で認知症に関する医療・介護サービスの利用が見える化し、その利用を混乱なくスムーズにするものです。

藤沢市でも、独自のサービスなどをまとめています。

一度、ご覧ください。



③ おれんじサポーターの養成 高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座「おれんじサポーター養成講座」を開催しました。修了された人には「おれんじサポーター」として活動を展開していただき、地域での見守り体制づくりを推進します。
これまでの取組	認知症サポーターを対象にステップアップ講座「おれんじサポーター養成講座」を開催します。修了された人には「おれんじサポーター」として活動を展開していただき、地域での見守り体制づくりを推進します。認知症サポーターになると、自主的なボランティア活動などを行っていただくことも可能です。また、チームオレンジに加入するなど、ボランティアの幅が広がります。
今後の取組	対象者の抽出方法を工夫して、開催時期を早めに決定し、事前周知を十分に行います。 おれんじサポーターの活動について共有できるよう努めます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
養成講座回数 (回)	1	1	0	1	1	1
累計サポーター数 (人)	14	7	0	80	90	100

おれんじサポーター養成講座の様子



⑤ 認知症カフェの開催 高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族、地域住民や専門職などが交流する場を提供します。
これまでの取組	市内で活動している認知症カフェ・家族会の活動をまとめた「認知症カフェ＆家族会マップ」を作成し周知に努めています。 令和元年に認知症カフェ補助金を創設し、認知症カフェの拡充に努めました。 令和5年には、新たに3か所の「ささえあいセンター」が、認知症カフェとして活動を開始しています。
今後の取組	認知症カフェ補助金制度を整理し、カフェの登録制度と、補助金制度に分割しました。 市内で開催している認知症カフェの情報を収集し、周知が図れるように認知症カフェマップを随時更新していきます。 補助金が必要なカフェには引き続き支援していきます。

⑥ 認知症等行方不明者SOSネットワーク 高齢者支援課

事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、認知症本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や連携した検索を行い、早期保護を図っています。
これまでの取組	高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察等の関係機関と連携して検索を行っています。 また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて一時的な保護を行っています。 行方不明の高齢者の早期発見により安全が確保されるとともに、家族等の介護負担の軽減が図られました。
今後の取組	認知症により徘徊の恐れのある高齢者を事前登録することで、警察等の関係機関と連携することができるが、行方不明となり、発見したときに速やかに対象者が特定できるような仕組みづくりを構築・検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録者数 (人)	151	143	90
通報処理件数 (件)	5	1	0
一時保護件数 (件)	0	0	0

⑦ 家族介護者教室 高齢者支援課

事業の概要	在宅の要介護高齢者を介護する家族等(以下介護者)が、介護者相互の交流や介護知識を習得し、介護者の身体的・精神的負担の軽減や孤立化の解消を図ることにより、要介護高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上につなげることを目的として実施しています。
これまでの取組	市内の介護老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人等への委託と、市直営での教室開催を行っています。 家族介護者教室は、介護離職やアンガーマネジメントなど、介護に取り組む家族等を支援する内容を取り入れました。
今後の取組	今後各地域の委託事業での開催が本計画以上に進展されるよう事業所の新規開拓や内容の充実を図れるような後方支援を行います。 在宅介護者が身近な場所で交流できる集いの場を地域包括支援センター等と連携をとりながら、実施できるよう検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ参加者数 (人)	388	467	25	470	470	470
延べ講座開催回数 (回)	37	47	3	45	45	45

⑧ ケアラー(介護者)に対する支援の充実 高齢者支援課

事業の概要	さまざまな介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー(家族等の無償の介護者)や、その支援者に対し、ケアラー当事者の交流の場の開催などの支援、講演会やシンポジウムの開催を行います。
これまでの取組	平成20年度から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、平成22年度以降、月1回実施し、平成30年度から会場を市役所内に変更しています。 また、ダブルケアなどの理解を深めるための周知や、介護者の負担が軽減することを目的に「介護者応援ハンドブック」を作成しました。
今後の取組	要介護者の増加とともに、介護者の状況も多様化し、育児と介護を同時に行うダブルケアや、介護を理由に離職してしまう介護離職の問題なども深刻化していくことが予想されるため、他部門と連携した取り組みを進めていきます。また、講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識や地域情報を発信していきます。 ケアラーの孤立防止、心と身体の健康維持などを目的に、家族会の継続や、介護者が活用できる新しいツールの作成なども行っていきます。



施策2 認知症予防の推進

2019年(令和元年)6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」は「共生」と「予防」を柱としています。ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

また、認知症施策推進大綱では、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、認知症予防に資する可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を求めています。

(1) 認知症予防のための事業の充実と普及啓発

若い世代からの生活習慣病対策(糖尿病や高血圧症等)が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取組を進めます。

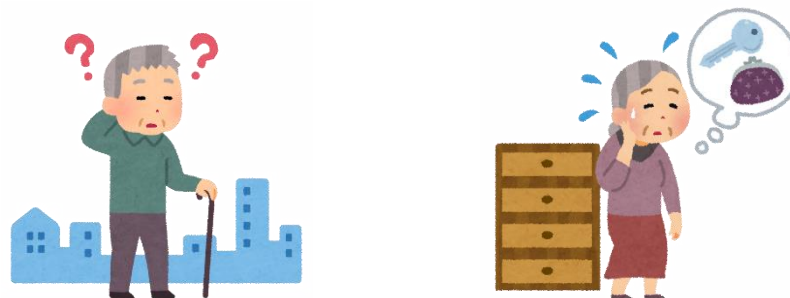
特に体を動かすこと、人との関わりや社会とのつながりを持った様々な活用による生活習慣病予防、介護予防の重要性について、普及啓発を進めます。

また、軽度認知障害(MCI)を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。

軽度認知障害(MCI)とは

日常生活への影響はほとんどありませんが、認知機能や記憶力の低下の症状が見られ、認知症の前段階にあたる状態のことを言います。

年間で10-15%が認知症に移行されるとされています。この段階で対処することで、認知症の移行を遅らせたり、移行せずに済むかもしれません。



【主な事業】

① 認知症予防に関する事業		高齢者支援課
事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の改善や、認知機能を高める課題など、認知症予防の講座の実施や認知症予防に資する活動に取り組んでいます。	
これまでの取組	認知症予防に関する講座や、物忘れなど認知機能の低下に不安のある人を対象にした講座の実施をしました。特に令和4年度は、物忘れなど認知機能の低下に不安がある方を対象にデジタルデバイドの是正も視野に入れた講座を実施しました。 住民主体の高齢者の通いの場では、令和2年度から栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職を派遣し、コグニサイズなど認知症予防に資する活動を積極的に取り入れた取組を継続しています。	
今後の取組	認知症予防についての正しい知識の普及とともに、地域において高齢者が身近に通える場所の充実や、コグニサイズなど予防に資する可能性のある取組を介護予防の視点とともに推進していきます。 また運動習慣や生活習慣病予防など認知症予防につながる事業について、関係各課と連携をしながら庁内一体的に推進します。	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
教室参加人数 (人)	—	—	—
実施コース数 (回)	—	—	—

基本目標5 医療・介護及び福祉連携による 生活支援の充実

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援型ホームヘルプサービス 113ページ ② ごみの一声ふれあい収集 113ページ ③ 高齢者はり・きゆうマッサージ利用助成事業 114ページ ④ ふれあい入浴事業 114ページ ⑤ あんしんみまもりカード 115ページ
	112ページ	
2 在宅医療・介護連携の推進	(2) 在宅福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急通報サービス 116ページ ② 紙おむつの支給 116ページ ③ 寝具乾燥消毒サービス 117ページ ④ 一時入所サービス 117ページ ⑤ 訪問理美容サービス 118ページ ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 118ページ ⑦ 福祉有償運送 119ページ ⑧ 高齢者世帯等の現況調査 119ページ
	115ページ	【未定・要検討】耳の聞こえに関する支援
2 在宅医療・介護連携の推進	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療支援センター 123ページ ② 在宅医療推進会議 123ページ ③ 在宅医療に関する普及啓発 124ページ ④ 多職種研修会 125ページ ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） 125ページ ⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業 125ページ ⑦ かかりつけ薬局の普及啓発 126ページ
	122ページ	

施策1 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、令和4年度に介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方を対象に実施した「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活であれば助かる地域の手助いで、特に必要ないと回答した人が約29%で、71%の人が手助けを必要としています。

また、自分を健康だと思わない回答した人が23.6%で、不調を感じる事として38.3%の人が聴力に不安があると回答しています。

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、日常生活を支援する体制づくりを推進します

(1)生活支援サービスの提供

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス		高齢者支援課
事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする、介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の人に、介護保険サービスと同等のホームヘルプサービスを提供しています。	
これまでの取組	様々な事情により支援を必要とする在宅高齢者等にホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。 介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業等の制度の狭間にある人へのサービスとして、重要なものとなっています。	
今後の取組	総合事業施行により、一時的に早急に支援が必要となるケースなど利用条件が限定される傾向にあります。令和6年度以降、共生型の生活支援型サービスとして、福祉部及び関係部局と検討を進めます。	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	2	1	1
延べ提供回数 (回)	50	47	6
延べ提供時間 (時間)	50	0	6

② ごみの一声ふれあい収集 環境事業センター

事業の概要	生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティア等の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。
これまでの取組	新規申請者数は、令和3年度301人、令和4年度は312人となっています。令和4年3月末日の利用者数は907人となっており前年同日から51人増加しました。令和3年度から2台体制から3台体制に変更しています。
今後の取組	引き続き高齢者世帯、障がい者世帯の一声ふれあいごみ収集を充実させる事を目標とし、利用者増に対応できる計画的な増車等で利用しやすい収集体制を確立していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (人)	856	907	—	750	800	850

③ 高齢者いきいき交流事業 高齢者支援課

事業の概要	本市在住の70歳以上の人を対象に、本市指定のはり・きゅう・マッサージ施術所で施術が受けられる利用券を交付しています。
これまでの取組	利用率の低さ、利用施設の偏在等の課題があった高齢者いきいき交流事業の抜本的な事業見直しを検討した結果、令和3年度をもって事業を廃止し、令和4年度から新たに、高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業を開始しました。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきますが、利用状況や利用者のニーズを踏まえ、適宜見直しを検討していきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
交付件数 (件)	50,332	51,901	51,251
実利用枚数 (枚)	1,485,550	32,293	7,134

④ 高齢者はりきゅう・マッサージ利用助成事業 高齢者支援課

事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において実施している、ふれあい入浴時事業及びそれらの広報活動にかかった費用について、補助金を交付しています。
これまでの取組	高齢者いきいき交流事業の廃止に伴い令和4年度から制度を見直し、従来、水曜日と金曜日に行っていた割引サービスの実施日を、月曜日から金曜日の5日間に拡充しました。 さらに、令和5年度からは、より多くの方が利用できるよう、月・水・金・土・日曜日の5日間に実施日を変更しました。
今後の取組	地域交流の活性化及び公衆衛生の向上を図るため、適宜見直しを検討し引き続き事業を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ利用者数 (人)	27,032	41,299	8,065	26,000	26,000	26,000

⑤ あんしんみまもりカード 地域医療推進課

事業の概要	市民がかかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記入したカードを冷蔵庫に貼ったり、携帯することにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関等に伝えるため、あんしんみまもりカード(救急医療情報カード)を配布しています。
これまでの取組	市民に広く周知するため、全戸配布されるゴミ収集日程カレンダーの巻末を活用して認知度の向上と利活用を図ってきました。また、講座等でも必要に応じて配布するなど、様々な機会を捉えて周知活動を行っています。
今後の取組	緊急時の利用を想定しているものであり、数値実績が得られづらく、事業の効果が図りづらいという状況があります。 利用が想定される消防局等と連携しながら、記載内容等を見直し、より有益なものとするとともに、多くの市民に有用性を周知する機会を設けていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
累計配布数 (冊)	270,000	—	—	270,000	270,000	270,000

(2)在宅福祉サービスの提供

【主な事業】

① 緊急通報サービス 高齢者支援課

事業の概要	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方等が地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応及び日常生活の不安感の解消を図っています。
これまでの取組	事業実施により、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安解消及び緊急時の即時対応を図っています。
今後の取組	今後も利用者の日常生活の不安解消及び即時対応が図られるようにより良いサービスが実施できるよう努めるとともに、様々な機会を捉えて引き続き周知を行っていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
新規利用者数 (人)	253	241	30
利用者数 (人)	693	826	838

② 紙おむつの支給 高齢者支援課

事業の概要	在宅でねたきりや認知症等の理由により、常時おむつを使用している高齢者(要介護4・5の人は40歳以上)で、一定の要件を満たす人を対象に、毎月一定枚数の紙おむつを支給しています。
これまでの取組	毎月おむつを支給することで、利用者及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図っています。事業対象者の増に伴う利用者の自然増により、決算額が増加していることが課題です。
今後の取組	今後も利用者ニーズを把握し、利用者・介護者にとって、身体的・経済的な負担が軽減されるよう、事業実施に努めます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	963	1,279	942
延べ支給件数 (件)	20,682	33,073	5,909

③ 寝具乾燥消毒サービス

高齢者支援課

事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの人や布団干しができない人を対象に、掛布団や敷布団等の寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。
これまでの取組	寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービスを実施することで、布団干しができない人の衛生的で快適な生活を支えるとともに、利用者の経済的負担の軽減を図っています。 今後も事業を継続可能なものとするため、令和2年度からは利用要件の一部を見直し、所得に応じた実施回数の変更を行いました。
今後の取組	今後も利用者の負担軽減が図られるようサービスの提供に努めます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	111	118	94
延べ支給件数 (件)	1,659	1,889	546

④ 一時入所サービス

高齢者支援課

事業の概要	様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所を提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。
これまでの取組	虐待からの緊急避難や、生活環境の問題等により、居宅での生活が一時的に困難になった高齢者に対し、利用者の生活を立て直すための役割を担ってきました。
今後の取組	被虐待高齢者や認知症高齢者だけでなく、自宅の環境や家族関係等、様々な事情で在宅生活が困難となった高齢者に対応し、引続き高齢者の生活の再建や安定のため、事業を実施していきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	18	19	5
延べ提供日数 (件)	957	435	78

⑤ 訪問理美容サービス 高齢者支援課

事業の概要	在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の方のご自宅に伺い散髪やカットを提供し、衛生的な生活の促進を図っています。
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の方の衛生的な生活の促進を図っています。
今後の取組	今後も理美容組合の協力を得ながら、利用者のニーズを把握し、衛生的な生活の促進が図られるように、事業実施に努めます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
利用者数 (人)	32	42	10
延べサービス提供回数 (件)	65	94	10

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 高齢者支援課

事業の概要	在宅ねたきり高齢者台帳登録者が、通院などで福祉タクシーを利用する際にかかる乗車費用の一部を助成しています。
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者の移動に係る経済的負担の軽減を図っています。
今後の取組	他の事業との整合性を図りながら、事業の実施方法や内容について適宜見直しを行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
交付者数 (人)	32	40	27	50	50	50
交付枚数 (枚)	2,790	3,213	2,835			
実利用枚数 (枚)	1,249	1,262	286	450	450	450

⑦ 福祉有償運送 高齢者支援課

事業の概要	福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、ひとりで公共交通機関による移動が困難な人が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。 サービスを実施するNPO等の非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。
これまでの取組	本市では、茅ヶ崎市・寒川町と共同して運営協議会を開催し、新規登録申請や料金変更について協議するとともに、実施団体に対する助言などを行い、利用者の安全や利便性の確保に努めています。
今後の取組	制度の認知度が低く、営利を目的としない事業であるため、ドライバー不足や車両の維持が課題です。引き続き制度の周知を行っていきます。 また、関係機関と連携しニーズの把握に努め、移動手段の確保に努めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
サービス提供団体数 (団体)	7	9	9	8	8	8

⑧ 高齢者世帯等の現況調査 高齢者支援課

事業の概要	75歳以上の高齢者のうち、在宅ねたきりやひとり暮らし高齢者等の現況を把握することで、高齢者施策の策定に係る基礎資料とするとともに、ひとり暮らし高齢者の孤独死防止や見守り等の個別支援、在宅ねたきり高齢者を対象とした福祉タクシー事業、訪問理美容事業など各種サービスの提供の実施、さらに、災害時を含む緊急時の支援・援助に活用するため、民生委員による現況調査を実施しています。
これまでの取組	毎年6月に70歳以上の高齢者世帯、ひとり暮らし・ねたきり高齢者を対象とした現況調査を実施してきました。高齢化の進展に伴い、調査対象者が増加し、民生委員の負担増加が課題となっています。
今後の取組	高齢者が増加する中で、民生委員の欠員地区も増えており、現在就任している民生委員の負担も増えています。高齢者の状況を把握していくために、今後の現況調査の在り方について、検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
一人暮らし (世帯)	15,559	15,778	15,662	10,630	11,230	11,830
高齢者のみ (世帯)	31,381	31,540	—	18,030	19,530	21,030
寝たきり (人)	104	110	110	120	120	120

⑨ 【未定・要検討】耳の聞こえに関する支援 高齢者支援課

施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

そのため、本市では、藤沢市医師会と協力して在宅医療の拠点（在宅医療支援センター）を運営し、多職種連携を進め、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じた支援体制を推進してきました。

今後も、ますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

多職種が連携を強め、顔の見える関係により、地域の支援体制を強化するとともに、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行います。取組にあたっては、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を意識した取組を行います。

（1）多機関協働による包括的支援体制の推進

【主な事業】

① 在宅医療支援センター		地域医療推進課		
事業の概要	効果的な在宅医療を推進するとともに、円滑な医療と介護の連携を推進するため、在宅医療支援センターを運営しています。			
これまでの取組	在宅医療支援センターについては、藤沢市医師会に委託をして運営しています。コーディネーターが専門職からの相談を受け、情報提供や医療機関との連携を図り、在宅医療の推進を図っています。			
今後の取組	在宅医療支援センターへの相談件数は減少傾向がみられており、専門職へのさらなる周知や相談内容の分析が必要となります。 また、相談対象についても改めて検討が必要であり、委託先との協議を進める必要があります。			
	実 績			
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	
相談件数 (件)	144	129	28	

② 在宅医療推進会議		地域医療推進課
事業の概要	医療・介護の各分野の関係機関が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っていきます。	
これまでの取組	在宅医療介護連携事業の一つとして会議を開催し、多職種からの様々な意見や課題を議論しながら、本市の医療と介護の連携が円滑に行えるよう事業を行っています。	
今後の取組	外来から在宅への移行など、特定のテーマを決めて議論を深めていくことで、更なる医療と介護の連携を図っていくと共に、藤沢型地域包括ケアの実現に向け、高齢者に限らない在宅医療の検討も行っていきます。また、在宅医療の資源把握等にも努めます。	

③ 在宅医療に関する普及啓発		地域医療推進課
事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする人やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供や、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。	
これまでの取組	市民が自分で納得できる意思決定が出来るように、在宅医療やACPなどに関する普及啓発活動を行っています。医師などを講師とした市民公開講座や、在宅医療支援センターのコーディネーターが行う出前講座、在宅医療支援センター便りの発行など。様々な取り組みを行っています。	
今後の取組	在宅医療については、今後の少子高齢化社会において増々重要性が高まると考えられ、市民が在宅医療やACPについての知識を持って自分で判断できるよう、今後も普及啓発活動を継続して行う必要があります。	

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市民公開講座 開催数 (回)	0	2	0	2	2	2
市民公開講座 参加者数 (人)	0	158	0	100	100	100
出前講座 開催数 (回)	12	14	0	20	20	20
出前講座 参加者数 (人)	216	355	0	600	600	600



④ 多職種研修会 地域医療推進課

事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な人への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携推進に向けた研修会などを実施しています。
これまでの取組	新型コロナウイルスの流行により、医療や介護を担う多職種が集まって研修を実施することが難しい時期が続いていましたが、オンライン形式を用いるなどの工夫により、多職種で学ぶ機会を設けてきました。また、在宅医療で重要な顔の見える関係の構築を引き続き支援しています。
今後の取組	新型コロナウイルスの影響により、多職種研修会の多くが中止になったこともあり、多職種間の連携で大切な“顔の見える関係”が希薄化している面があるとの意見があることから、実施可能な開催手法を検討し、今後も多職種研修会を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ講座開催回数 (回)	1	2	1	9	9	9
延べ参加者数 (人)	151	169	72	600	600	600

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業(お口の相談窓口) 健康づくり課

事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の市民が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。
これまでの取組	在宅療養中の方の歯・口の困り事に対応する電話相談窓口を設置し、必要に応じて歯科医師・歯科衛生士が訪問。訪問歯科診療を行う歯科医療機関の紹介や、医療機関・介護事業者等との調整、在宅歯科医療推進のための体制整備を行いました。
今後の取組	在宅療養中の方が、切れ目なく必要な歯科医療につながるよう、関係課や関係機関と連携を図りながら事業を実施していきます。

⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業	障がい者支援課
-------------------------	---------

事業の概要	一般の開業医では対応が困難な障がい児者と要介護高齢者のための歯科診療等を藤沢市歯科医師会に委託し、歯科診療及び予防対策を行い、健康福祉の増進を図っています。
これまでの取組	新型コロナウイルス感染拡大により、当事業においては感染リスクの高い患者に対する診療を行っているため、蜜を避けて細心の注意を払った診療を行いました。
今後の取組	<p>継続した事業実施に向けた予算を確保します。</p> <p>また、一般の歯科クリニックでは対応できない要介護高齢者が気軽に受診できるよう、事業実施について広く周知を図ります。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い患者への対策に継続して取組めます。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ患者数 (人)	1,159	1,163	319	1270	1270	1270

⑦ かかりつけ薬局の普及啓発	地域医療推進課
-----------------------	---------

事業の概要	自分の住み慣れた地域で安心してくらししていくためには、“かかりつけ”を持つことが大切です。かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局を持つことで、自分の健康状態や服薬情報を一元的・継続的に把握し、相談できるようになることから、積極的な普及啓発を行います。
これまでの取組	市ホームページや、出前講座などの機会を捉えて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局を持つことの大切さを普及啓発しています。
今後の取組	かかりつけを持つことの重要性について、引き続き周知啓発していきます。

基本目標6 介護保険サービスの適切な提供

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 介護サービス基盤の整備	(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 140 〆	① 施設・居住系サービスの整備 140 〆 ② 既存施設の老朽化対策 141 〆
	(2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備 143 〆	① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 143 〆 ② 地域密着型サービスの整備 143 〆 ③ 共生型サービスの普及に向けた取組 144 〆
2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上	(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 146 〆	① 介護の入門的研修事業 146 〆 ② 介護職員等研修受講料助成事業 147 〆 ③ 外国人介護職員受入支援事業 147 〆 ④ 介護職員等キャリアアップ支援事業 148 〆 ⑤ 介護のしごと出前授業 148 〆
	(2) 介護現場の生産性向上の推進 149 〆	① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進 149 〆 ② 介護現場における文書事務に係る負担軽減 149 〆 ③ 生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメント構築の推進 149 〆

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
<p>3 介護保険制度の 適正な運営</p>	<p>(1) 介護給付費等の適 正化推進と介護サ ービスの質の向上</p> <p>150 万円</p>	<p>① ケアマネジメント支援事業 150 万円</p> <p>② ケアプラン点検事業 151 万円</p> <p>③ 介護サービス相談員派遣事業 151 万円</p> <p>④ 医療情報との突合・縦覧点検 152 万円</p> <p>⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化 152 万円</p>
	<p>(2) 適正な要介護認定と 認定事務の効率化</p> <p>153 万円</p>	<p>① 介護認定審査会資料の点検 153 万円</p> <p>② 認定事務におけるDXの推進 153 万円</p>
	<p>(3) 低所得者に対する 支援</p> <p>154 万円</p>	<p>① 居宅サービス等自己負担額助成 154 万円</p> <p>② 社会福祉法人等による利用者負担軽減 154 万円</p> <p>③ グループホーム等家賃助成 155 万円</p> <p>④ 介護保険料の減免 155 万円</p>

施策1 介護サービス基盤の整備

第9期計画期間における介護サービス基盤の整備にあたっては、中長期的な人口構造の変化を踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを考慮した整備を進めます。

(1)施設・居住系サービスの基盤の計画的な整備

在宅生活が困難な要介護高齢者のための住まいとして、特別養護老人ホームの整備のみでなく、特定施設入居者生活介護や、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な高齢者向け住まいの整備状況、利用実態を踏まえながら、既存サービスの転換等も含め、整備を進めていきます。

また、今後も認知症高齢者の増加が予測されていることから、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、生活圈域ごと整備状況や今後の高齢化率等、地域の実情を踏まえ、整備を推進します。

① 施設・居住系サービスの整備

■ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームに関しては、在宅生活が困難な要介護高齢者の生活の場を確保するための施設として、これまで、入所待機者の状況等を踏まえ整備を進めてきました。2023年(令和5年)4月1日現在の入所待機者数は843人(うち要介護3以上は683人)となっており、今後も要介護高齢者の増加に伴い、需要は高まるものと予測がされます。

一方で、介護人材の確保は、喫緊の課題となっており、生産年齢人口の減少に伴い、今後さらに人材確保が困難となることが予測されます。また、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加により、高齢者の住まいの選択肢の多様化が進んでいる現状もあります。

こうした背景を踏まえ、入所待機者のうち、比較的優先度の高い方が速やかに入所できることを前提としつつ、介護人材不足や多様な高齢者向け住宅の整備状況、また他市における特別養護老人ホームの整備状況等も考慮し、第9期計画期間内においては、新規整備と既存施設の短期入所生活介護等からの転換を合わせ、48床の整備を目標とします。

広域型特別養護老人ホームについては、新規の整備は行わず、既存施設における短期入所生活介護等から本入所への転換による増床(19床)を基本とします。また、本市の被保険者の入所待機者解消を図るため、地域密着型特別養護老人ホーム1施設(29床)の新規整備を進めます。

■ 介護老人保健施設・介護医療院

医療・介護の複合ニーズを有する要介護高齢者の受入れ基盤を確保するため、介護医療院1施設(100床)を整備します。

整備に当たっては、介護老人保健施設において、医療的ケア・医療的措置の必要性等により、特別養護老人ホームやその他の施設に入所できず、長期に渡り入所している利用者が一定数存在すること等を考慮し、介護老人保健施設から介護医療院への転換による整備を行います。

介護老人保健施設については、利用率が減少傾向にあること、さらに介護医療院への転換が第9期計画の最終年度(令和8年度)の見込みであることから、今後のニーズ等を第9期計画期間内で把握することとし、今期計画内での新規整備は行わないこととします。

■ 介護特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)

特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームに関しては、在宅生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢として、近年、比較的軽度な要支援者から中重度の要介護高齢者まで利用が進んでおり、特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待できることから、50床を目標として整備を行います。

整備にあたっては、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等において、看取り機能の強化による中重度の要介護高齢者の受入を促進する観点から、既存施設からの転換による整備を促進します。また、短期入所生活介護の併設など、地域の実情に応じたニーズに対応した整備の誘導を進めます。

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症となっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに関しては、生活圏域ごとのこれまでの整備状況等を踏まえながら、2施設(定員36人)の整備を目標とします。

整備にあたっては、13地区ごとの高齢化率や今後の高齢者人口の増加見込み等、地域の実情に応じて、将来的なニーズの高い圏域を優先とした整備を進めます。

② 既存施設の老朽化対策

既存の特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設が複数あり、利用者の安全を確保し、今後も安定した運営を確保していくために建物や設備などの機能の維持大規模修繕等による長寿命化や、建替え等も視野に入れた対応が課題となっています。

広域型施設である特別養護老人ホームに対する大規模改修等に係る支援については、これまでも神奈川県に対して補助制度の創設を要望しているところですが、引き続き、神奈川県との協調を前提とした支援の検討を進めていきます。

施設・居住系サービスの整備状況

(2023年(令和5年)4月1日現在)

		第8期末 整備見込数	第9期整備計画数			第9期末 整備見込数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	17	0	0	0	17
	定員数	1,582	19	0	0	1,601
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人 ホーム)	施設数	2	0	1	0	3
	定員数	45	0	29	0	74
介護老人保健施設	施設数	7	0	0	-1	6
	定員数	700	0	0	-100	600
介護医療院	施設数	1	0	0	1	2
	定員数	60	0	0	100	160
特定施設入居者生活介護	定員数	1,339	0	50	0	1,546
地域密着型特定施設入居 者生活介護	定員数	157				
認知症対応型共同生活介 護(認知症高齢者グループ ホーム)	施設数	32	0	1	1	34
	定員数	549	0	18	18	585

(2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるように、日常生活圏域を踏まえ、各サービスにおけるこれまでの整備状況や利用実績などを勘案し、事業所の整備を推進し、在宅サービス充実を図ります。

① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまうことを防ぐ「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後も効果的な介護施設の整備を進めていきます。

藤沢市在宅介護実態調査では、介護のために労働時間の調整や在宅勤務の利用、休暇の利用などを行っていると回答した方の割合が全体の半数以上となっており、また就労の継続の見込みについて、「続けていくのは難しい」や「問題はあるが何とか続けていける」との回答も半数以上となっている状況が見受けられます。

このため、介護者の負担軽減を図るため各種在宅サービスの充実を進めるとともに、居宅での生活維持が困難となった場合、速やかに施設入所できるよう適切な施設整備を進めていきます。

② 地域密着型サービスの整備

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、中重度者の要介護者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして重要であることから、3事業所の整備を目指します。

夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とサービス内容が重複する部分が多いことから、整備目標は定めず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行う際に、併せて指定を受けることを要件とすることで、整備を進めます。

■ 認知症対応型通所介護 / 地域密着型通所介護

既存事業所の利用実績等を踏まえ、第9期計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

■ 看護小規模多機能型居宅介護 / 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」「訪問」「泊まり」の各サービスを柔軟に組み合わせたサービス提供、看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護に加えて「訪問看護」及び「通い」「泊まり」における看護サービスの提供が可能であり、在宅生活を支えるサービスとして重要となっています。

看護小規模多機能型居宅介護については、医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、今後も整備を推進していく必要があることから、第9期計画期間においては、サテライト型事業所を含め3事業所の整備を目標とします。

小規模多機能型居宅介護については、第9期計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

③ 共生型サービスの普及に向けた取組

共生型サービスとは、介護保険サービスと障がい福祉サービスを同一の事業所内で提供できるサービスのことで、利用者が65歳になり介護保険制度が優先となっても事業所を変更する必要がなく、慣れ親しんだ支援環境の中で、介護保険サービスを利用することができるものです。

また、地域資源、人材の活用や世代間の交流などにおいても有効であるといわれています。

こうしたことから、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換などの実施を図りながら、共生型サービスの普及促進に努めていきます。

在宅サービスの整備状況

(2023年(令和5年)4月1日現在)

日常生活圏域		片瀬	鶴沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
サービス種別															
広域型	訪問介護	7	19	8	4	14	8	9	10	8	10	1	13	4	115
	訪問入浴介護	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	0	0	7
	訪問看護	13	28	22	5	30	8	11	10	12	32	2	10	5	188
	訪問リハビリテーション	3	8	8	3	13	3	4	4	4	11	1	5	2	69
	通所介護	3	7	5	9	4	3	4	8	7	10	5	6	0	71
	通所リハビリテーション	0	0	1	1	2	1	0	0	1	1	1	1	3	12
	短期入所生活介護	1	4	1	3	1	2	3	4	1	1	2	1	2	26
	短期入所療養介護	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	8
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	認知症対応型通所介護	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	地域密着型通所介護	2	5	3	5	11	1	3	2	7	1	2	6	1	49
	小規模多機能型居宅介護	0	2	2	2	1	1	2	2	4	0	1	1	1	19
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	7

施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

高齢化の進展に伴い、今後、介護サービスの需要が更に高まることを見込まれている一方、生産年齢人口は減少することが見込まれており、人材不足は一層深刻化することが予想されます。

そのため本市においては、介護サービスを支える介護人材の確保に向けて、介護未経験者や、アクティブシニア、外国人等、多様な人材の参入促進を図るとともに、学生等を対象とした介護の仕事の魅力発信、介護職員の定着促進と資質向上に向けた支援などに取り組んでいきます。

これらと並行して、限られた人材でより質の高いサービスを効率的に提供できるよう、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護職員が行うべき業務の切り分け、文書作成に係る負担軽減等を支援することにより、介護現場の生産性向上を推進していきます。

(1)多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業				介護保険課		
事業の概要	介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護の業務に携わる上での不安を払拭するために、基本的な知識を習得するための研修を実施することで、介護分野への参入を促進します。					
これまでの取組	介護保険制度等の介護全般に関する基礎知識を習得するための基礎講座及び介護保険サービス事業所で働くうえでの基礎的な知識を習得するための入門的研修を、民間事業者への委託により実施しています。					
今後の取組	介護人材のすそ野を広げ、介護分野への新たな人材の参入促進を図るため、引き続き、入門的研修を実施していきます。また、より多くの人に研修を受講していただけるよう、広く事業の周知を図るとともに、就労につなげるための取組等もあわせて実施していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
受講者数 (人)	10	26	0	50	未定	未定

② 介護職員等研修受講料助成事業 介護保険課

事業の概要	介護に関する資格取得に係る研修修了者の早期就職・定着等を支援し、介護人材の確保を図るため、研修修了後、市内の介護事業所などに一定期間就労した場合に、研修受講料の一部を補助します。
これまでの取組	市内の介護事業所等への早期就労につなぐため、市内の研修実施機関の協力のもと、本制度の周知を図りました。 また、ケアマネジャー不足が課題となっているため、令和2年度から、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行ったほか、より広く介護人材の確保を図るため、令和5年度から補助率及び補助上限額の引き上げを行ったほか、補助対象を市外在住者にも拡充しました。
今後の取組	介護人材の確保・定着に向けて、引き続き、研修受講に対する補助を継続するとともに、事業の周知を図る取組を実施します。また、更なる人材確保を図るため、補助対象となる研修の拡充など、より効果的な支援等を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成件数 (件)	16	7	3	未定	未定	未定

③ 外国人介護職員受入支援事業 介護保険課

事業の概要	介護事業所における外国人介護人材の受入れ等が円滑に行われるよう、外国人介護職員を新たに雇用する施設・居住系の介護サービス事業所を運営する法人に対し、法人が負担した居住用住宅の家賃や生活必需品の購入に係る経費の一部を助成します。
これまでの取組	多様な介護人材の確保を図る観点から、外国人介護職員を雇用する介護事業所に対する補助を令和2年度から開始しました。令和3年度からは、対象となる在留資格に「特定技能」と「特定活動」の中の（経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者）を追加するなど拡充を図りました。
今後の取組	本市においても施設・居住系サービスを中心に、外国人介護職員の受入れが進んでいる状況となっています。今後も海外からの新規入国、技能実習から特定技能への移行により就労先事業所の選択が可能となることなどから、更なる外国人介護職員の増加が見込まれるため、通所系サービスへの補助対象拡充や外国人介護職員の定着に向けた支援等を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成件数 (件)	4	11	2	未定	未定	未定

④ 介護職員等キャリアアップ支援事業 介護保険課

事業の概要	介護職員等の専門的な知識・技術の習得による資質向上を図るため、介護事業所に対して、研修実施に係る支援を行います。
これまでの取組	市内で介護事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための派遣研修や介護事業所が講師を招いて行う研修に係る経費の一部を助成しています。
今後の取組	介護職員等のスキルアップを図り、介護サービスの質の向上につなげるとともに、介護人材の育成と定着を促進するため、引き続き、研修に係る支援を継続するとともに、研修機会の確保に向けた取組を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
受講者数 (人)	106	75	5	未定	未定	未定

⑤ 介護のしごと出前授業 介護保険課

事業の概要	将来の担い手となり得る学生等を対象に、介護の仕事のやりがいや魅力を伝え、介護について理解促進を図るための「出前授業」を実施します。
これまでの取組	市内中学校の生徒を対象に、介護事業所の職員が講師として学校に出向き、介護に係る講演や高齢者疑似体験等を実施しています。
今後の取組	出前授業を通じて、介護業務に対するイメージアップと理解促進を図り、介護業務に対する興味・関心を高めることで、介護分野への進路を選択肢の一つとしてもらえるよう、事業の周知に努めます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
実施件数 (件)	2	0	0	未定	未定	未定

(2)介護現場の生産性向上の推進

【主な事業】

① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進		介護保険課
事業の概要	介護ロボット・ICTの活用等による介護事業所の生産性向上の実現に向けて、各種施策を実施します。	
これまでの取組	専門的なコンサルティング業者とともに、介護ロボット・ICTの導入支援を実施することで、介護現場の生産性向上をサポートしています。	
今後の取組	国が示す「生産性向上に資するガイドライン」を参考として、介護現場の業務改善を支援するとともに、それぞれの介護事業所が主体的に取組みを実施できるように、介護職員の人材育成等を実施するなど、生産性向上に関する総合的な支援を継続して実施していきます。	
② 介護現場における文書事務に係る負担軽減		介護保険課
事業の概要	介護分野の人材不足が課題となっている中、利用者が安心してサービスを受けられるよう、介護専門職が利用者のケアに集中できる環境を整えるため、介護現場における文書事務負担軽減の推進に取り組みます。	
これまでの取組	国が示す標準様式例に合わせた各種様式の改正、申請書類の押印廃止と添付資料の見直し、事業所運営指導における確認項目の標準化を実施しています。	
今後の取組	国が示す標準様式例の使用の基本原則化に対応するとともに、「電子申請・届出システム」利用を開始します。また、その他届出についても添付資料や届出方法を見直すなど、さらなる文書事務負担軽減に向けた取組を実施します。	
③ 生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメント構築の推進		介護保険課
事業の概要	介護現場の生産性向上の視点から、新たに介護職の業務負担の軽減や労働環境の改善を目的として、介護助手等の確保・活用やタスクシフティング等、介護事業所において、生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメントが構築されるよう、支援等を行います。	
これまでの取組	介護現場での人手不足が深刻化する中、介護人材の確保・定着促進の視点から、多様な人材の参入促進を図るなど、様々な支援策に取り組んでいます。	
今後の取組	国等の動向を注視しながら、効果的な支援等を検討していきます。	

施策3 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった方が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を送れるよう、要介護高齢者とその家族を支えるために必要なサービスに係る給付を行う制度です。

今後、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に伴い、サービス利用者や介護給付費等の増加が見込まれる中、利用者一人ひとりの個別ニーズに応じた質の高いサービス提供とともに、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となります。

このため、ケアマネジメントの質の向上に係る支援に加え、介護事業者に対する指導等の強化や給付適正化事業に取り組むほか、適正な要介護認定と認定事務の効率化を図るなど、より適切かつ効果的な制度運営を目指します。

(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの質の向上

利用者に質の高い適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー等に対する支援や、介護事業者に対する適切な助言を行うとともに、指導や監査の強化等に取り組んでいきます。

【主な事業】

① ケアマネジメント支援事業		介護保険課
事業の概要	ケアマネジャーに対する業務ハンドブックの作成や研修会等の開催、困難事例への相談対応などの支援を行うことで、市内で働くケアマネジャーのスキルアップと適切なケアマネジメントの実現を図ります。	
これまでの取組	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会に業務委託を行い、市内の事業所に所属するケアマネジャーの資質向上や、業務の円滑な遂行に資する研修、困難事例への相談対応を中心に支援を行っています。	
今後の取組	引き続き、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携を図りながら、ケアマネジメントに係る基本知識や事例検討、医療連携、報酬改定の対応などに関する研修や情報共有を行い、地域課題の把握やケアマネジャーの資質向上を図ります。 また、ICT機器等を活用したケアプラン作成や業務負担軽減などについても、課題の共有や研修等による支援に取り組みます。	

② ケアプラン点検事業 介護保険課

事業の概要	「利用者の自立支援の促進」や「ケアマネジメントの質の向上」を図ることを目的に、ケアマネジャー等が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた適切なものとなっているかを確認、助言する、ケアプラン点検を実施します。
これまでの取組	市内事業所に所属するケアマネジャー等を対象に、ケアプラン作成に必要なケアマネジメント過程が適切に反映されているか、専門事業者による関係書類の点検及びヒアリングを実施するとともに、点検後には、改善効果の確認や研修等を行っています。 さらに、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成し、ケアマネジメントの質の向上を図っています。
今後の取組	引き続き、専門事業者による面談及び書類による点検を実施するとともに、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携し、事例検討会などにおけるグループワークによるケアプラン点検等に関する研修を行い、適切なケアプランの作成の促進を図ります。また、住宅改修や福祉用具貸与の適切な利用が図られるよう、リハビリテーション専門職が関与した点検を実施していきます。 さらに、近年増加する高齢者向け住まいにおけるサービス提供の実態把握などに焦点を当てた、効果的なケアプラン点検の実施についても検討していきます。

		実 績			計 画 期 間		
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
点検件数	(件)	83	83	83	検討中	検討中	検討中

③ 介護サービス相談員派遣事業 介護保険課

事業の概要	特別養護老人ホーム等に、介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談などに応じるとともにその解決に向けた支援を行うことで、サービスの質の向上を図ります。
これまでの取組	派遣の申出があった特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員を派遣し、利用者の日常生活上の疑問や不安等の声を受け止め、その要望等を事業所に伝えるなど利用者と事業所との橋渡しを行うとともに、定例会を通じて市と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図るなど適切な対応を行っています。
今後の取組	介護サービス相談員は、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進やサービスの質的な向上、利用者の自立した日常生活の実現に向けた支援など、様々な役割を担っています。そのため、近年増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への受入促進を図るとともに、相談員としての資質と支援技術向上に向けた研修の充実に取り組みます。

		実 績			計 画 期 間		
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
派遣施設数	(件)	50	51	52	未定	未定	未定

④ 医療情報との突合・縦覧点検		介護保険課
事業の概要	通常の介護報酬の審査では確認できない複数月の介護給付費明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性の確認及び医療請求との突合を行い、適正な請求が行われていることを確認します。	
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の給付実績情報の突合及び同一被保険者の複数月の明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認するための縦覧点検を実施しています。さらに、点検等の結果、疑義がある給付内容について、事業所に確認し、請求誤り等があった場合には、過誤申立等による適正な処理を行っています。	
今後の取組	引き続き、神奈川県国民健康保険団体連合会に医療情報の突合・縦覧点検を委託することで、介護報酬請求の適正化を図ります。また、縦覧点検等において散見された請求誤り等について、集団指導や運営指導の機会をとらえ、事業者への周知及び指導に努めていきます。	

⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化		介護保険課
事業の概要	本市が指定している介護事業者に対し、より良いケアの実現と保険給付費の適正化を目的として、育成と支援を踏まえた指導を定期的に行います。	
これまでの取組	オンラインによる「集団指導」と事業所を訪問して書類確認や聞き取りなどを行う「運営指導」を実施しています。令和3年度から、運営指導業務の一部を事務受託法人へ委託しています。 なお、運営指導等により事業者において、重大かつ明白な基準違反や介護報酬の請求に関する不正等が認められる場合は監査を実施しています。	
今後の取組	運営指導の実施頻度については、指定有効期間（6年）内に1回の頻度で行っていますが、より多くの事業所に対して運営指導を行うことが介護保険制度におけるサービスの質の確保、利用者保護等に資することが国から示されています。 そのため、国が定める標準化・効率化の指針に基づき、運営指導にかかる所要時間をできる限り短縮するなど事業者の負担軽減を図るとともに、指定有効期間内に2回（3年に1回程度）の頻度で運営指導が実施できるよう実施方法等を引き続き検討していきます。	

(2)適正な要介護認定と認定事務の効率化

要介護認定にあたっては、適正な事務処理が行われることが重要であるとともに、介護サービスが必要になった被保険者に対し、早期に介護度が認定されることが求められています。

そのため、引き続き適正な要介護認定を行うとともに、DXの推進により認定調査や認定審査会業務の効率化を図ります。

【主な事業】

① 介護認定審査会資料の点検		介護保険課
事業の概要	介護認定審査会で使用するすべての調査票及び主治医意見書について内容を確認し、必要に応じて認定調査員や主治医に内容確認を行うなど、要介護認定の適正化を図ります。	
これまでの取組	<p>全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、すべての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に聞き取りを行っています。</p> <p>さらに、新任調査員に対して認定調査の基本項目に係る研修を実施するとともに、調査を委託している事業所に対しては実地指導を行っています。</p> <p>また、主治医意見書については、記載内容に明らかな矛盾がないかなど、形式的な確認を行っています。</p>	
今後の取組	<p>要介護認定が、公正かつ的確に行われるよう、引き続き、全ての審査会資料の内容確認を行っていきます。</p> <p>また、調査員に対してフォローアップ研修などを実施するとともに、認定調査の委託事業者に対して実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。</p>	
② 認定事務におけるDXの推進		介護保険課
事業の概要	介護度の早期決定を図り、市民サービスの向上に寄与するため、介護認定事務に関するDXを推進します。	
これまでの取組	<p>介護認定者の増加傾向が続いているため、合議体を増設し認定審査会の開催数を増やすとともに、一定の要件を満たすケースについては国が定める「認定審査会の簡素化」の制度を導入しました。</p> <p>また、一定期間を経過しても主治医意見書の返送のない医療機関への連絡を強化し、申請から審査判定までの処理の迅速化に努めています。</p>	
今後の取組	認定調査員がタブレットを持参して認定調査を実施するほか、介護認定審査会をペーパーレス化しWeb開催を可能にするなど、DXの取組を推進していきます。	

(3)低所得者に対する支援

高齢化の進展などに伴う介護保険サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減免制度を実施しています。

さらに、サービス利用に係る利用者負担の軽減を図るため、「居宅サービス等自己負担額助成」や「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」等を実施しています。

加えて、在宅生活が困難となった認知症高齢者の生活の場として整備を進めている認知症対応型共同生活介護事業所の入所者のうち、生活困窮者に対する支援策を検討していきます。

【主な事業】

① 居宅サービス等自己負担額助成		介護保険課
事業の概要	低所得者の円滑な介護サービスの利用を図ることを目的に、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の一部を助成します。	
これまでの取組	一定の要件を満たし助成対象として認定を受けた方に対して、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の2分の1相当額（上限月額5,000円）を助成しています。また、広く制度を周知し、必要な方が利用できるよう、パンフレットや広報ふじさわ等による周知を図っています。	
今後の取組	サービス利用に係る経済的負担が、本来必要とされるサービス利用の妨げとならないよう、生活困窮者に対して引き続き助成を実施するとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。	

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減		介護保険課
事業の概要	社会福祉法人が、一定の要件を満たす生活困窮者などに対してサービス利用の負担額を軽減した場合、軽減額に応じて補助金を交付します。	
これまでの取組	本市に対し、利用者負担額軽減の申し出を行った社会福祉法人が、利用者負担の軽減を実施した場合に、当該法人が軽減を行った額に応じて、補助金を交付しています。	
今後の取組	引き続き、生活困窮者に対する軽減の実施が促進されるよう、法人に対する財政的支援とともに、軽減を実施していない事業者に対しては、制度実施に関する理解を求め、生活困窮者への経済的支援を進めていきます。	

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
軽減実施の法人数	24	24	25	未定	未定	未定

③ グループホーム等家賃等助成		介護保険課
事業の概要	グループホーム事業者への家賃等助成事業を実施することで、グループホームへの入居が必要な低所得者に対する家賃等を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	
これまでの取組	認知症となっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備促進を図っています。	
今後の取組	特別養護老人ホームなどの介護保険施設入所者については、収入・資産に係る一定の要件を満たした利用者に対する居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額認定制度）がありますが、グループホームは、当該制度の適用外となっています。そのため認知症により在宅生活が困難となり、グループホームへの入所が必要となった方のうち、費用負担が困難な低所得者に対する助成制度を今後検討していきます。	

④ 介護保険料の減免		介護保険課
事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行います。	
これまでの取組	収入が低く生活が厳しく納付が困難な方や、生計を主として維持する方が災害等（震災、風水害、火災その他これに類する災害）により、財産に損害を受けたり、収入が著しく減少（長期入院や失業など）した時に、本市で定める要件に該当する場合は申請により保険料を減免しています。	
今後の取組	災害等を受けた方、収入が著しく減少した方や生活に困窮している方などに配慮を図る必要があるため、引き続き、減免制度を継続して実施していきます。	

基本目標7 地域に根差した相談支援の充実

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
地域の相談支援体制の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実 161 <small>号</small>	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 163 <small>号</small> ② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 163 <small>号</small> ③ 基幹型地域包括支援センター 164 <small>号</small> ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 164 <small>号</small> ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 165 <small>号</small> ⑥ 地区福祉窓口 165 <small>号</small> ⑦ 民生委員・児童委員 166 <small>号</small> ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 166 <small>号</small> ⑨ 消費生活相談 167 <small>号</small>
	(2) 権利擁護の推進 167 <small>号</small>	① 高齢者虐待の防止 168 <small>号</small> ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 169 <small>号</small> ③ 成年後見制度利用支援事業 169 <small>号</small> ④ 日常生活自立支援事業への助成 170 <small>号</small> ⑤ 市民後見人の育成・支援 170 <small>号</small>
	(3) 【新】重層的な支援体制の整備 167 <small>号</small>	① 重層的支援体制整備事業について 170 <small>号</small>

施策1 地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題も多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりのなかで見守り体制づくりを促進します。

(1) 相談支援体制の機能強化

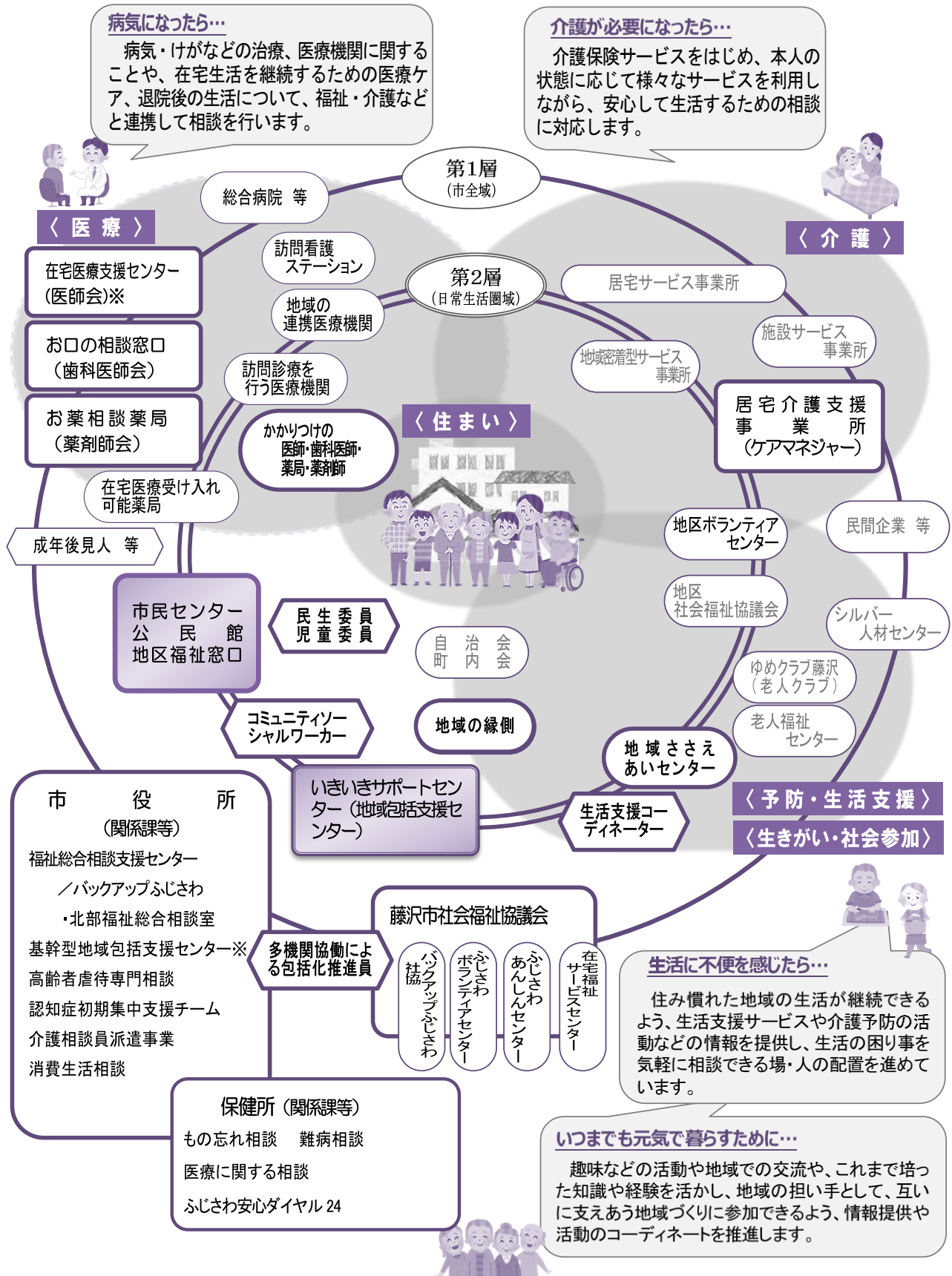
高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。

そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

こうしたなかで、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」世帯。そして、学齢期の子どもが大人と同じケアを担い、社会問題化しているヤングケアラーの支援、障がいのある子の親が高齢化し、要介護状態にある世帯な高齢・障がい・子ども・困窮などの各制度と一体的に実施し、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを進めていきます。そして、高齢者やその家族からの多様で複雑的な相談を受け止め、支援に向けた様々な分野の関係機関・施策との連携体制の充実と強化を図ります。

<高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）>

2023年度（令和5年度）現在



【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター(総合相談) 地域共生社会推進室

事業の概要	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに地区福祉窓口業務における市民センター等と関係各課との連絡調整を行っています。					
これまでの取組	生活上の困りごと、子育てや医療など複雑かつ複合化する課題を抱える相談者に対して適切な支援を行うため、福祉総合相談支援センター及び北部福祉総合相談室において総合相談を実施するとともに、市民に身近な相談窓口として地区福祉窓口の業務を円滑に進めるため、市民センターや関係各課等との連絡調整を行いました。					
今後の取組	庁内からの相談及び地域包括支援センター等の外部の相談支援機関が関わっている方やそのご家族が抱える問題や課題の中で相談につながるものが多く、高齢者のみならず、複数の支援対象者、生活課題の多様化・複雑化している事例が多くなっています。世帯支援として多機関協働が求められ、それに対する取り組みなどが課題となっています。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (件)	3,390	1,503		1,500	1,500	1,500

② いきいきサポートセンター(地域包括支援センター) 高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)は、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。					
これまでの取組	いきいきサポートセンターは、平成30年度に善行・湘南大庭地区にサテライト型センター(分室)を開設しました。また、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、2019年(平成31年)4月に藤沢西部いきいきサポートセンターを、2020年(令和2年)1月に善行いきいきサポートセンターを公共施設内に移転し、地区福祉窓口等との連携を強化してきました。また、専門職の専門性を高めるため、研修などを通じて、相談支援のスキルアップを高めてきました。					
今後の取組	高齢者人口が増えることに伴い、生活に課題や不安を抱えた高齢者も増加することが考えられるため、多様化する相談にも対応できるよう、引続き地域の相談機関としての役割を担う必要があります。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
各地区の設置数 (カ所)	19	19	19	19	19	19
相談件数 (件)	29,426	28,080	4,961	23,400	23,760	24,000
人員の拡充 (カ所)	—	—	—	段階的に拡充		

③ 基幹型地域包括支援センター 高齢者支援課

事業の概要	各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の体制強化を図るため、全体調整及び後方支援を行っています。
これまでの取組	平成27年度から基幹型地域包括支援センターを設置しました。また、認知症の早期発見・早期支援に努めるため、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに位置付けています。いきいきサポートセンターだけでは対応が困難なケースにおいて、課題の解決や関係機関との調整を行っています。
今後の取組	高齢者人口の増加や課題の複雑化、多様化がある中で、地域包括支援センターの後方支援や関係機関との連携を強化し、引続き相談対応、支援を行います。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (件)	955	862		1,950	1,980	2,000

④ コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 地域共生社会推進室

事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」に向けた地域支援の2つの役割を持ち、地域の中で活動する福祉の専門職です。複雑化・複合化する困りごとや課題について、相談者とともに考え、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関・地域の活動団体や行政と連携して、解決に向けた支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。
これまでの取組	生活困窮者自立支援制度の一環として、藤沢市社会福祉協議会に委託し、市内の生活圏域全13地区に配置し、身近な相談者としての相談支援と地域の支援機関や活動団体とのネットワークづくりに努めています。また、学校運営協議会等に参加し、学校や子育て世代・地域団体・行政機関等と密接に連携しながら多世代にわたる相談支援と個別支援を通じた地域づくりを行っています。
今後の取組	個別支援と地域支援に取り組むコミュニティソーシャルワーカーとして、多世代に対して地域づくりの観点から支援を行います。

⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」	地域共生社会推進室
--	-----------

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困りごとに対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取組	相談者の抱える複合的な課題を相談者とともに考え、改善、解決に向けた継続的かつ伴走型の支援を行っています。状況に応じて、本人同意のもと支援プランを作成し、進めています。
今後の取組	対象者の状況によって、就労準備支援、家計改善支援などの事業や既存の福祉サービスなどを組み合わせただけでは課題解決につながらない場合などに対して、実効力のある支援体制を構築していきます。

⑥ 地区福祉窓口	地域共生社会推進室
-----------------	-----------

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、福祉・健康に関する相談対応を行います。(六会市民センター石川分館を含む)
これまでの取組	身近な市民センター・公民館で多岐にわたる手続きができる利便性の向上と、気軽に相談できる体制の構築を進めてきました。また、地区内のいきいきサポートセンターをはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として、多様化する相談内容を「とりあえず」「まるごと」受け止め、関係機関や地域団体、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などと連携・協働して支援につなげられるよう、相談体制の充実を検討します。

⑦ 民生委員・児童委員	福祉総務課
--------------------	-------

事業の概要	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて行政などの関係機関と連携しながら活動しています。 なお、民生委員法に基づき、任期は3年です。
これまでの取組	住民の身近な相談役として支援が必要な方の悩みや声に耳を傾け、見守り活動などを行っています。また、様々な支援機関と協力して相談援助活動を行っています。
今後の取組	地域共生社会の実現を図るため、地域包括支援センターや各地区に配置されたコミュニティソーシャルワーカー(CSW)等と連携し、様々な福祉課題に対応していきます。

⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 地域保健課

事業の概要	市民に安全、安心のサービスを提供するため、24時間365日、看護師、保健師及び医師などの専門職が、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルスの相談及び医療機関情報の提供等の無料電話相談を実施しています。
これまでの取組	ふじさわ安心ダイヤル24は、市民の皆さんが心や身体の健康等について気軽に相談できる事業として平成22年10月から実施しております。 医師や保健師等の専門スタッフが、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルス相談等の多岐にわたって24時間毎日電話相談を行っています。
今後の取組	令和2年度以前の件数と比較すると、少ない件数であることが課題です。また、相談内容別件数をみると、医療相談と医療機関案内が突出して多い状況でありますので、それに比べて件数の少ない相談（健康相談、介護相談）についても、相談件数が増加となるよう、さらなる周知等が必要であることが課題です。 次期に向けた取り組みとして運用方法、仕様等の検討をする必要があります。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	41,275	47,894	

⑨ 消費生活相談 市民相談情報課

事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。
これまでの取組	消費生活講座や消費生活出前講座、定期的に広報に掲載している「こんなトラブルにご用心！」の記事や市ホームページにより消費者トラブルとトラブルに遭わない考え方の啓発をしています。 また、全戸配布の消費生活情報紙を始めとした冊子やチラシ、ポスターによる消費生活総合窓口の周知を行っています。
今後の取組	コロナ禍での外出自粛などに伴い、高齢者にもインターネットが身近なものとなり、今後はネットショッピング利用時の注意点や不正アプリ・迷惑SNSへの対応方法等インターネット関連の苦情や問い合わせが増加することが予想されます。高齢者自らが知識や情報を得ることが難しい分野であることから、消費生活相談においては丁寧に対応し、問題解決に向けて助言・あっせんを行います。あわせて消費生活講座・出前講座での啓発活動に努めます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (60歳以上) (件)	1,183	1,718				
消費生活講座 開催回数 (回)	2	2		4	4	4
消費生活出前講 座開催回数 (回)	4	7		10	10	10

(2) 権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を護る取り組みは重要です。

関係機関との連携により高齢者の未然防止、早期把握、虐待を行った養護社への支援などの取り組みを進めます。

また、認知症や障がい等により、自ら生活への思いを表明することが困難な人に対し、自らの意思を反映させた生活を送る上での判断や決定を支援する体制の整備に努めます。

日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター（藤沢権利擁護相談センター）と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進計画との整合を図りながら、取り組みを進めます。

【主な事業】

① 高齢者虐待の防止		高齢者支援課	
事業の概要	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った擁護者への支援とともに次の事業を行っています。 ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための対応研修会や講演会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布		
これまでの取組	虐待者側の疾病、経済的困窮、8050問題などによって問題が複雑化、長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上を図ってきました。また、施設内虐待の件数もここ数年で増加していることから、養介護施設従事者の支援を目的とした講演会、研修等も行いました。		
今後の取組	高齢者虐待の予防に向け、市民を対象に、高齢者の権利擁護について、各地域包括支援センターや関連団体と連携し、その普及・啓発を深化させていきます。 施設内虐待の予防に関しては、施設管理者を中心とした、その予防や知識が浸透していくよう取り組みを進めていきます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
新規相談件数 (件)	110	176	24
対応件数 (件)	192	254	156
終結件数 (件)	114	109	25
施設対応件数 (件)	23	31	13

② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携

地域共生社会推進室

事業の概要	判断能力が十分でない方の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」(藤沢市社会福祉協議会が運営)を支援します。
これまでの取組	平成24年度から、藤沢市社会福祉協議会への委託により「成年後見制度相談事業」を行っています。 平成25年度は、藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士等による専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務などを行っています。 また、さらなる機能充実を図るため、令和元年度から成年後見制度に関する中核機関に位置づけ、普及啓発活動だけでなく、成年後見人候補者の受任調整機能や後見人支援の活動を行なっています。
今後の取組	多様化するニーズに応えるため、ふじさわあんしんセンターとの連携を深め、より充実した制度利用に向けた相談支援を推進していく必要があります。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
一般相談件数 (件)	684	1,551		1,350	1,400	1,450
専門相談件数 (件)	64	68		70	70	70

③ 成年後見制度利用支援事業

地域共生社会推進室

事業の概要	認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を護るため、成年後見制度の申立てを行う親族がいない方などの「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用難しい方への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。
これまでの取組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。
今後の取組	相談から後見人の選任まで、判断能力が十分でない方の生活を支えていくための必要な手続きを円滑おこなう必要があります。またその期間に本人を支えるため支援策を考えていく必要があります。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市長申立て相談 件数 (件)	38	32	14	35	35	35
報酬等助成件数 (件)	35	22	7	25	25	25

④ 日常生活自立支援事業への助成	地域共生社会推進室
-------------------------	-----------

事業の概要	<p>日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。</p> <p><日常生活自立支援事業></p> <p>判断能力が十分でない方が、日常生活を送る上で不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業</p> <p>①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的金銭管理サービス ③書類等預かりサービス</p>
これまでの取組	<p>本事業の助成を行うとともに、利用者が住み慣れた地域で継続して生活するために日常的な金銭管理サービス等を行うふじさわあんしんセンターの活動に対する支援を行いました。</p>
今後の取組	<p>対象者が増加するなか、円滑に支援サービス提供をするため、関係機関との調整を図り、事業を進めていく必要があります。</p>

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (件)	175	172	141	170	170	170

⑤ 市民後見人の育成・支援	地域共生社会推進室
----------------------	-----------

事業の概要	<p>市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の方が、親族以外の方の成年後見人などとして活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンク運営と登録者へのフォローアップ、申立人などへの候補者推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>
これまでの取組	<p>市民後見人養成研修の実施、市民後見人候補者バンク（以下、バンク）の運営と登録者へのフォローアップ、申立人等への候補者の推薦、受任後の活動支援等を藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>
今後の取組	<p>市民後見人養成研修の受講者数は減少しているため、継続的な担い手確保のため、より効果的な周知等をおこない、人材の確保に努める必要があります。</p>

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ研修 修了者数 (人)	14	18	—	20	22	22

(3)重層的な支援体制の整備

本市では、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを目指す「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。

国においても、地域における課題解決力の強化と相談支援体制の構築により、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指すこととし、平成29年その基盤となる改正社会福祉法が公布されました。

そして、市町村が包括的な支援を整備するため具体的手法として、令和2年社会福祉法のさらなる改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施について努力義務が課され、本市においても令和5年度から本格実施されることとなりました。本事業に関しては、前述のとおり従前から取り組んできた担当分野以外の相談に対しても幅広く受け止め、包括的な相談として様々な機関が、重なりながら支援を展開する諸施策・諸事業をパッケージ化したものとしてとらえ、高齢者分野においても、社会福祉法における新たな役割や「藤沢市地域福祉計画2026」との整合性を図りつつ、新設された重層的支援会議、支援会議の活用などを通じて、相談支援体制の更なる充実を図っていきます。

【主な事業】

① 【新】重層的支援体制整備事業について			
事業の概要			
これまでの取組			
今後の取組			
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市長申立て相談件数 (件)			
報酬等助成件数 (件)			

基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 養護老人ホーム 151☞ ② 高齢者向け市営住宅 151☞ ③ 高齢者の住まい探し支援 152☞
	150☞	
2 非常時（災害・感染症等）の対応	(2) 人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 153☞ ② 都市公園のバリアフリー化 153☞ ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 154☞ ④ 道路バリアフリー化の推進 154☞ ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 155☞ ⑥ 移動交通手段の確保 155☞ ⑦ 湘南すまいるバス 156☞
	152☞	
2 非常時（災害・感染症等）の対応	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災ラジオの無償貸与 172☞ ② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 173☞ ③ 避難所等における要配慮者支援 173☞ ④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援 174☞ ⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実 174☞
	172☞	
2 非常時（災害・感染症等）の対応	(2) 感染症対策（新型コロナウイルス感染症の影響を経て）	<ul style="list-style-type: none"> ① 新しい生活様式に対応した居場所づくり ② 介護サービスの業務継続のための支援 ③ 利用者の心身機能維持等のための支援

施策1 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した住まいの確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

介護が必要になっても、自宅で生活を続けたいと考える高齢者も多く、多様なニーズに対応できる住まいの確保や支援を推進する必要があります。空き家の利活用や、養護老人ホーム、軽費老人ホームへの入所等を含め、一人ひとりの状況に応じて個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、多様な住まいの確保、支援に向けて取組を進めていきます。

また、公共施設の再整備やバリアフリー化を行うことで、誰もが生活しやすい地域環境をつくる必要があります。高齢であっても支障なく外出や移動ができるよう、交通手段の確保に取り組めます。

今後も、人が交流できる場所や機械を創出し、安心できる環境の整備を推進していきます。

(1)多様な住まい方の確保・支援

【主な事業】

① 養護老人ホーム				高齢者支援課		
事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。					
これまでの取組	多様な住まい、施設、サービス等、生活の場の選択肢が増える中で、居宅において養護を受けることが困難な人のセーフティネットとして、養護老人ホームへの入所措置を進めてきました。また、施設の老朽化に配慮し、再整備に向けて検討してきました。					
今後の取組	多様な居住形態、高齢者施設があり、生活の場の選択肢が増える中、養護老人ホームとしての役割やあり方を再検討し、関係機関との連携をより強化していきます。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市内施設						
事業所数 (施設)	1	1	1	1	1	1
利用定員 (床)	90	90	90	95	95	95
平均入所者数 (人)	121	112	115			

② 高齢者向け市営住宅 住宅政策課

事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の住宅を借り上げ、借上型市営住宅として運営し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。
これまでの取組	直接建設型の市営サンシルバー藤沢住宅(37戸)においては、令和4年3月末までシルバーハウジングプロジェクトを実施した。当該住宅は高齢者向け市営住宅として現在も運用を継続しており、直接建設型においては353戸、借上型市営住宅においては138戸を高齢者向け住宅として運用しています。
今後の取組	一般世帯向けの住宅と比較して、単身者が入居できる市営住宅の応募倍率は約6.5倍と高くなっています(令和4年度)。令和5年度は単身者(60歳以上の方を含む)でも入居できる住戸の拡充に向けて規則改正に取り組みます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
高齢者向け市営住宅						
直接建設型 (戸)	353	353	353	641	641	641
(内)シルバーハウジング (戸)	内数(37)	内数(0)	内数(0)	内数(0)	内数(0)	内数(0)
借上型 (戸)	138	138	138	138	138	未定

③ 高齢者の住まい探し支援 住宅政策課

事業の概要	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間賃貸住宅への入居に困難している高齢者に対し、相談会等を開催し、居住の安定を図ることを目的としています。
これまでの取組	令和2年度は新型コロナウイルスの影響で6月の実施を延期したこともあったが、令和3年度からは6～11月の第1木曜日に継続的に住まい探し相談会を実施し、成約・完了につなげることができました。
今後の取組	住まい探し相談会は年6回開催しているが、そのうち2回参加者がいない回があった。相談会についての周知の仕方について検討の必要があります。 長後市民センターでの開催については、毎年参加と成約実績があるため、今後も市北部での開催を継続していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談会開催回数 (回)	6	6	1	6	6	6

(2)人にやさしいまちづくりの推進

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化				建築指導課		
事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。					
これまでの取組	各事前協議等において、条例の趣旨を事業者の説明し、適合となるよう指導・助言を行いました。 公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事業者の理解を深めてもらう必要があることから、助言等を積極的に行っています。					
今後の取組	適合に向けて、各項目の基準適合を柔軟に判断し、より適切な整備を促していく必要があります。 県内市町村の取扱いなどを判断の参考にし、実態に合わせた整備を指導します。 今後も引き続き指導、助言を行い適合遵守率向上を目標とします。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
事前協議件数 (件)	64	51	8	—	—	—
適合件数 (件)	4	1	1	—	—	—
事前協議件数 に対する適合 (%) 件数の割合	6.3	2.0	12.5	10.0	10.0	10.0
② 都市公園のバリアフリー化				公園課		
事業の概要	公園利用者の利便性・安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めています。					
これまでの取組	「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づき、公園施設(トイレ、水飲み、出入口及び園路等)のバリアフリー化を行いました。					
今後の取組	都市公園の新設・改修に合わせて、引き続き、公園施設のバリアフリー化を進めていきます。					

③ 歩行空間ネットワーク整備事業 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に実施しています。
これまでの取組	令和3年度及び令和4年度の工事については、合計3路線、延長280mの整備を実施しました。令和5年度以降も計画的な道路改良工事等を進めます。
今後の取組	引き続き、事業の進捗に合わせて用地取得を進め、合わせてその後の歩行空間整備も滞りなく進めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
道路改良の 工事延長 (m)	157	123	—	188	328	120
事業用地の 買収面積 (m ²)	563	450	—	—	—	—
事業対象 路線数 (路線)	4	1	—	2	2	1

④ 道路バリアフリー化の推進 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差の解消などを実施しています。
これまでの取組	令和3年度及び令和4年については、善行駅周辺の善行5号線、善行12号線及び善行25号線において、合計延長181mのバリアフリー化工事を実施しました。今後も善行駅周辺地区移動円滑化事業の進捗を図ります。
今後の取組	引き続き、事業の進捗に合わせて地元住民や関係機関との協議を進め、合わせてその後の移動円滑化事業も滞りなく進めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
六会日大前駅 周辺 (m)	—	—	—	—	—	—
善行駅周辺 (m)	58	123	—	380	370	370

⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 都市計画課

事業の概要	誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設や乗物等の公共交通機関のバリアフリー化を図ります。
これまでの取組	ノンステップバスの導入率は、平成26年度から導入促進補助を行い、令和元年度末で62%でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ノンステップバスの導入を見送っていたことから、令和4年度末で62%のままとなりました。また、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入率は、令和元年度から補助を行い、令和元年度末で25台であったが、令和4年度末で56台の導入となりました。
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、関係機関等と連携を図りながら、ユニバーサルデザインによる交通環境の整備・充実を進めます。

⑥ 移動交通手段の確保 都市計画課

事業の概要	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、市民、交通事業者、行政等が連携を図りながら、交通施策を展開しています。
これまでの取組	公共交通サービスが利用しにくい地域において、日常生活を支える公共交通を確保するために、2016年(平成28年)から善行地区に、2018年(平成30年)から六会地区において、地域が主体となって運行する乗合タクシーの運行を開始し、2021年(令和3年)～2023年(令和5年)においては、長後地区で乗合タクシーの実証運行を実施いたしました。
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢化社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の確保に向けた取組を進めます。

⑦ 湘南すまいるバス 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター(老人福祉センター)3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年(平成22年)11月から運行しています。
これまでの取組	事業実施により、高齢者の外出支援及び介護予防を図っています。
今後の取組	今後も引き続き、外出支援による介護予防を促進するよう努め、利用者のニーズを把握しながら事業を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1日運行本数 (本)	21	21	
延べ乗車人数 (人)	19,232	23,639	
1日あたり 平均乗車人数 (人)	55	78	

施策2 非常時(災害・感染症等)の対応

(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難所で生活を送る際は、心身の機能低下や状態の悪化が考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があります。特に重篤化しやすい高齢者については、感染症対策等についても留意する必要があります。避難所における健康危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定避難所での生活が困難な人については、福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしており、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

【主な事業】

① 防災ラジオの無償貸与				防災政策課		
事業の概要	社会福祉等事業者又は施設へ、情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を無償で貸与しています。					
これまでの取組	緊急情報等の迅速な伝達を必要とする、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域若しくは津波浸水想定区域における、支援が必要となる要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であって災害からの迅速かつ適切な避難を確保する必要があると認められるもの)へ、防災ラジオの配備を行いました。実績としては2021年から2023年6月末時点で、63台の貸与を行っています。					
今後の取組	災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設への防災ラジオの無償貸与をさらに進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
防災ラジオ 貸与台数 (台)	4	21	38	10	10	10

② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 危機管理課

事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる方(高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など。「避難行動要支援者」という。)が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。
これまでの取組	自主防災組織など487団体のうち、423団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。 なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。
今後の取組	地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進していただけるよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。 一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、要支援者及びそのご家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりを目指します。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
名簿受領意向 団体数 (団体)	420	422	423	424	427	430

③ 避難所等における要配慮者支援 危機管理課

事業の概要	指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無等の公表に努めるほか、各指定避難所の運営委員会に対して、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保・設置に努めるよう促すとともに、必要に応じて福祉避難所(一次)や福祉避難所(二次)への移送を行うなど、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。
これまでの取組	各指定避難所における要配慮者支援につきまして、重症化リスクの高い要配慮者への感染症対策を踏まえた、避難所運営マニュアルを改訂し、各運営委員会に配布しました。 引き続き、充実した要配慮者支援のため、マニュアルの更新など行っていきます。
今後の取組	要配慮者支援を想定した、避難所運営訓練の実施をします。

④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援		危機管理課
事業の概要	<p>水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、災害が発生する恐れがある場合に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。</p> <p>市は、避難確保計画の作成・提出の促進を行うほか、必要に応じて避難訓練の支援を行います。</p>	
これまでの取組	<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成に係る説明会を開催し、計画の作成・提出の促進と受付を行いました。</p>	
今後の取組	<p>津波災害警戒区域の指定に伴い、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しても、計画の作成・提出の促進と受付を行います。</p> <p>避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して、適宜、計画の作成・提出の促進を行います。</p> <p>また、必要に応じて避難訓練の支援を行うことで、作成された避難確保計画の実効性向上に努めます。</p>	

⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実		介護保険課
事業の概要	<p>介護事業所が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。</p>	
これまでの取組	<p>介護事業所は、運営基準上、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、定期的に従事者へ周知するとともに避難等の訓練を行う必要があります。本市が指定する地域密着型サービス事業所等においては、運営指導において策定状況や実施状況を確認しております。</p>	
今後の取組	<p>より具体的に想定された業務継続計画の策定や避難等の訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。</p>	

(2) 感染症対策(新型コロナウイルス感染症の影響を経て)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたが、引き続き重症化リスクの高い高齢者が集団で生活している高齢者施設・事業所については感染拡大を防ぐため、基本的な感染対策の継続が必要となっています。事業所等への適切な情報提供を行いつつ、日常的に感染対策を講じながら、在宅ケア現場における事業や介護サービス等の安定的な提供体制の構築に努めてまいります。

① 新しい生活様式に対応した居場所づくり

住民主体の通いの場は、高齢者が通いの場に集まり、趣味や交流を目的に実施してきました。また、通いの場の多くで、おしゃべりしながら昼食を楽しむことを行ってきました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「3密」や「マスクをはずす会食」に関しては、回避せざるを得なくなり、居場所の在り方についても、再考しなくてはならない状況となりました。

高齢者にとって、人と人との関係性を大切にし、社会参加や生きがいとなり、時には得意なことを発揮したり、役割を認識することのできる場は、重要な社会資源です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持する観点から、新しい生活様式に対応した居場所が必要であり、運営者と協議しながら実施していきます。

居場所事業での感染対策例

- ・ 来所者および運営者の体調確認
- ・ マスクの着用、手洗い・消毒の徹底
- ・ 3密の回避(換気、人数制限、ソーシャルディスタンスの確保)
- ・ プログラムの工夫(密接にならないもの、飛沫の防止)
- ・ 緊急時の速やかな対応への備え 等

② 介護サービスの業務継続のための支援

介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、介護サービス等の安定的な提供体制に大きな影響を与えています。

介護現場においては、日常的なケアにおいて密閉、密集、密接の「三密」が生まれやすく、感染リスクが非常に高いため、職員の負担感が強まっており、恒常的な人手不足のうえに、感染や濃厚接触などで休暇となる場合には、少ない人員で仕事を切り回す必要に迫られ、介護崩壊につながりかねない事態も想定されます。

このような中で、国や神奈川県において、介護事業所に対する衛生用品の配布、職員の応援派遣、家族が感染症で入院した場合に取り残される利用者を受け入れる「短期入所協力施設」を指定する仕組みなど、利用者と職員がともに安全・安心の中で適切なケアが展開される環境整備が進められております。

本市においても、介護事業所に対して、感染症に関する相談体制を整え、神奈川県とともに、事業所のニーズを聞き取りながらマスク等の衛生用品の確保等に努めており、今後においても、介護サービスを安定的に提供するため、市内の介護事業所間における職員相互の応援スキームの構築を図るなど、職員が不安の解消とともに、安全・安心に業務に従事できるよう、あらゆる事態のバックアップ体制の構築に努めていきます。

③ 利用者の心身機能維持等に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が介護サービスの利用を控え、筋力や認知機能が低下するケースが増えている状況にあり、介護事業所においては、利用者に対して、感染防止の徹底を行いつつも、状態悪化も防ぐサービス提供に努める必要性が生じています。

事業所の中には、細部までマニュアル化した感染対策を含めたサービス対応、運動機能を低下させないための自主リハビリメニューの作成及び配布、家族とのオンライン面会などICT化を進めているところがあり、本市としては、このように様々な取組を展開している事業所について効果検証を行うとともに、事業者との意見交換や情報共有等も行いながら、利用者の機能維持向上に向けた支援のあり方を検討していきます。

第5章

介護保険事業と保険料

作成中

第6章

計画の成果指標と推進体制

1. 前計画の評価

理想の高齢社会像の実現に向けて、基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年(令和7年)を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するために設定した成果指標の評価を示しております〔図表6-1〕。

図表 6-1 前計画における成果指標の評価

基本目標	成果指標項目	現状値 (平成28年度)	目標値	達成値	増加値	出典
【基本目標1】 元気に暮らせる地域づくりの推進	主体的健康感(非常に健康である・健康である)	69.9%	77.0%	78.2%	8.3%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	地域活動への参加率	33.4%	40.0%	29.4%	4%減	
	外出頻度(週に3日以上外出する割合)	81.4%	83.0%	81.9%	0.5%増	
		ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.4%	45.0%	41.2%	0.2%減
【基本目標2】 認知症施策の推進	累計認知症サポーター数	16,469人	23,269人	26,085人	9,616人増	福祉健康部調べ
【基本目標3】 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進	高齢者の在宅サービス満足度	21.4%	23.0%	23.3%	1.9%増	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医師の有無	83.7%	85.0%	84.5%	0.8%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	82.0%	83.0%	77.0%	5%減	
	かかりつけ薬局の有無	69.2%	80.0%	66.1%	3.1%減	
【基本目標4】 介護保険サービスの充実	介護保険のサービスの満足度	68.8%	70.0%	78.6%	9.8%増	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標5】 安心して住み続けられる生活環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合(全くない・ほとんどない)	48.0%	50.0%	49.5%	1.5%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	71.2%	73.0%	76.6%	5.4%増	藤沢市市民意識調査
【基本目標6】 地域に根ざした相談支援の推進	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の認知度(各出典の平均値)	61.9%	66.0%	63.9%	2%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉総合相談支援センター相談件数	4,095件	3,492件	2,307件	1,788件減	福祉健康部調べ
	福祉が充実し子どもから高齢者まで守られていると感じる割合	48.2%	50.0%	47.3%	0.9%減	藤沢市市民意識調査

※達成値は、令和元年度現在の値。

2. 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、8つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します〔図表6-2〕。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

図表 6-2 成果指標

基本目標	成果指標項目	現状値(令和元年度)	目標値	出典
【基本目標1】 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進	地域活動への参加	29.4%	40%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	外出頻度(週3日以上外出する割合)	81.9%	83%	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.2%	45%	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】 認知症施策の総合的な推進	累計認知症サポーター数	26,085人	33,585人	福祉健康部調べ
【基本目標3】 介護予防と健康づくりの推進	主観的健康感(非常に健康である・健康である)	78.2%	80%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
【基本目標4】 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実	高齢者の在宅サービス満足度	23.3%	25%	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医の有無	84.5%	85%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	77.0%	83%	
	かかりつけ薬局の有無	66.1%	80%	
【基本目標5】 介護保険サービスの適切な提供	介護保険サービスの満足度(各種サービスの平均)	78.6%	80%	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標6】 安心して住み続けられる環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合(全くない・ほとんどない)	49.5%	50%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保険・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	76.6%	78%	藤沢市市民意識調査
【基本目標7】 地域生活課題に対応する相談支援の充実	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の認知度	63.9%	65%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉が充実し子供から高齢者まで守られていると感じる割合	47.3%	50%	藤沢市市民意識調査
【基本目標8】 非常時(災害・感染症等)の対応	災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちである割合	53.5%	60%	藤沢市市民意識調査

3. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制と進行管理

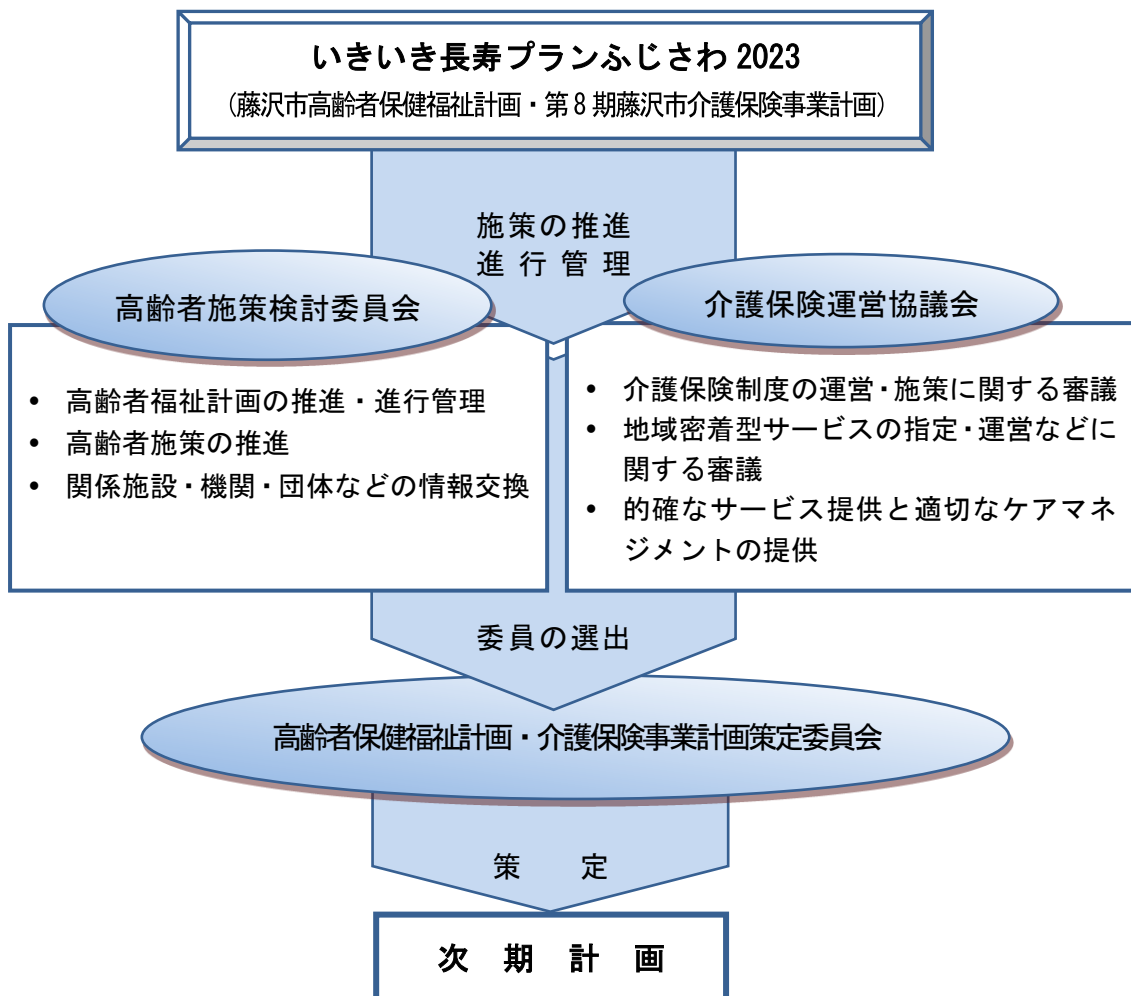
本市では、2000年度(平成12年度)から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります〔図表6-3〕。

図表 6-3 施策の推進と進行管理

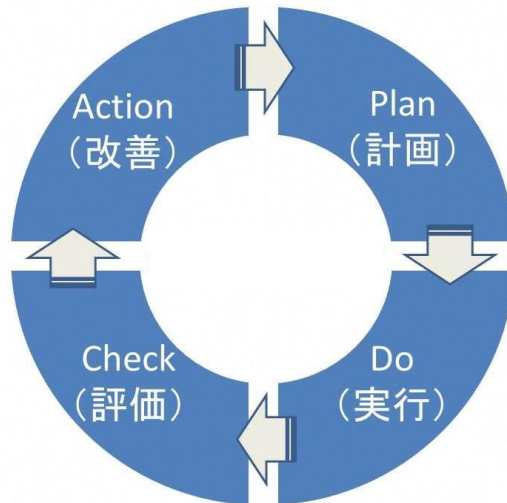


(2) 評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標をPDCAサイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます〔図表6-4〕。

図表 6-4 PDCA サイクル図

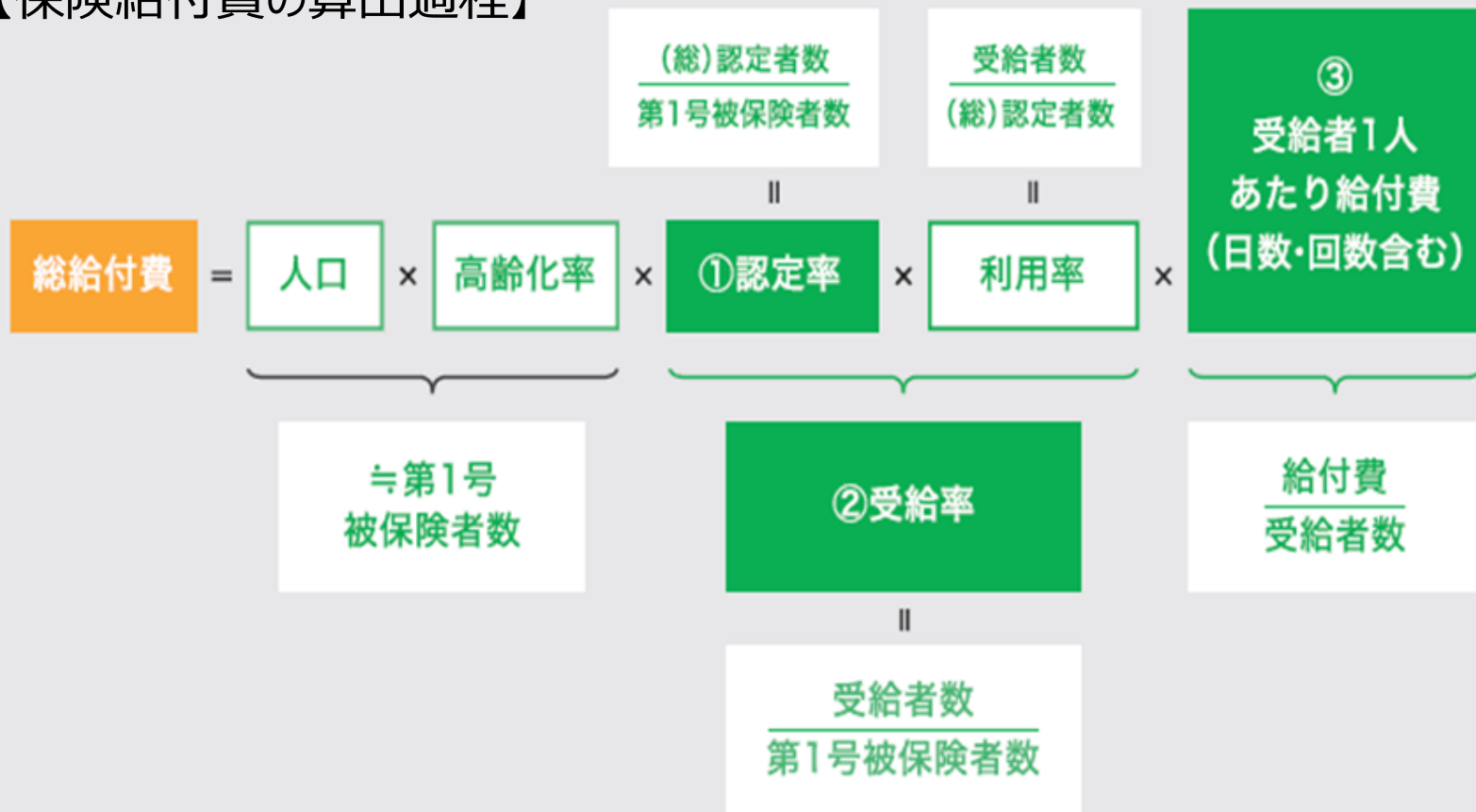
Plan (計画)	高齢者福祉における課題などを踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直しおよび改善を行います。



第9期介護保険事業計画における介護サービス見込み量等の推計

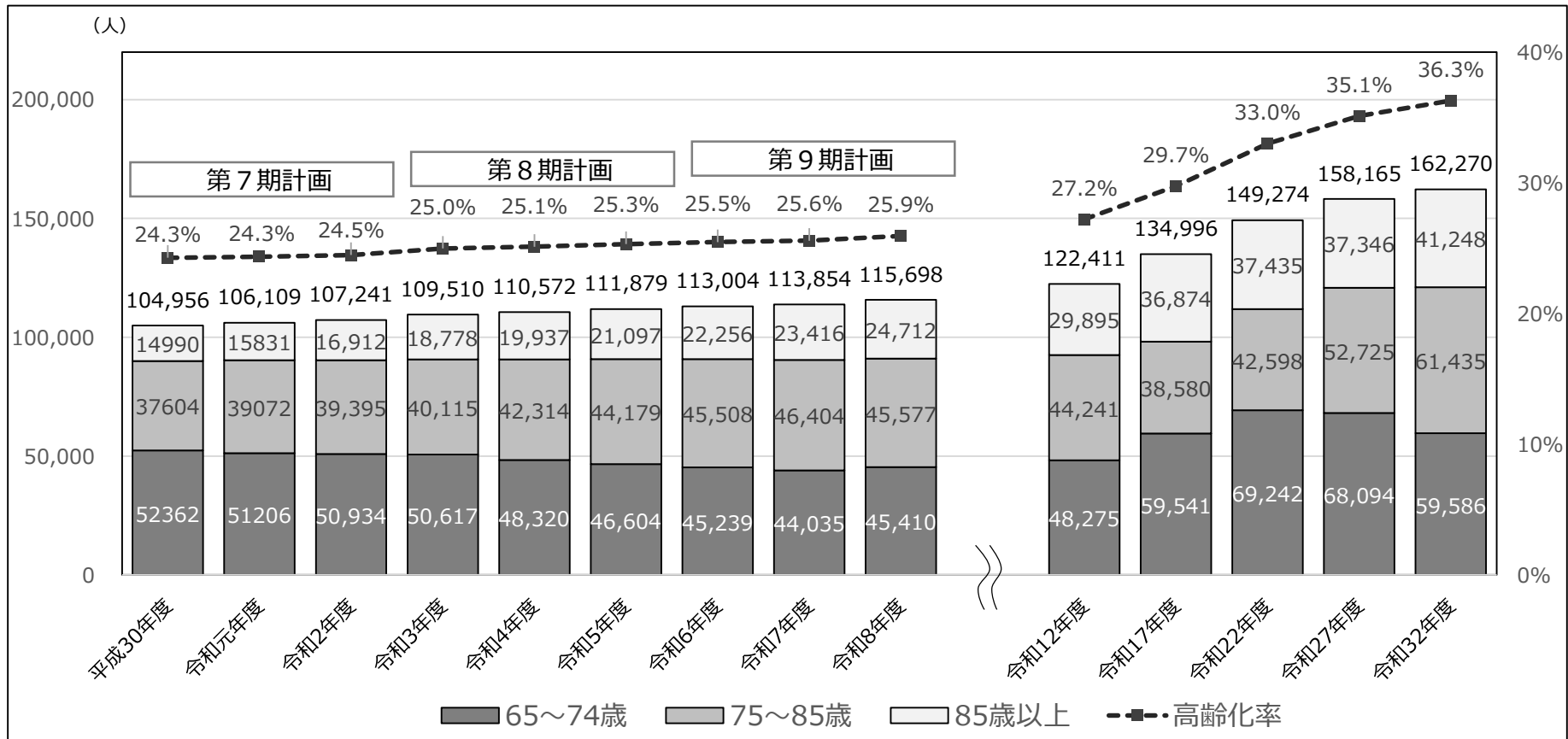
厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』の将来推計機能を使用して、令和6年度～令和8年度における、保険給付費の総額の推計を行いました。なお、推計値は、現時点の暫定値となっており、今後、介護報酬改定による影響等を反映した推計を別途行う予定です。

【保険給付費の算出過程】



65歳以上人口の推移と今後の見込み

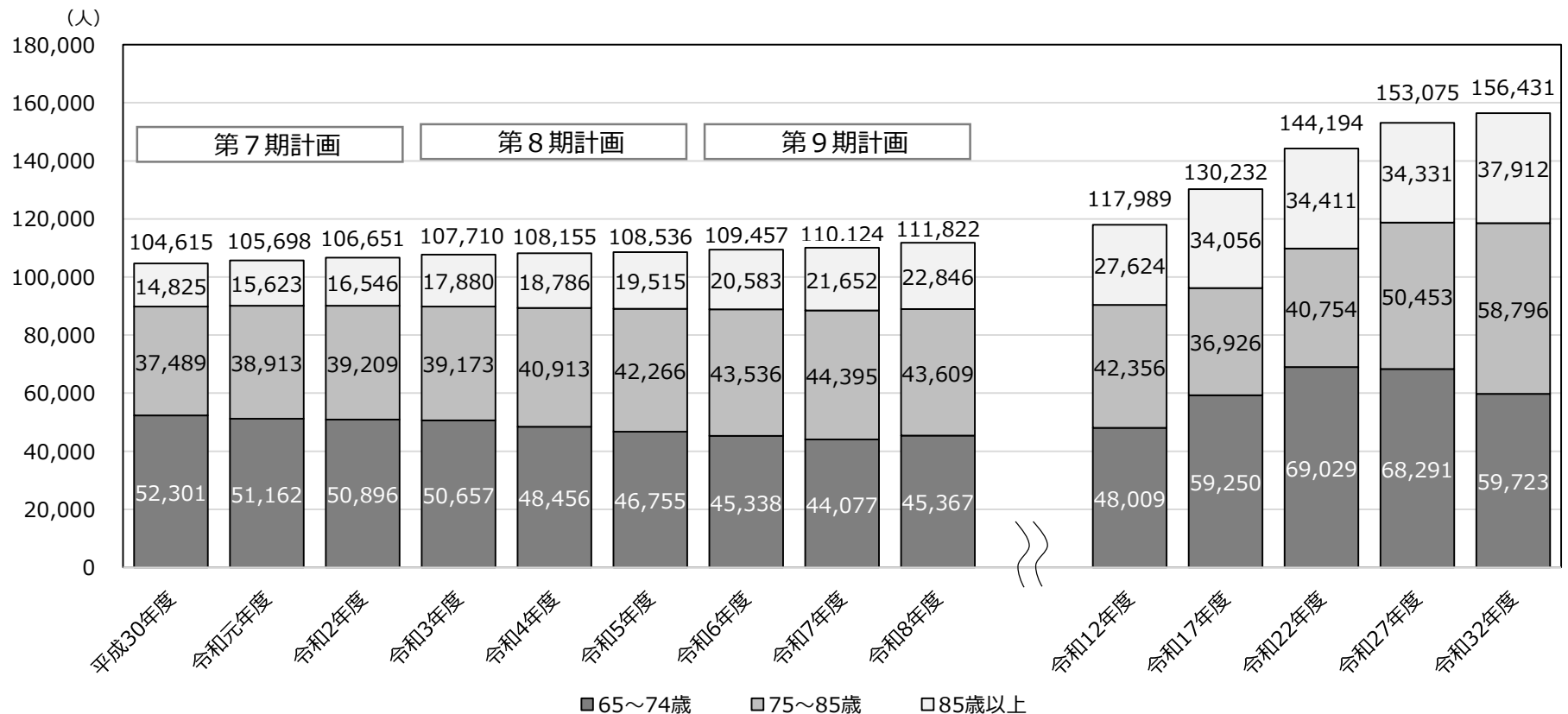
- 後期高齢者（75歳以上）の人口は、団塊の世代の高齢化に伴い、令和7年まで急激に増加します。また、団塊ジュニア世代が75歳以上となる令和22年以降、再び、急激に増加する見込みです。
- 高齢化率は、上昇を続け、令和22年には、33.0%と、3人に1人が高齢者となる見込みです。



【出典】令和5年度までは、住民基本台帳に基づく実績値（各年10月1日時点。令和5年度は8月1日時点。令和6年度以降は、藤沢市将来人口推計を基に介護保険課作成）

第1号被保険者数の推移と今後の見込み

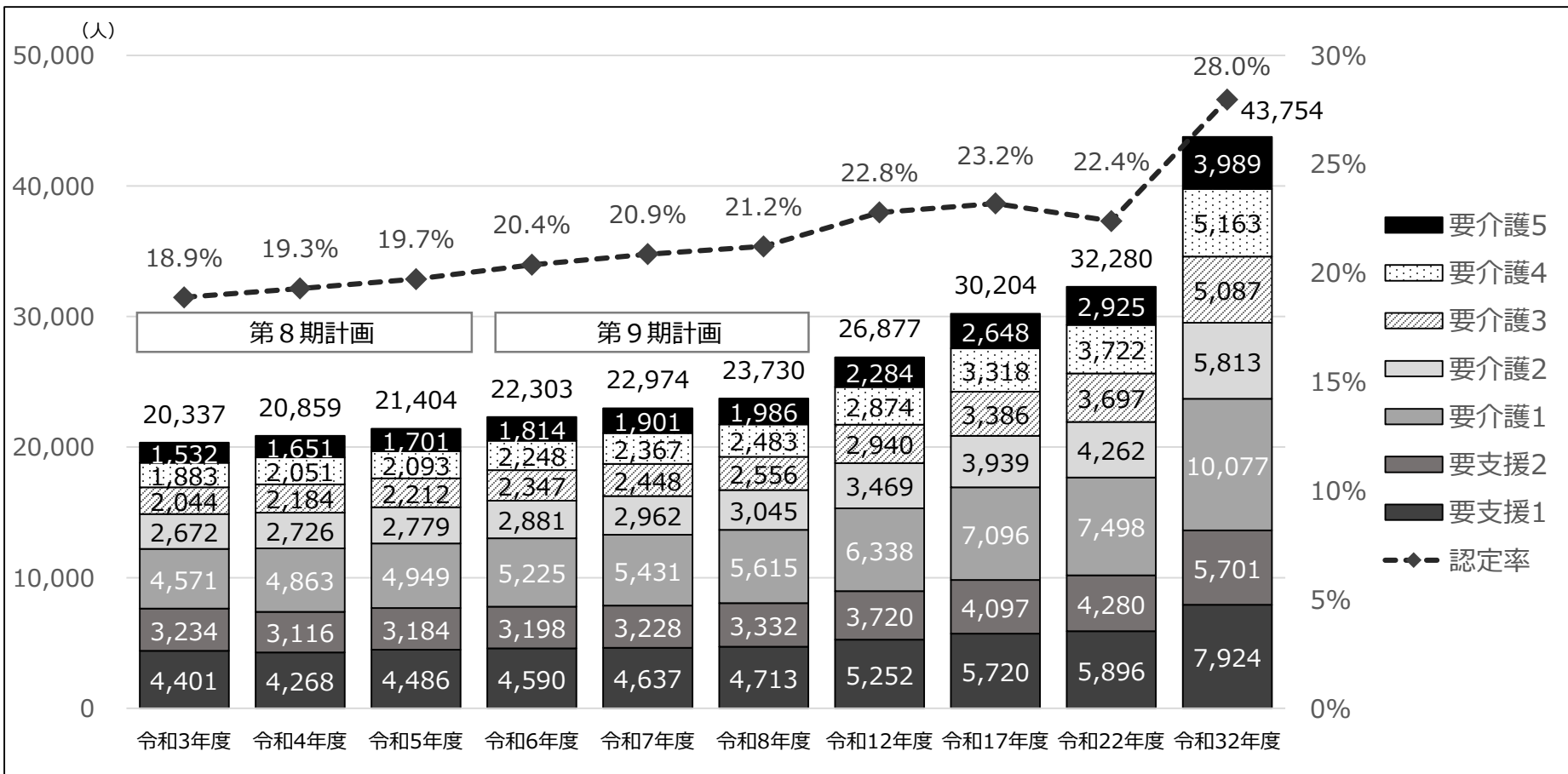
- 藤沢市将来人口推計に基づき、住所地特例対象者等を考慮し、第1号被保険者数を推計しました。
- 前期高齢者（65～74歳）は令和7年度までは減少傾向となり、その後増加に転じる見込みです。また、介護認定率の高くなる85歳以上の被保険者は、増加傾向が続く見込みです。



【出典】令和5年度までは実績値（各年10月1日時点。令和5年度は8月1日時点。令和6年度以降は、藤沢市将来人口推計を基に介護保険課作成）

認定者数の推移と今後の見込み

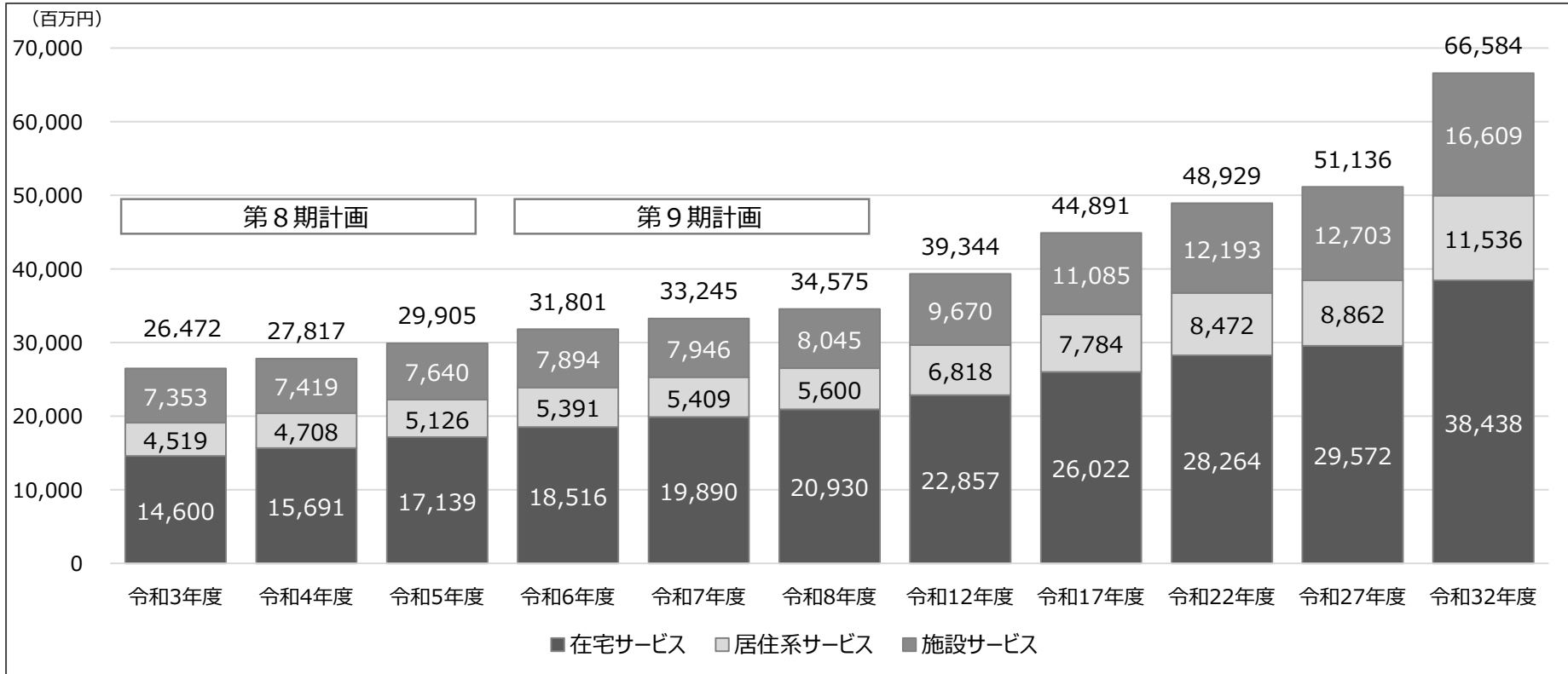
- 高齢者人口の増加に伴い、認定者数が増加するとともに、後期高齢者の増加により、認定率も上昇する見込みです。
- 介護度別にみると、重い介護度ほど増加率が高い傾向がありますが、増加人数としては、要介護1が最大となる見込みです。



【出典】令和5年までは介護保険事業状況報告（各年9月末時点。令和5年度は8月末時点。）令和6年度以降は、「見える化システム」将来推計を基に介護保険課作成

保険給付費の推移と今後の見込み

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や介護ニーズの増加に伴い、サービス利用者や介護給付費等の増加が見込まれます。
- 保険給付費は、令和8年度には約346億となる見込みです。第9期計画期間3年間の保険給付費の総額は、約996億であり、第8期計画期間3年間の総額と比較すると、約154億円の増加（118.3%）となる見込みです。



【出典】令和4年度までは介護保険事業状況報告の実績値。令和5年度以降は、地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能による推計値。

サービス別の給付費の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	3,066,573	3,372,289	3,911,719	4,327,259	4,736,623	5,030,029
訪問入浴介護	220,902	240,571	272,863	306,516	337,127	355,832
訪問看護	1,254,069	1,357,155	1,442,810	1,552,446	1,680,661	1,766,661
訪問リハビリテーション	164,082	161,727	198,066	203,191	209,256	215,156
居宅療養管理指導	792,833	856,375	952,916	1,013,577	1,079,154	1,132,065
通所介護	2,641,186	2,741,313	2,991,920	3,216,719	3,414,378	3,580,200
通所リハビリテーション	496,446	531,028	597,305	642,868	691,976	729,554
短期入所生活介護	885,359	876,683	945,605	1,047,885	1,110,875	1,175,698
短期入所療養介護(老健)	64,774	57,829	80,805	85,246	93,840	96,693
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,092,256	1,171,046	1,243,188	1,319,291	1,409,856	1,475,139
特定福祉用具購入費	39,439	46,907	59,126	63,269	65,814	69,314
住宅改修費	97,101	91,211	90,348	90,245	93,736	94,837
特定施設入居者生活介護	2,539,288	2,671,675	2,927,216	3,119,678	3,119,678	3,235,691
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	137,632	181,577	216,792	253,501	272,093	284,980
夜間対応型訪問介護	12,057	12,486	10,937	10,141	11,760	11,983
地域密着型通所介護	716,307	762,935	801,093	858,827	923,974	975,218
認知症対応型通所介護	95,403	101,480	132,154	150,617	163,196	172,164
小規模多機能型居宅介護	952,882	934,486	850,841	849,516	896,072	933,732
認知症対応型共同生活介護	1,632,605	1,666,436	1,813,516	1,865,755	1,865,755	1,926,956
地域密着型特定施設入居者生活介護	347,432	369,691	385,265	405,486	423,606	437,667
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	144,571	141,277	150,440	152,396	152,396	251,321
看護小規模多機能型居宅介護	303,235	519,919	564,499	648,531	698,376	732,434
複合型サービス(新設)	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	4,600,894	4,754,759	4,920,996	5,162,688	5,162,688	5,162,688
介護老人保健施設	2,401,978	2,335,037	2,370,779	2,319,068	2,370,468	2,370,468
介護医療院	156,401	172,520	195,036	260,232	260,232	260,232
介護療養型医療施設	48,807	15,096	3,129	0	0	0
居宅介護支援・介護予防支援	1,567,805	1,673,863	1,775,558	1,876,008	2,001,004	2,097,876

※介護予防・生活支援サービス(介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス等)に係る事業費は、その他の地域支援事業費とともに推計を行う予定であり、現時点では未推計のため記載していません。

【出典】令和4年度までは介護保険事業状況報告の実績値。令和5年度以降は、地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能による推計値。

第 9 期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の整備方針 (案)

今後、高齢者人口、特に、後期高齢者人口の増加に伴い、本市の要介護高齢者も増加していくことが見込まれており、これに対応し、必要なサービスを提供するためには、介護サービスの基盤整備が必要です。

第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の策定に向けては、要介護高齢者に対して、住み慣れた地域での生活を支えるために在宅サービスの充実を図るとともに、在宅生活が困難となった要介護高齢者の生活の場として、施設・居住系サービスも一定程度整備を進めていきます。

1 特別養護老人ホーム

- ・ 現在の入所待機者の状況や、将来の要介護高齢者の増加見込み等を踏まえた今後の需要予測では、令和 8 年度末までに 124 人分程度の整備になると見込んでいます。
- ・ 第 9 期介護保険事業計画においては、生産年齢人口の減少による介護人材不足の深刻化や、有料老人ホーム等多様な住まいの整備が増加していることなどを考慮し、48 床の整備を目標とします。
- ・ 広域型特別養護老人ホームについては、新規の整備は行わず、既存施設における短期入所等から本入所への転換による増床 (19 床) を基本とします。
- ・ 本市の被保険者の入所待機者解消を図るため、地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設 (29 床) の新規整備を目標とします。

2 介護医療院・介護老人保健施設

- ・ 医療・介護の複合ニーズを有する要介護高齢者の受入れ基盤を確保するため、介護医療院 1 施設 (100 床) を整備します。
- ・ 整備に当たっては、介護老人保健施設において、医療的ケア・医療的措置の必要性等により、特別養護老人ホームやその他の施設に入所できず、長期に渡り入所している利用者が一定数存在すること等を考慮し、介護老人保健施設から介護医療院への転換による整備を行います。

- ・ 介護老人保健施設の新規整備については、利用率が減少傾向にあること、介護医療院への転換が第9期介護保険事業計画の最終年度（令和8年度）の見込みであることを考慮し、第9期計画期間内での新規整備は行わず、第10期以降に、ニーズ等を踏まえて必要な整備数を検討します。

3 特定施設入居者生活介護事業所（介護付き有料老人ホーム）

- ・ 在宅生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢として、近年、比較的軽度な要支援者から中重度の要介護高齢者まで利用が進んでおり、特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待できることから、50床を目標として整備を行います。
- ・ 整備にあたっては、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームを特定施設入居者生活介護として指定を行うことで、包括的に介護サービスを受けられる環境を整備し、看取り機能の強化による中重度の要介護高齢者の受入を促進するため、既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備を基本とします。
- ・ 転換にあたっては、市内被保険者が優先的に入所できるよう、地域密着型特定施設入居者生活介護を優先的に整備することとします。

4 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）

- ・ 認知症となっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、生活圈域ごとのこれまでの整備状況等を踏まえながら、2施設（36床）の整備を目標とします。
- ・ 整備にあたっては、13地区ごとの高齢化率や今後の高齢者人口の増加見込み等、地域の実情に応じて、将来的なニーズの高い圏域を優先として整備を推進します。
- ・ 神奈川県地域医療介護総合確保基金を活用し、積極的に整備を行います。

以 上

【別紙】各計画期間における整備（見込・計画）数

サービス種別	第7期末 整備数	第8期 整備見込数	第9期 整備目標数	第9期末 整備数
特別養護老人ホーム	19 施設 1531 人	19 施設 1627 人	1 施設 48 人	20 施設 1675 人
広域型	17 施設 1486 人	17 施設 1582 人	0 施設 19 人	17 施設 1601 人
地域密着型	2 施設 45 人	2 施設 45 人	1 施設 29 人	3 施設 74 人
介護老人保健施設	7 施設 700 人	7 施設 100 人	△1 施設 △100 人	6 施設 600 人
介護医療院	1 施設 60 人	1 施設 60 人	1 施設 100 人	2 施設 160 人
特定施設入居者生活 介護事業所（※）	29 施設 1496 人	29 施設 1496 人	50 人	1546 人
広域型	23 施設 1339 人	23 施設 1339 人		
地域密着型	6 施設 157 人	6 施設 157 人		
認知症対応型共同生 活介護	31 施設 531 人	32 施設 549 人	2 施設 36 人	34 施設 585 人

※特定施設入居者生活介護事業所の整備は、施設数の目標値は定めず、サービス転換や既存施設の増床などにより、広域型と地域密着型を合わせて最大 50 床の整備を目指します。

以 上